

みんなのふくし丸亀プラン

(丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和8年3月

丸亀市

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

ごあいさつ

丸亀市では、地域の皆さまが住み慣れたまち丸亀で、健やかに、そして安心して暮らし続けていただけるよう、「みんながつながり、みんなを支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を基本理念に掲げており、この理念のもとに、丸亀市社会福祉協議会と協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した「みんなのふくし丸亀プラン」を策定し、多様な地域福祉施策を推進しています。



このたび、ここに令和8年度から令和13年度までを計画期間とする第4次計画を策定いたしました。近年の少子高齢化に伴う人口減少や核家族化、生活様式や価値観の多様化など、社会環境は大きな転換期を迎えています。こうした変化により、「人と人」、「人と社会」の関係性が希薄化するなど、地域のつながりの弱体化が大きな社会問題となっています。このような背景から、地域で暮らす方々の福祉課題は一層複雑化・深刻化しており、さらには、孤立や困難が表面化しにくい事例も増加するなど、従来 of 仕組みだけでは十分に対応できない状況が顕在化してまいりました。

そこで本計画では、私たちが直面する社会構造の変化と深刻化する福祉課題を踏まえ、改正社会福祉法で示された重層的支援体制の考え方を取り入れ対応することとしました。地域のあらゆる相談を包括的に受け止め、必要な支援を一体的に提供していくことを基本方針とし、本市の取り組む方向性と具体的施策を示しました。また、「再犯防止推進計画」を包含し、再犯防止を地域全体で支えるべき福祉課題として位置づけ、国の方針との整合性も確保しました。

今後、安全で安心できる地域づくりに向けては、行政のみならず、地域社会の力がより一層求められる時代となっています。こうした状況を踏まえ、本市といたしましては、本計画に掲げた理念と施策を着実に推進し、地域の誰もが孤立することなく、互いに支え合いながら尊厳のある自分らしい生活を継続できる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。市民の皆さま、関係団体の皆さまにおかれましては、引き続き地域福祉の推進に向けてのご理解とお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました丸亀市福祉推進委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査や住民座談会、パブリックコメントを通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せくださった市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和8年3月

丸亀市長 **松永 恭二**

ごあいさつ

このたび、丸亀市社会福祉協議会は丸亀市と共に令和8年度から6年間を計画期間とする「みんなのふくし丸亀プラン」を策定しました。

この計画の策定にあたりましては、市民の皆さんや関係団体、高校生の皆さんへのアンケート調査に加えて、市内17地区での住民座談会を行いました。

アンケート調査にご協力いただいた皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました地域の皆様に、心からお礼を申し上げます。

丸亀市においても、人口減少や少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への支援が課題となるなかで、アンケート調査や座談会で把握された内容と、これまで社協職員が地域に出向き、聞き取りした取組など、地域福祉ニーズの検証や評価をしながら、これからも住みなれた地域で安心して生活を営むためには、何が必要かを改めて精査してまいりました。

住民座談会では、「最近は見守り活動が難しくなっている」、「近所付き合いが薄くなっている」、「情報共有がなくなっている」などの意見が多く聞かれ、地域での見守りに課題があるという意見が多く出されました。

また、アンケート調査では必要な情報を得やすくすることや、相談しやすい環境づくりが求められるという意見も寄せられました。

これからの地域づくりは、これまでの「地域のつながり」を大切にしつつ、企業、団体などと「互いに協力し合うつながり」が求められていることや、複合的な課題を抱えるケースが増える中で、関係機関と連携を図っていく重層的な支援をさらに進めていく必要があることを改めて認識したところです。

今回の計画は「地域づくり」、「ひとづくり」、「しくみづくり」を基本目標に掲げ、地域で支え合う環境を整えながら、その活動に関わる人づくりを進め、全ての人が必要な情報と支援を受けることができるような体制を整備することとしております。

時代が変わり、地域の状況も変化する中で、丸亀市社会福祉協議会の取組も、より一層地域の課題に寄り添う必要があります。

この計画を基本に「今必要な施策」を地域の皆様と一緒に進んで推進し、困難な状況にある人を思いやり、つながり、支え合える地域づくりに取り組んでまいりますので、今後ともご支援とご協力をお願いします。

令和8年3月

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会会長

窪田 徹也



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の 背景と趣旨	1
2 地域福祉推進に向けた 法制度の 整備と国の 動向	6
3 計画の 位置付け	8
4 他計画との 関係	10
5 計画の期間	11
6 計画の 策定方法	12
第2章 丸亀市をとりまく状況	13
1 データから 見る現状	13
2 アンケート 調査から みる現状	24
3 住民座談会 で把握した 地域の現状	41
4 第3次計画 の評価及び 課題	47
みんなで支え合う「しくみづくり」	47
誰一人取り残さない支援の体制をつくろう	47
地域でつながり支え合う関係を深めよう	49
課題の深刻化を防ぐ体制をつくろう	50
地域での自立を支えるしくみをつくろう	51
地域福祉を支える「ひとづくり」	52
人権意識と福祉の心を育てよう	52
地域福祉活動の担い手を増やそう	53
担い手が活動しやすい環境をつくろう	54
地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」	55
誰もが地域に出やすい環境をつくろう	55
地域における防犯・事故防止活動を広げよう	57
災害に強い地域をつくろう	58
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 地域共生 社会の推進 と SDGs	60
3 丸亀市にお ける重層的 支援体制の 考え方	61
4 基本目標	62
基本目標1 みんなつながる共感と交流の「地域づくり」	62
基本目標2 みんなで支え合う「ひとづくり」	62
基本目標3 安心した暮らしを支える「しくみづくり」	62
5 計画の体系	63

第4章 取組の推進	64
みんなつながる共感と交流の「地域づくり」	64
地域でつながり支え合う関係を深めよう	64
地域での活動を活性化させよう	68
多様な人が参加できるしくみをつくろう	71
みんなで支え合う「ひとづくり」	77
人権意識と福祉の心を育てよう	77
地域福祉活動の担い手を増やそう	81
福祉の専門的人材を育てよう	86
安心した暮らしを支える「しくみづくり」	91
住民の困りごとに寄り添った支援の体制をつくろう	91
質の高い福祉サービスを提供しよう	100
誰もが地域に出やすい環境をつくろう	104
地域における防犯・事故防止活動を広げよう	107
災害に強い地域をつくろう	110
第5章 丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画	114
1 計画の概要	114
2 重層的支援体制整備事業における実施事業・実施体制	118
3 計画の推進	121
4 その他	122
第6章 計画の推進に向けて	125
1 計画の推進体制	125
2 計画の進行管理	125
3 目標指標一覧	126
資料編	129
1 計画の策定経過	129
2 丸亀市福祉推進委員会委員名簿	131
3 諮問書	133
4 答申書	134
5 地区別住民座談会（17地区）の詳細	136
6 住民座談会（全体会）の詳細	153
7 用語解説	155

第1章 計画の概要

1 計画策定の 背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、価値観やライフスタイルの多様化が進展する中、地域における相互扶助の基盤である「人と人とのつながり」や「家庭・地域における支え合い」が希薄となり、従来、地域社会が担ってきた助け合いや支え合いなどの機能低下が危惧されています。こうした社会構造の変化に伴い、地域においては、生活困窮者、社会的孤立、老々介護、ひきこもり、8050世帯、ダブルケア、虐待などの様々な問題がみられ、また、それらは複合化・複雑化の様相を呈しています。このような状況を踏まえ、地域住民や関係機関が連携・協働し、地域全体で支え合う体制を構築することが求められており、「地域福祉」(3ページ参照)の一層の充実と推進が、これまで以上に重要となっています。

また、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題などに対応するため、制度化されたサービスと地域の助け合いによる支援を両輪として一体的かつ重層的に支援を実施していく必要があります。

国においては、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」(4ページ参照)を実現する」という方向性が示されました。

また、同年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むしくみをつくっていくことや、市町村には地域づくりのための支援、地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な支援体制の整備を進める方向性が示されています。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民や福祉関係者が、福祉・介護・保健医療・住まい・就労・教育などに関する地域生活課題を把握し、関係機関と連携してその解決を図ることが規定されました。この改正により、地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助・公助(5ページ参照)の考え方にに基づき、地域住民、事業者、関係機関、団体及び行政がそれぞれの役割を担うとともに、連携して取り組むことが求められています。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。また、福祉課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉の推進に参画できる環境づくりを一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

一方、丸亀市では、地域福祉課題に対応するため、平成21年3月に「丸亀市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や、地域住民・福祉事業者による主体的な福祉活動への支援など、様々な施策を推進してきました。また、丸亀市社会福祉協議会では、平成22年3月に「丸亀市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民の支え合い活動などを展開してきました。さらに、平成28年には、丸亀市と丸亀市社会福祉協議会が協働し、「みんなのふくし丸亀プラン（丸亀市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を、令和3年には、「みんなのふくし丸亀プラン（丸亀市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を基本理念に掲げ、地域福祉を推進してきました。

今般、現在の社会情勢等を踏まえ、第3次計画の進捗管理から得られた成果や課題、また、社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業を活用した取組を合わせ、丸亀市の地域福祉の推進方針を示す新たな計画「みんなのふくし丸亀プラン（丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。



地域福祉とは

「地域福祉」とは、「地域で暮らすみんな」が、安心して幸せに暮らせるように、地域生活課題に対して地域住民や関係機関・団体などの関係者が共に考え、解決に取り組んでいく考え方です。

地域福祉の推進にあたっては、日頃から地域の人たちが顔を合わせ、言葉を交わし、地域とつながることが大切です。そうしたつながりが、いざという時に「支え合える力」になります。

また、一人では抱えきれないような生活の悩みや、複雑に絡み合った困難にも、地域全体で寄り添い、必要に応じて専門的な支援につなぐことのできるしくみづくりが求められています。

地域福祉の取組は、特別な知識や技術がなくても、誰もが参加できるものです。しかし、それを進めていくには、「地域で暮らすみんな」の思いやりと協力が欠かせません。

小さな声に耳を傾け、そっと寄り添うことも地域福祉。それは、誰かのためであり、いつかの自分のためでもあるのです。



地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。

そのような社会の実現のためには、多様な人々が互いに支え合い、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域のしくみを築くことが必要です。



地域共生社会が必要とされる理由

①高齢化や少子化に対応するため

高齢化により支援が必要な人が増える一方で、少子化により地域の担い手が減少しており、地域全体で支え合うしくみが必要です。

②多様な人々が共に暮らす社会に対応するため

国籍や文化的背景、性別、障がいの有無、家庭環境、疾病と共に生きる方など、多様な人々が共に暮らす社会では、従来の「支える人」と「支えられる人」の関係だけでは対応できない課題が増えてきています。そのため、誰もが役割を持ち、支え合うしくみが必要です。

③孤立や社会的な孤独を防ぐため

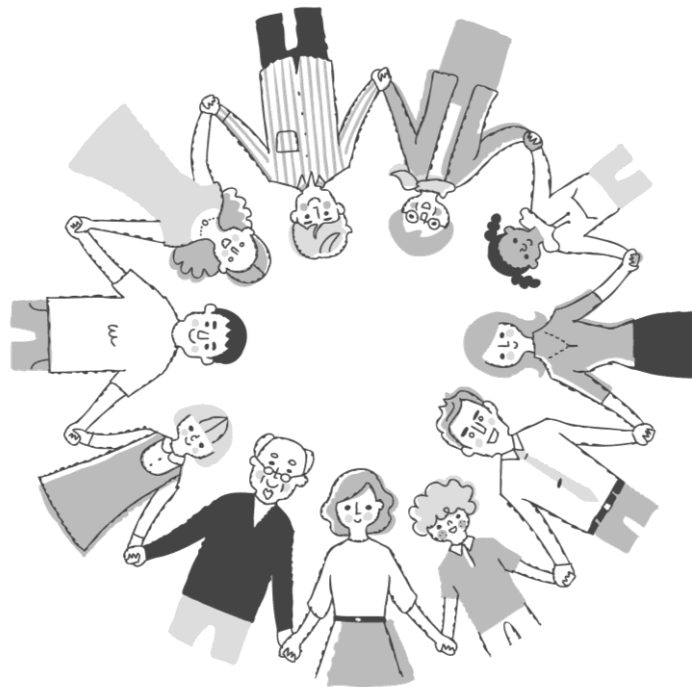
地域の中で孤立したり、社会的に孤独を感じたりしないように、住民同士や地域とのつながりを築くことが大切です。

④地域全体の安心・安全を高めるため

地域の中で互いに助け合うしくみをつくることで、災害時や緊急時に対応しやすくなるだけでなく、日常的な見守りや声かけを通じて、防犯や事故の防止にもつながります。

⑤住民一人ひとりの生きがいを支えるため

役割を持って地域活動に参加することで、住民自身の生きがいや充実感が生まれます。



自助・互助・共助・公助の概念

生活課題が複合化・複雑化する中で、行政だけでは十分な対応ができません。本計画は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）の役割分担と相互の連携によって推進していきます。

自 助

- 日ごろから地域における交流や活動に参加します。
- 自身や家族で行政サービスや民間サービスを利用しながら主体的に解決を図ります。
- 自身の努力のみで解決できない課題について、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりします。

互 助

- 近隣の住民同士や地域で活動する組織・団体等による自主的な支え合い・助け合いで、課題の解決を図ります。
 - ・地域の人や友人等による助け合い
 - ・コミュニティなどの多様な主体による活動
 - ・ボランティア活動
 - ・当事者団体の取組 など

地域福祉においては中心となる取組です。

共 助

- 国民全体で支え合う、制度化された相互扶助。
- 介護サービスや医療、年金などのように、保険料・税を納付することにより、必要になった場合に対価としてサービスや年金の支給を受けます。

公 助

- 行政や公的機関が提供するサービスや支援。
- 自助・互助・共助で解決できない生活課題に対応するため、支援やサービスを提供します。
- 個人や地域の事情に左右されず誰もが公平にサービスを受けられるよう制度として位置付けます。

2 地域福祉推進 に向けた 法制度の 整備と国の 動向

(1) 社会福祉法の改正

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉・介護・保健医療・住まい・就労・教育などに関する地域生活課題を把握するとともに、課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、その課題の解決を図っていくことが規定されています。(法第4条)

そこでは、地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助及び公助の概念に基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体及び行政のそれぞれが役割を担い、連携して取り組むことが必要とされています。

(2) 重層的支援体制整備事業に関する法律

平成29年2月に、厚生労働省は『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』を公表し、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱に沿ってその具体化に向けた改革を進めていくこととしました。

この改革の一つとして平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村に対し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。(法第106条の3)

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定される(法第107条)とともに、地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインでは、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置付けられました。

また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体のものとして実施する事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されました。(法106条の4)

年	地域共生社会の実現に関する国の主な動き
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定 「地域共生社会」の実現を提唱 ・「改正社会福祉法」の施行 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正社会福祉法」の施行 市町村における包括的な支援体制の整備 市町村地域福祉計画の充実 ・地域福祉計画策定ガイドラインの改定
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正社会福祉法」の施行 重層的支援体制整備事業の創設等について規定

(3) 生活困窮者自立支援法

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」第4条第1項により、市は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされました。

(4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を定め、実施する責務を有することとされました。

(5) 孤独・孤立対策推進法

令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」により、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等が規定されました。

3 計画の 位置付け

(1) 計画の法的な位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を目的とする団体と規定されている社会福祉協議会が、地域や関係団体と共に地域福祉を実践するための具体的な内容を定めた計画です。

丸亀市と丸亀市社会福祉協議会では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を協働により一体的に策定し、本計画としています。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条第2項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

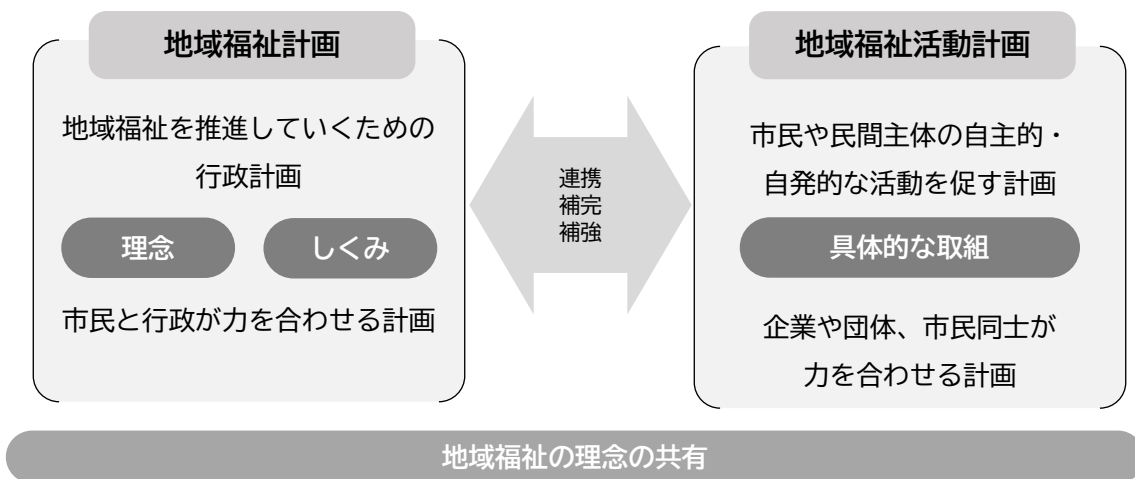
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、「地域の助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、丸亀市社会福祉協議会が策定し、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなどによる地域福祉活動の自主的・自発的な行動を促すための計画です。丸亀市社会福祉協議会においては、「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性をいかしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を促進し、その組織化を進めています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくための計画です。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



4 他計画との 関係

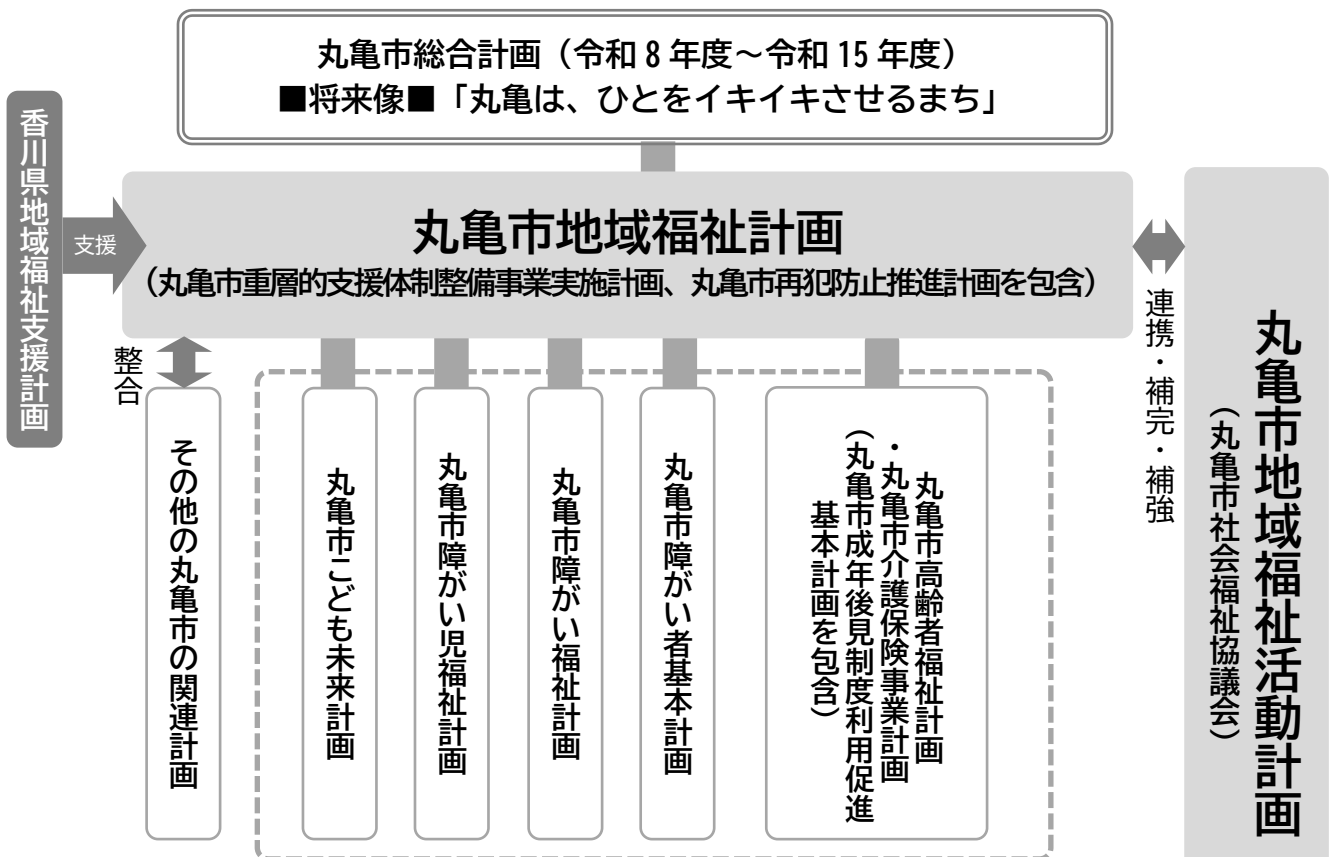
本計画は、「丸亀市総合計画」を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなど、あらゆる分野において地域福祉に関する部分の連携を図り、各分野の計画との整合性を保ちながら、施策の推進を図るものとします。本計画では、個別計画の横断的な地域の取組を支えるため、地域福祉の推進に向けた共通理念と目指すべき地域の姿を明確にします。

また、社会福祉法第106条の4による重層的支援体制整備事業については、丸亀市における包括的な支援体制の整備の重要な手段の一つとして位置づけ、社会福祉法第106条の5に基づき、福祉・教育分野など関連する個別計画の内容と整合を図った「丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、本計画の5章に掲載します。

さらに本計画の、行動目標7「住民の困りごとに寄り添った支援の体制をつくろう」において、再犯防止のための取組として記載した内容を「丸亀市再犯防止推進計画」とし、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付けます。

なお、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）は、丸亀市高齢者福祉計画・丸亀市介護保険事業計画において掲載しています。

【他計画との関係】



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

	(年度)													
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
総合計画	第二次総合計画								第三次総合計画					
地域福祉計画・地域福祉活動計画	第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画			第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画				第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画						
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画			第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画			第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画			第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画		第12次高齢者福祉計画・第11期介護保険事業計画		
障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第2次障がい者基本計画			第3次障がい者基本計画					第4次障がい者基本計画					
	第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画		第9期障がい福祉計画				
	第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画		第4期障がい児福祉計画		第5期障がい児福祉計画					
子ども未来計画	子ども・子育て支援事業計画「子ども未来計画」		子ども・子育て支援事業計画「第2期子ども未来計画」				第3期子ども未来計画				第4期子ども未来計画			

6 計画の 策定方法

基礎調査

既存資料分析

- ・統計資料分析
- ・既存計画等文献調査
- ・社会資源調査
- ・その他調査等

アンケート調査

○調査内容

丸亀市在住の18歳以上の3,000人を対象に、地域福祉に関する意識について調査を実施。

関係団体アンケート調査

○調査内容

丸亀市内の地域福祉分野で活動している80団体、事業所80か所を対象に、地域生活課題や福祉問題等について調査を実施。

住民座談会

○調査内容

丸亀市内の17地区で、地域の良いところや問題点、今後取り組めることをグループワーク形式で意見交換を実施。また、地区で交わされた意見について中学校区単位で共有する全体会を実施。

高校生アンケート調査

○調査内容

丸亀市内の高校に通う981人を対象に、地域福祉に関する意識について調査を実施。

第3次計画の評価、現状・課題の抽出

計画原案作成

丸亀市福祉推進委員会

- ・計画内容についての審議を行う場
- ・現状・課題を把握しながら、全市的な視点から丸亀市の地域福祉の推進に向けた基本理念及び具体的な取組・活動等について審議

丸亀市議会

- ・計画の基本方針、検討過程、及び今後の進行スケジュールなどを報告し、議会からの意見や提案を踏まえた調整を行う。

パブリックコメント

- ・計画内容に関して住民から広く意見を得るため、丸亀市ホームページに計画案を掲載するほか、指定した場所での閲覧により公表し、意見を募集する。

丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

□□□□は、住民参画による策定プロセス

第2章 丸亀市をとりまく状況

1 データから見る現状

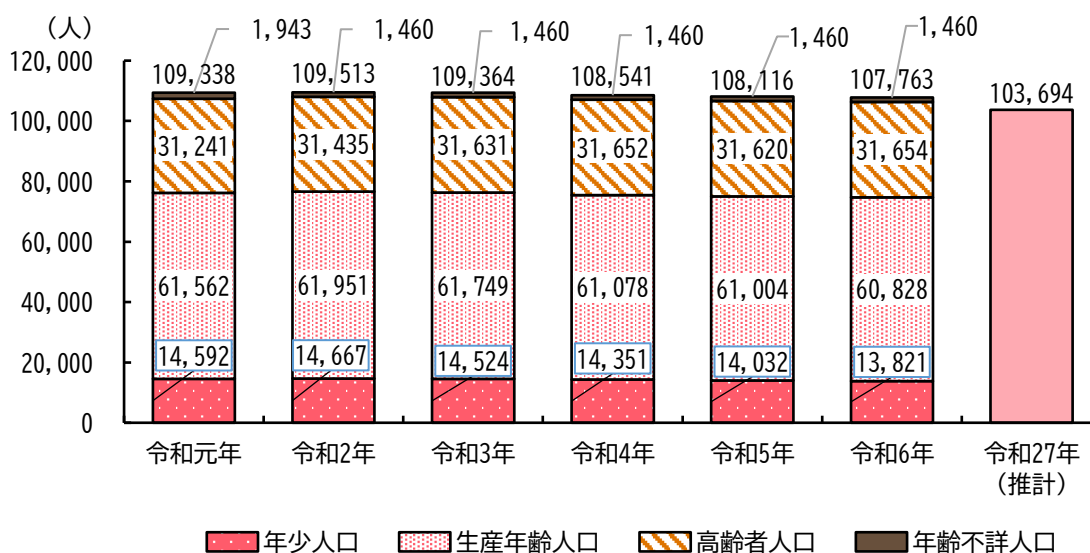
(1) 人口・世帯の動向

① 人口の推移

丸亀市の総人口は、令和2年にわずかに増加したものの、令和3年以降減少傾向となり、令和6年では107,763人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、令和6年では高齢者人口が31,654人となっています。

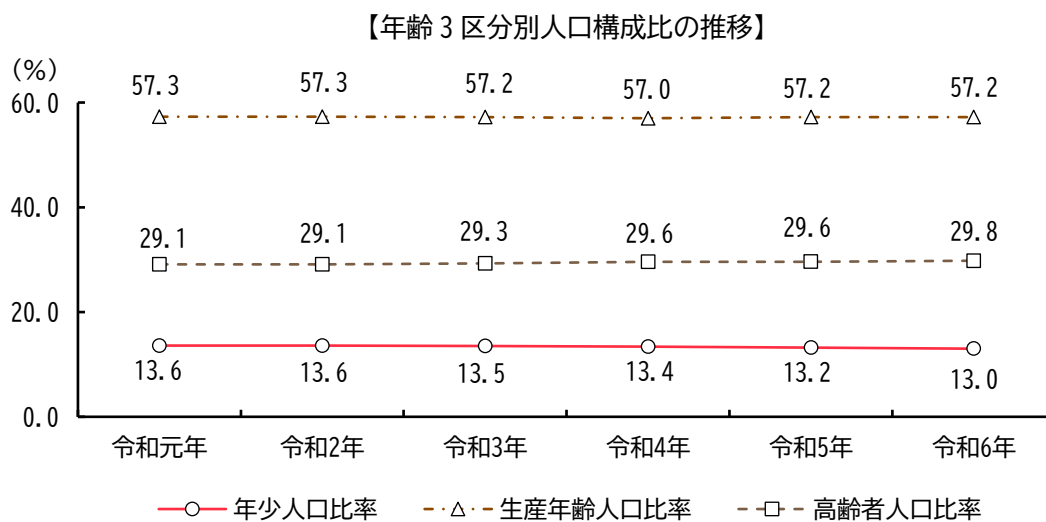
【人口の推移】



資料：令和元年～令和6年：香川県統計情報データベース（各年10月1日）、令和27年：丸亀市人口ビジョン（令和7年改訂版）

② 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は低下傾向にあり、高齢者人口比率は上昇傾向となっています。今後もこの傾向が続くことが見込まれています。

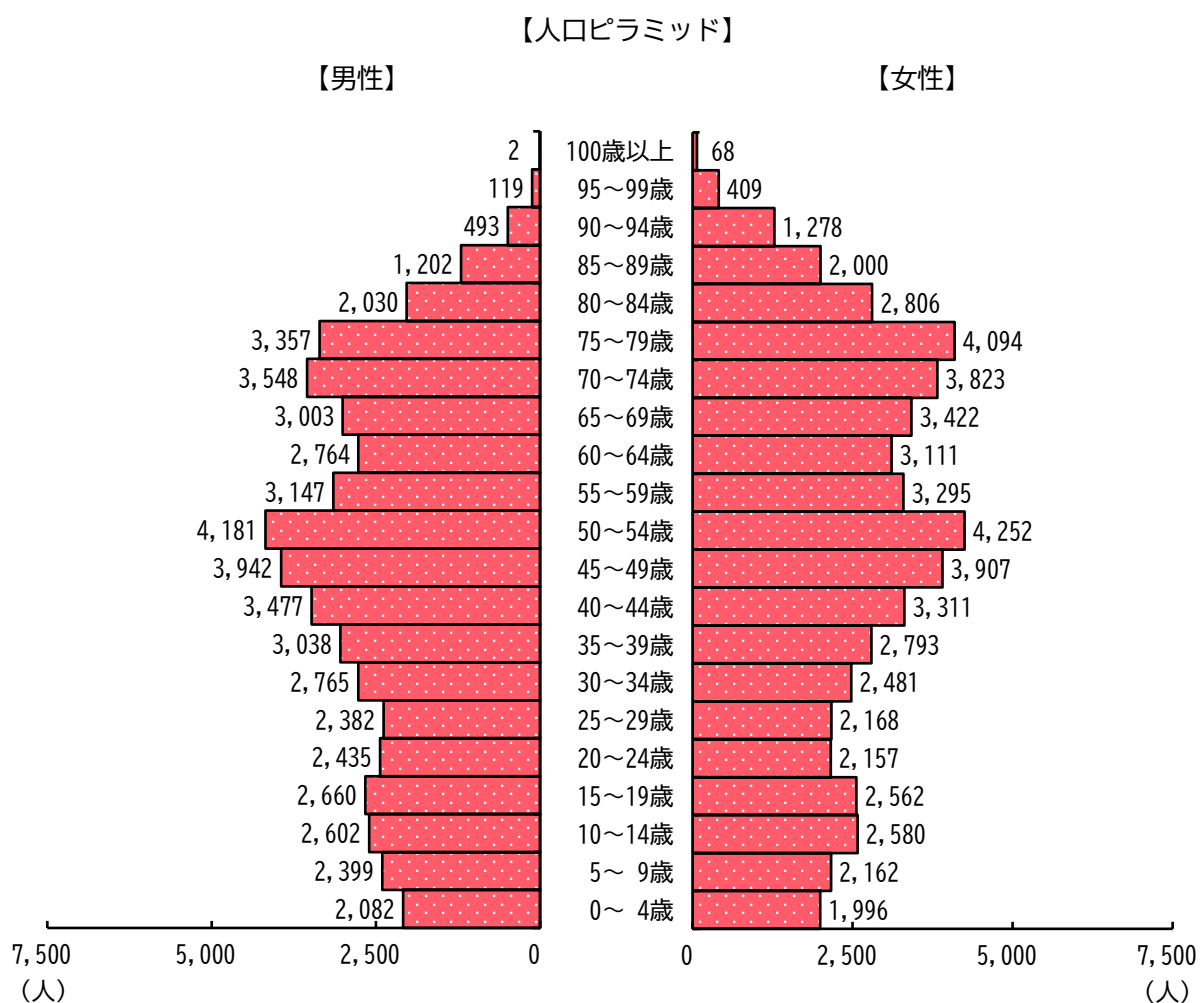


資料：香川県統計情報データベース（各年10月1日）



③ 人口ピラミッド

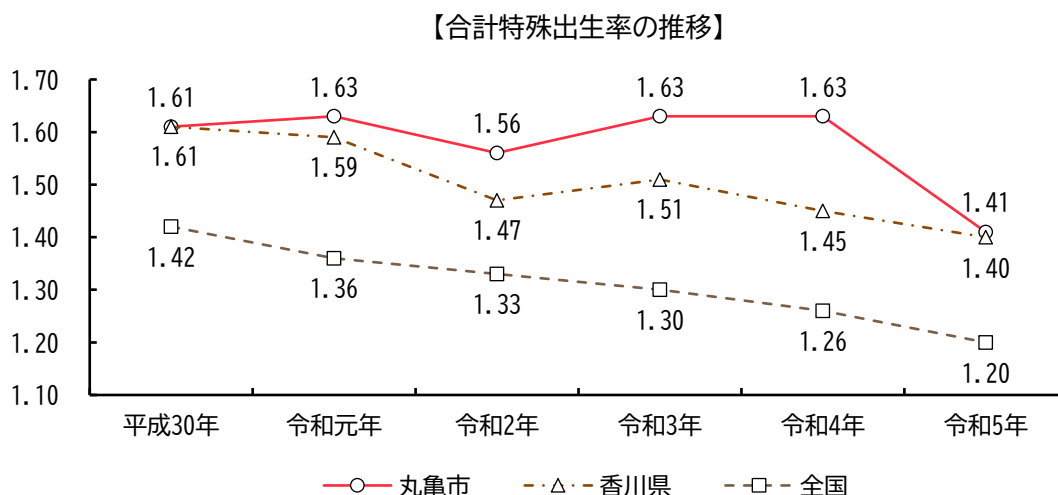
丸亀市の人口ピラミッドをみると、男性、女性共に50～54歳が最も多くなっています。



※男女別の総人口には年齢不詳を含むため、年齢階級別の合計とは合致しません。
 資料：香川県人口移動調査報告（令和6年10月1日）

④ 合計特殊出生率の推移

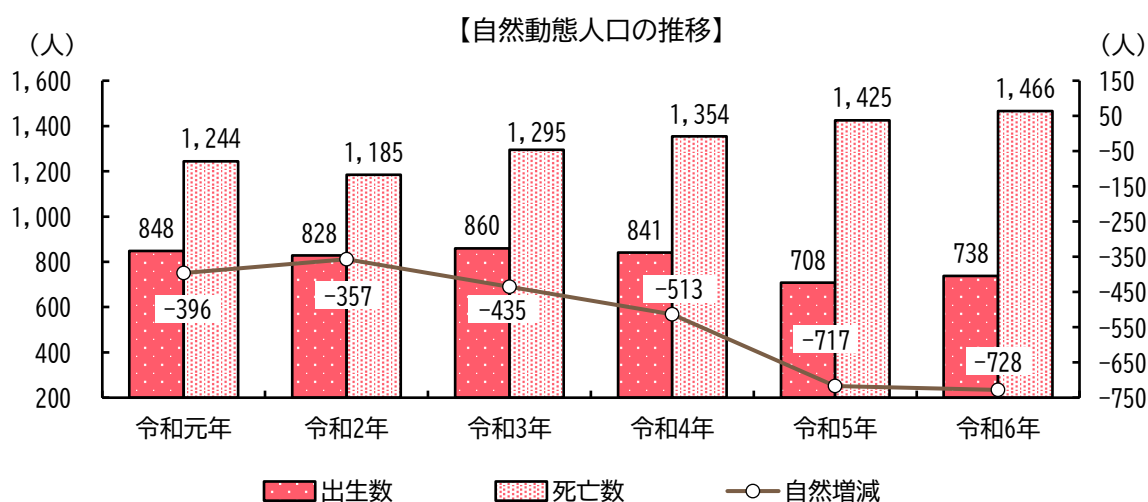
合計特殊出生率の推移をみると、令和元年以降、香川県及び全国を上回っているものの、令和5年に大幅に低下し、1.41となっています。



資料：丸亀市人口ビジョン（令和7年改訂版）

⑤ 自然動態人口（出生・死亡）の推移

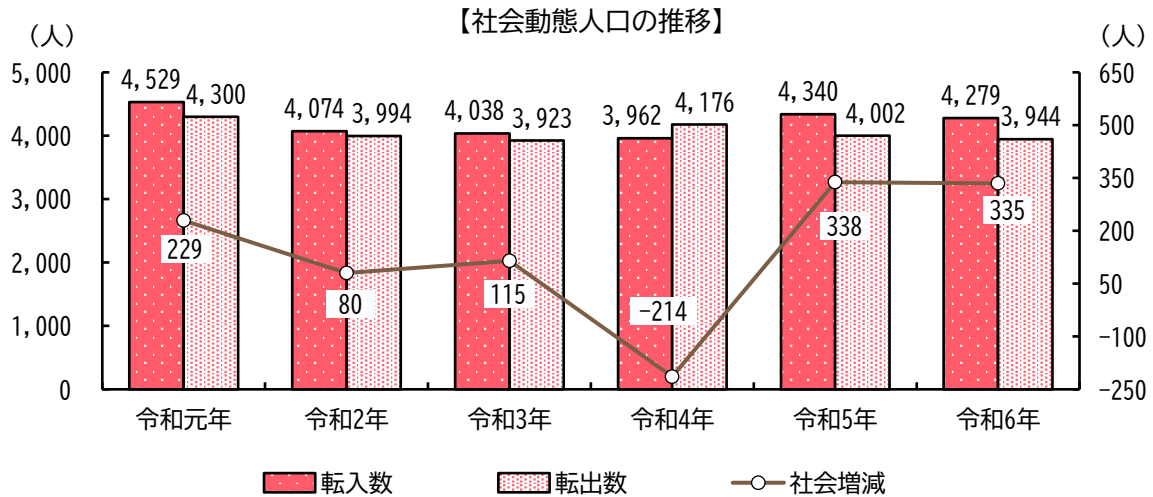
自然動態人口の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、令和6年では728人の自然減となっています。



資料：香川県人口移動調査報告（各年1～12月集計）

⑥ 社会動態人口の推移

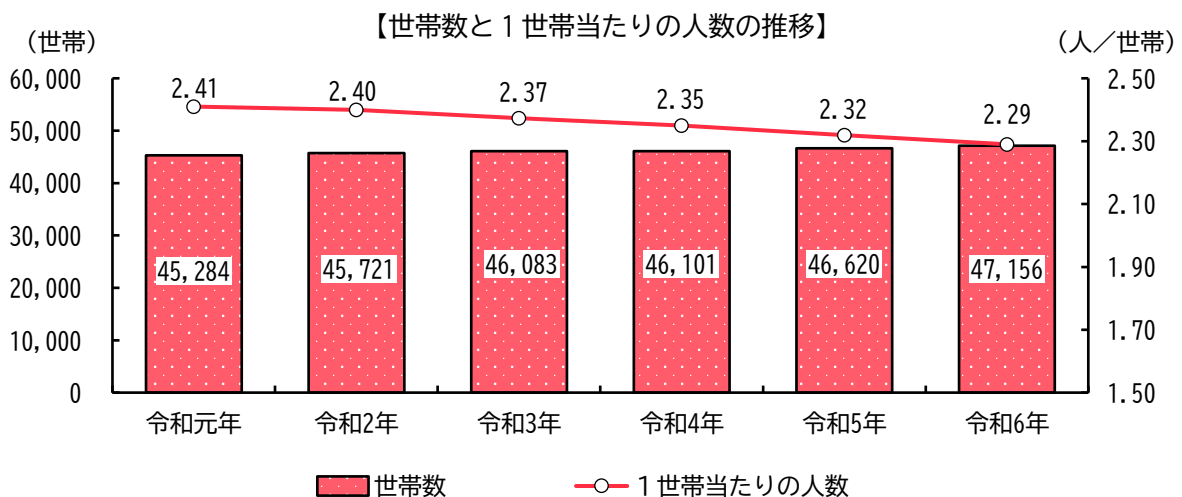
社会動態人口の推移をみると、令和4年を除いて転入数が転出数を上回る社会増が続いており、令和6年では335人の社会増となっています。



資料：香川県人口移動調査報告（各年1～12月集計）

⑦ 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

世帯数の推移をみると、令和元年以降増加し続けていますが、1世帯当たりの人数は減少が続いており、世帯の少人数化が進んでいます。

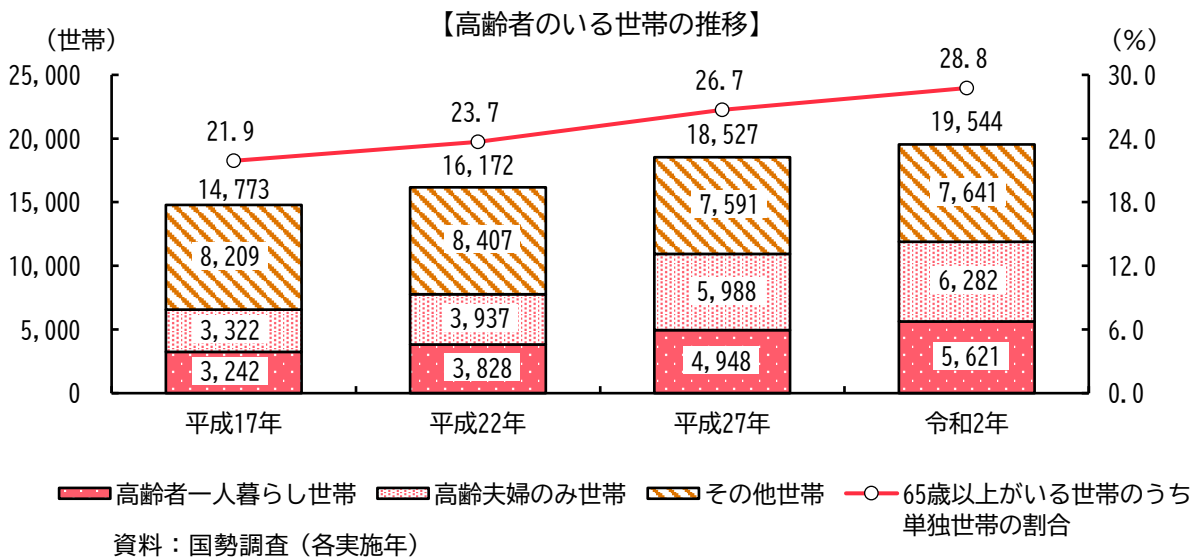


資料：香川県人口移動調査報告（各年10月1日）

(2) 市民の状況

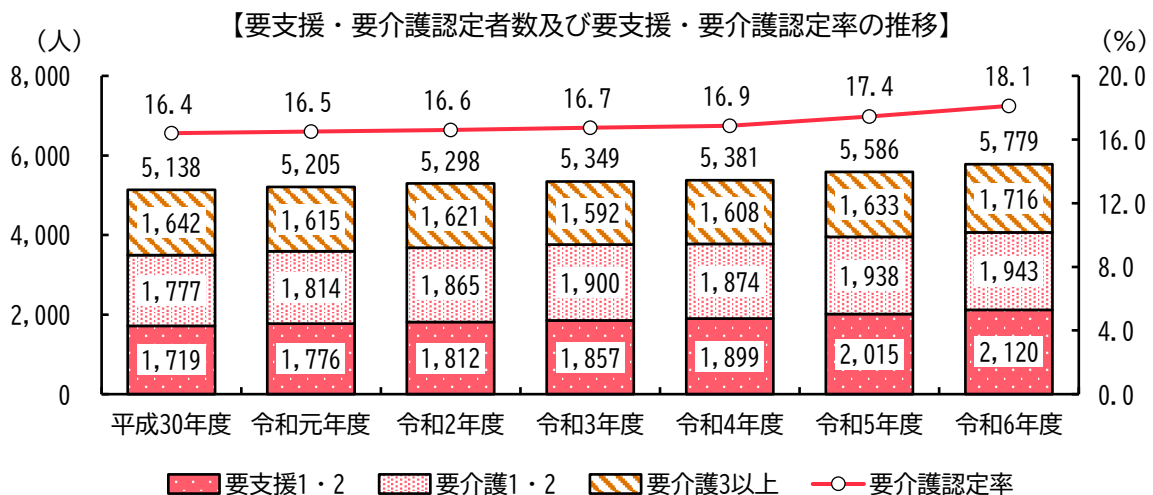
① 高齢者のいる世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、年々増加しており、令和2年には19,544世帯となっています。また、高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、令和2年には、高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし世帯及び夫婦のみ世帯が約6割を占めています。



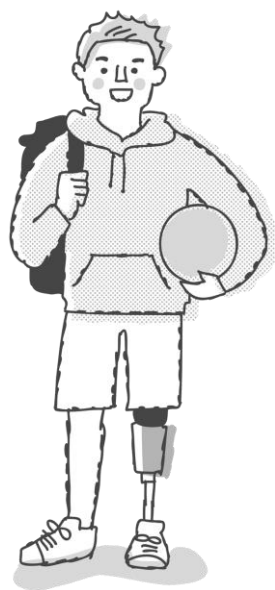
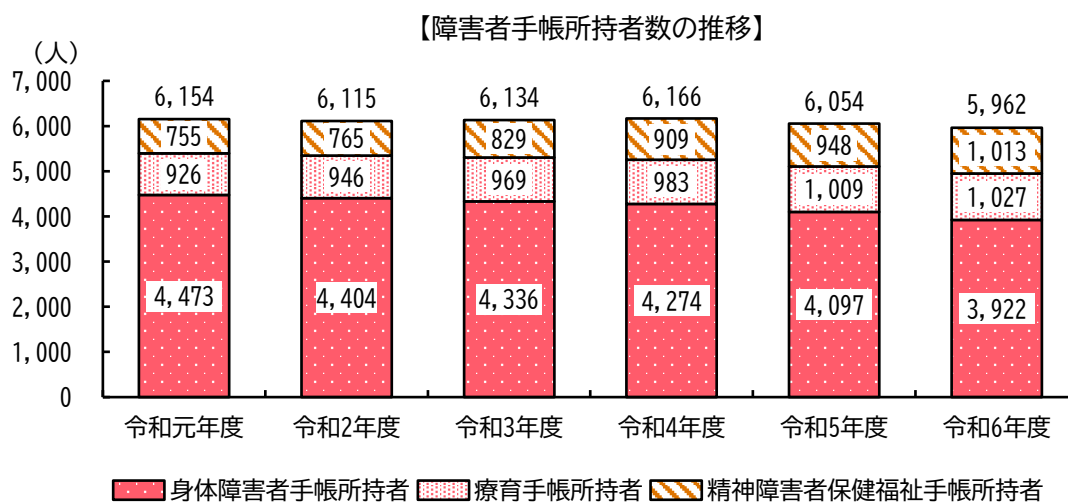
② 要支援・要介護認定者（65歳以上）の状況

要支援・要介護認定者数、要支援・要介護認定率の推移をみると、ともに増加傾向にあり、令和6年度には認定者数が5,779人、認定率が18.1%となっています。



③ 障がい者の状況

障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年度以降減少しており、令和6年度では5,962人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加となっています。



④ 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況

子どもがいる世帯のうちひとり親世帯数の推移をみると、総世帯数は増加しています。「6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯数」は減少しており、令和2年の「6歳未満の子どもがいる世帯数」は3,999世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯数」は10,267世帯となっています。また、「18歳未満の子どもがいる世帯数」のうち、祖父母などのその他の世帯員がいない母親または父親と子どものみの「ひとり親世帯」を合わせると1,383世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の約13.5%を占めています。

【子どもがいる世帯のうちひとり親世帯数の推移】

	単位	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	世帯	42,895	43,731	45,617
6歳未満の子どもがいる世帯数	世帯	4,634	4,303	3,999
総世帯数に対する比率	%	10.8	9.8	8.8
18歳未満の子どもがいる世帯数	世帯	11,101	10,644	10,267
総世帯数に対する比率	%	25.9	24.3	22.5
母親と子どもの核家族世帯	世帯	1,193	1,190	1,238
18歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	%	10.7	11.2	12.1
父親と子どもの核家族世帯	世帯	138	146	145
18歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	%	1.2	1.4	1.4

資料：国勢調査（各年10月1日）

⑤ 児童扶養手当受給者の状況

18歳まで（障がいがある場合は20歳まで）の子どもを養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を図るために、養育している人の所得に応じて支給される児童扶養手当の受給者数は、令和元年度以降、減少しており、令和6年度では1,066人となっています。

【児童扶養手当受給資格者数の推移】

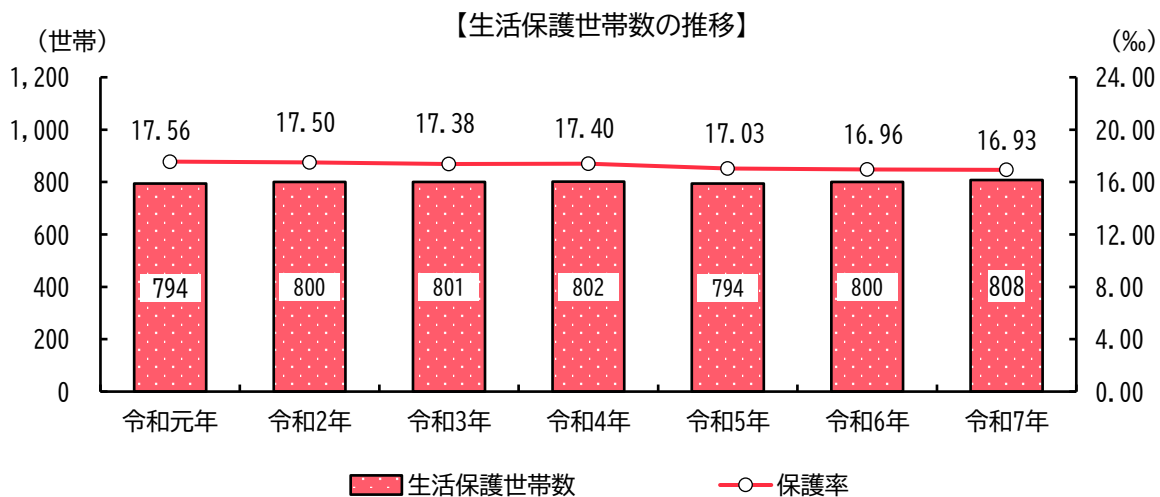
(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	1,189	1,164	1,157	1,125	1,083	1,066
全部支給停止者数	294	307	305	314	354	357
計 (受給資格者数)	1,483	1,471	1,462	1,439	1,437	1,423

資料：福祉行政報告例（各年度末）

⑥ 生活保護世帯の状況

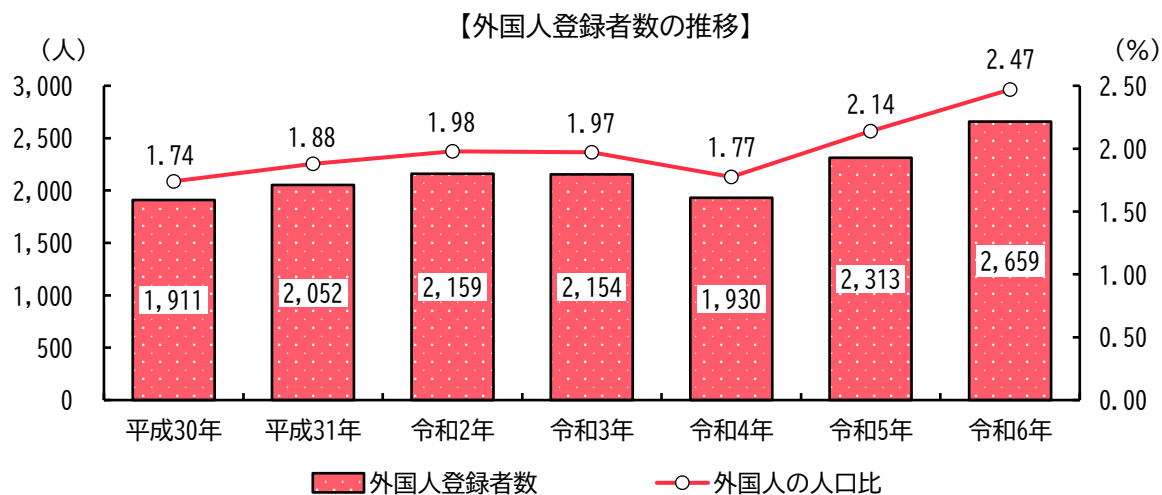
生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移しています。令和7年の生活保護世帯数は808世帯、保護率は16.93%（パーミル：千世帯当たりの数）となっています。



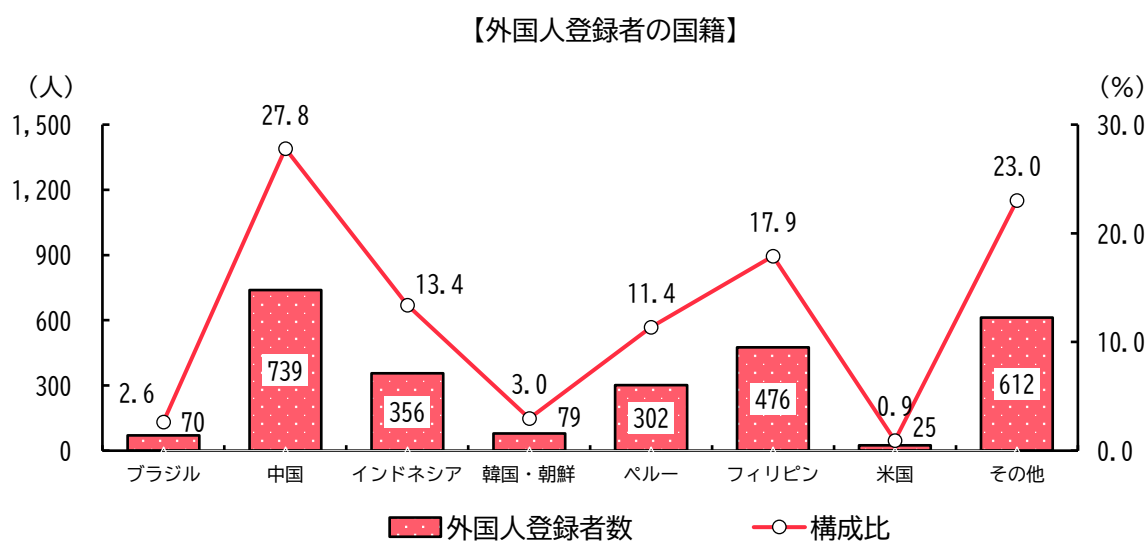
⑦ 外国人登録者の状況

外国人登録者数の推移をみると、令和4年に一時的に減少しましたが、おおむね増加傾向となっています。令和6年の市総人口に占める割合は2.47%となっています。

外国人登録者の国籍をみると、中国が739人で約28%を占めています。



資料：丸亀市統計書（各年 4月 1日）

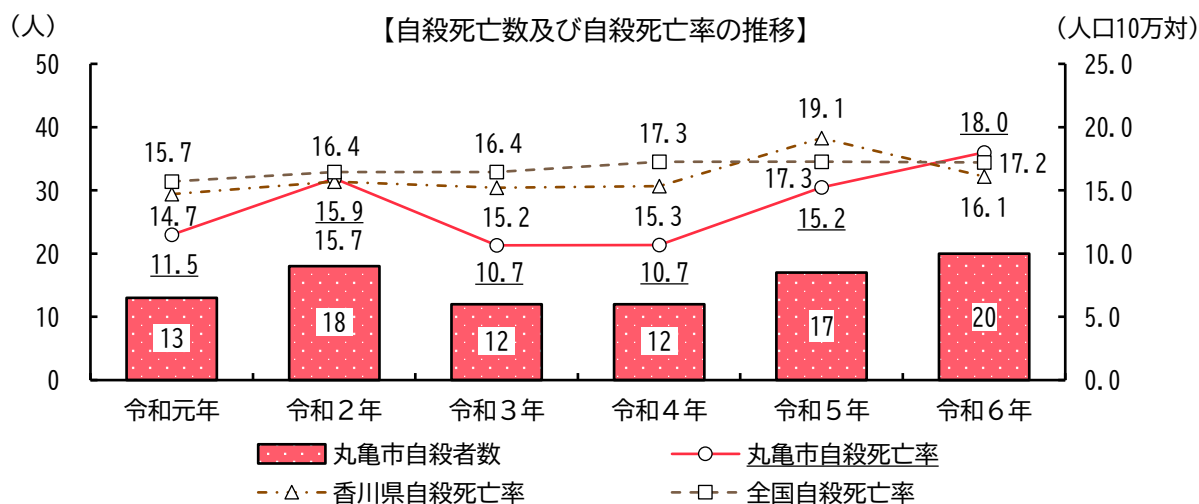


資料：丸亀市統計書（令和 6年 4月 1日）

⑧ 自殺死亡の状況

自殺者数及び自殺死亡率の推移をみると、自殺死亡数は増減を繰り返しており、令和6年では20人と増加傾向となっています。

自殺死亡率（人口10万人当たりの年間自殺死亡数）は、令和2年と令和6年を除いて、全国や香川県平均を下回っています。令和6年の丸亀市の自殺死亡率は18.0%となっています。



資料：厚生労働省自殺対策推進室（各年1～12月集計）

2
アンケート
調査から
みる現状

(1) アンケート調査概要

本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	市 民：18 歳以上の 3,000 人を無作為抽出 事 業 所：丸亀市内福祉関係事業所 関係団体：丸亀市内の福祉関係団体 高 校 生：丸亀市内の高等学校 9 校の生徒
調査方法	郵送・持込による配布、郵送・WEB による回答
調査期間	市 民：令和 6 年 12 月 20 日～令和 7 年 1 月 15 日 事業所、関係団体：令和 7 年 1 月 24 日～2 月 18 日 高校生：令和 7 年 3 月
調査対象者数（配布数）	市 民：3,000 人 事 業 所： 80 か所 関係団体： 80 団体 高 校 生： 981 人
回収数	市 民：1,056 通 事 業 所： 49 通 関係団体： 47 通 高 校 生： 551 通
回収率	市 民： 35.2% 事 業 所： 61.3% 関係団体： 58.8% 高 校 生： 56.2%

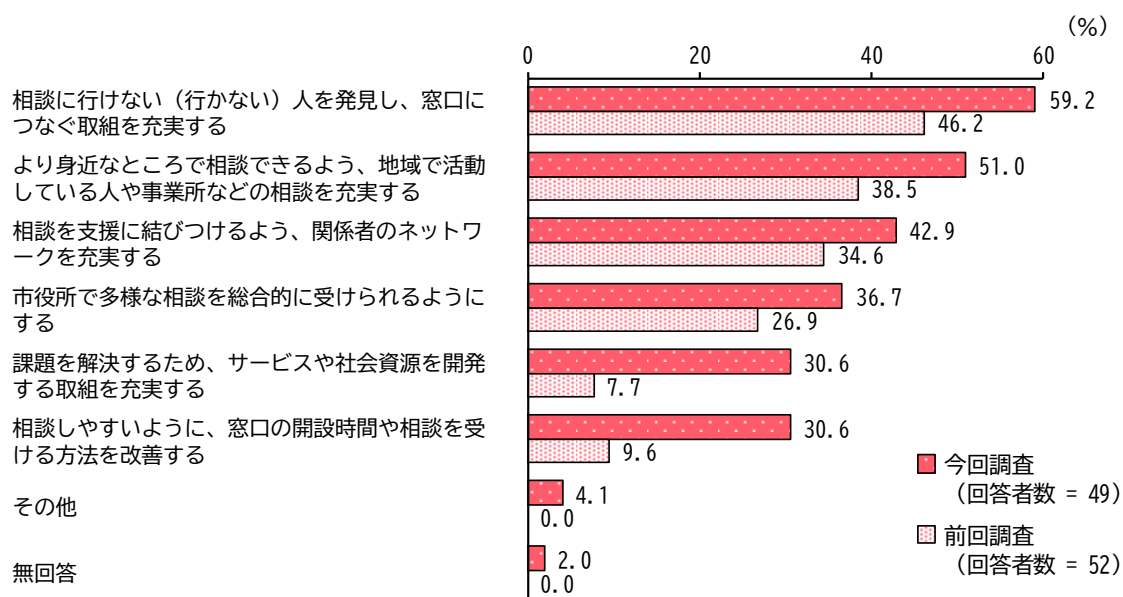
(2) アンケート調査結果

多様な福祉課題に対して制度等の枠を超えた包括的な相談支援のしくみを充実していく上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。【事業所】

「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」の割合が59.2%と最も高く、次いで「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」の割合が51.0%、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の割合が42.9%となっています。

前回調査と比較すると、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」「課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組を充実する」「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する」の割合が増加しています。

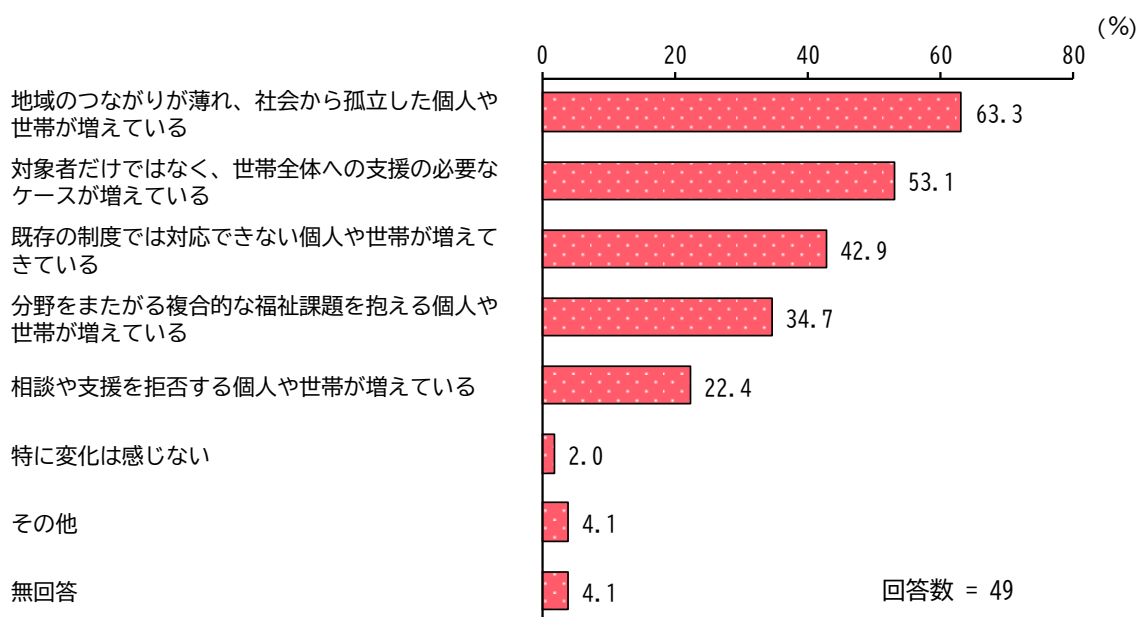
【特に優先的に力を入れて取り組むべきこと】



最近の相談内容や支援対象者の傾向について、どのように感じますか。【事業所】

「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」の割合が63.3%と最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が53.1%、「既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている」の割合が42.9%となっています。

【相談内容や支援対象者の傾向について】

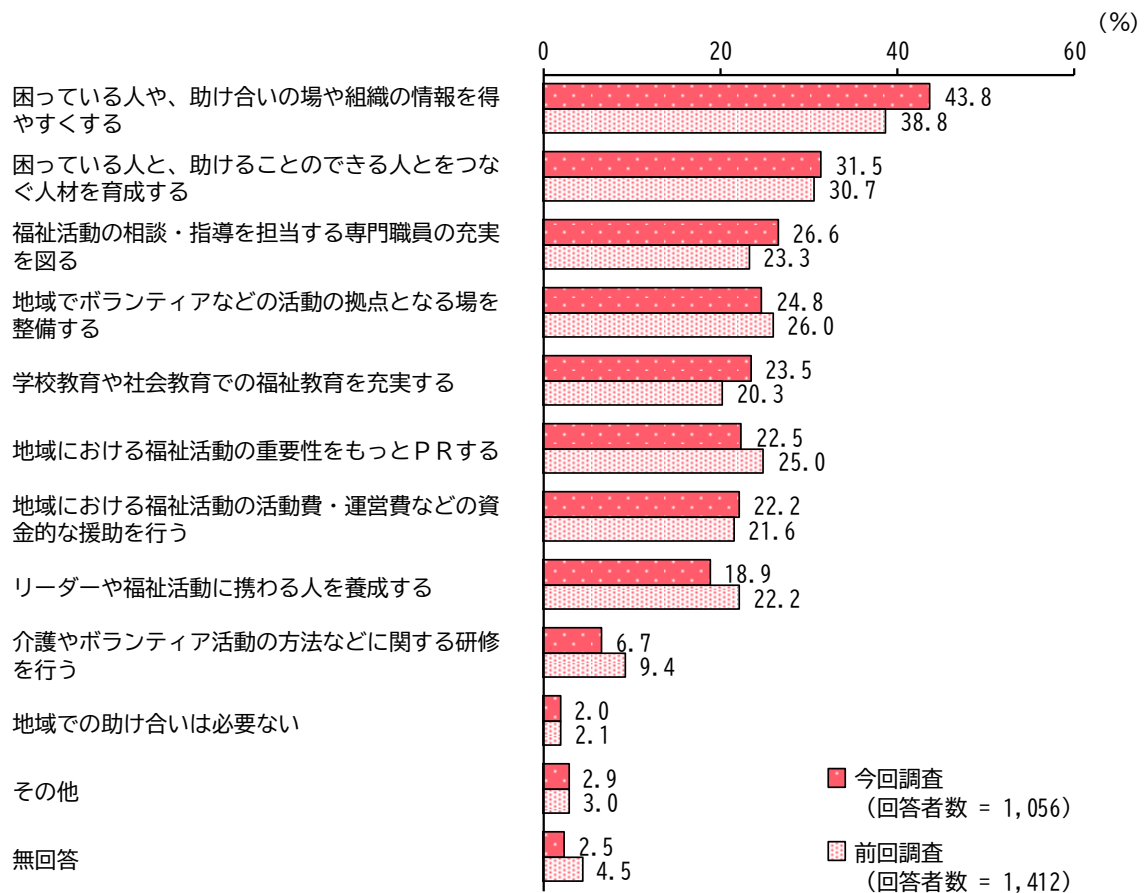


住民同士の支え合い・助け合いが地域で広がるためには、あなたはどんなことが必要だと思いますか。【市民】

「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」の割合が43.8%と最も高く、次いで「困っている人と、助けることのできる人とをつなぐ人材を育成する」の割合が31.5%、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」の割合が26.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

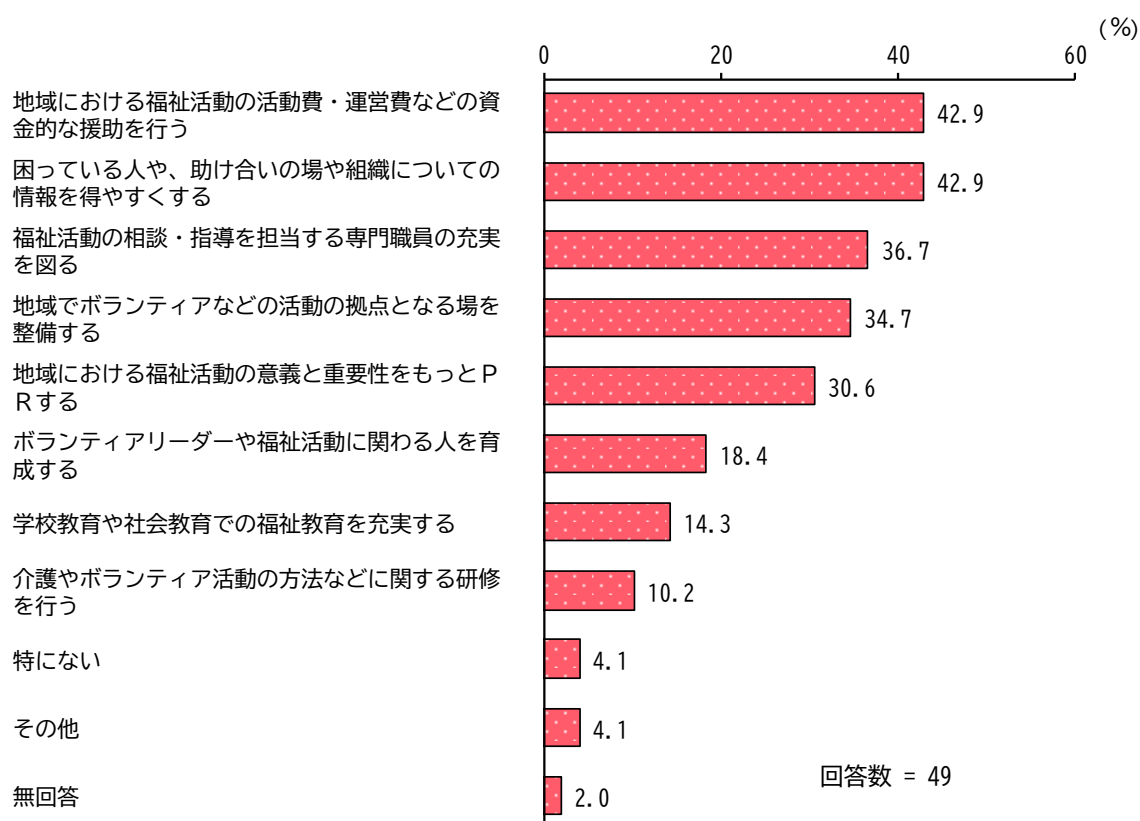
【支え合い・助け合いが地域で広がるために必要なことについて】



地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。【事業所・関係団体】

事業所において、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の割合が42.9%と最も高く、次いで「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」の割合が36.7%となっています。

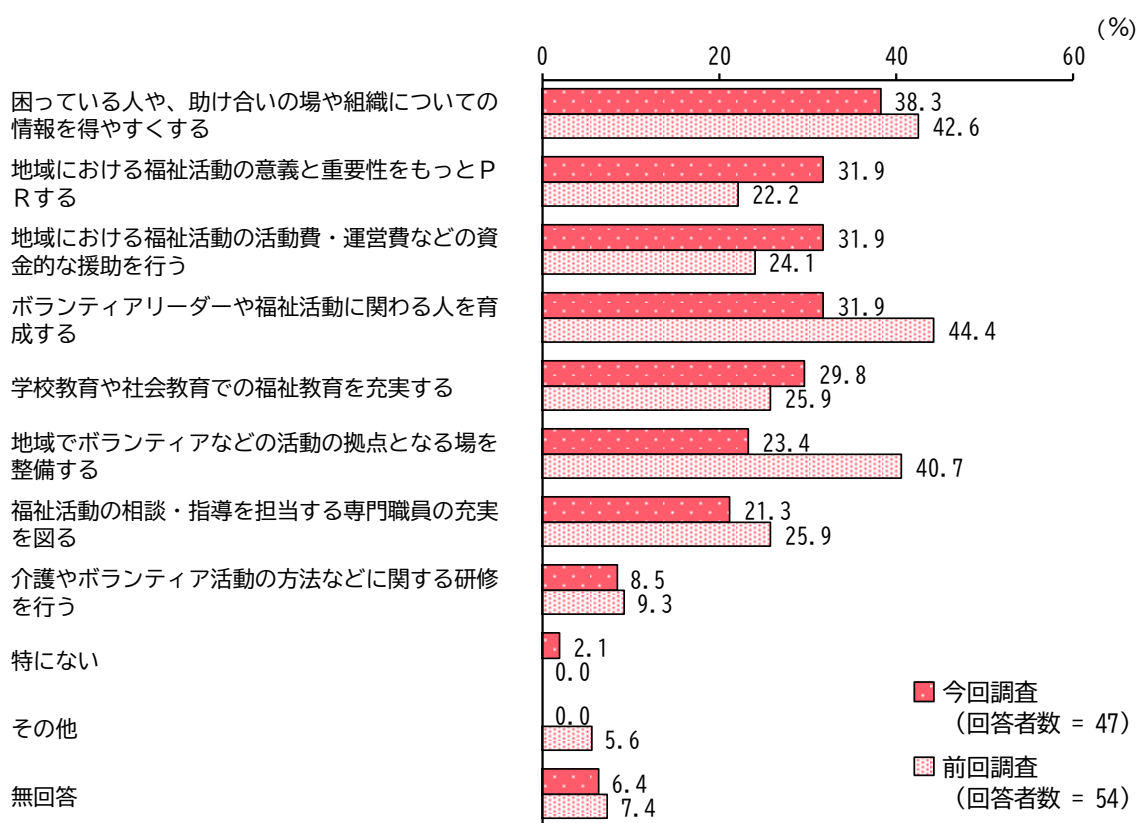
【助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（事業所）】



関係団体において、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の割合が38.3%と最も高く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」の割合が31.9%となっています。

前回調査と比較すると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」の割合が増加しています。一方、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」の割合が減少しています。

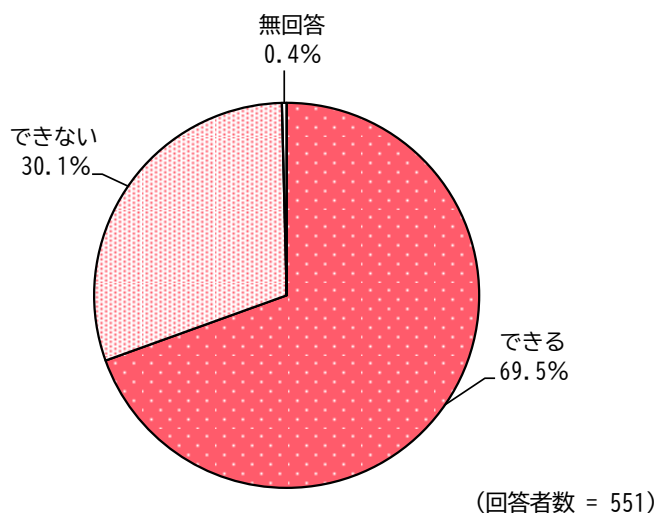
【助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（関係団体）】



困った時に近所の人に助けを求められますか。【高校生】

「できる」の割合が69.5%、「できない」の割合が30.1%となっています。

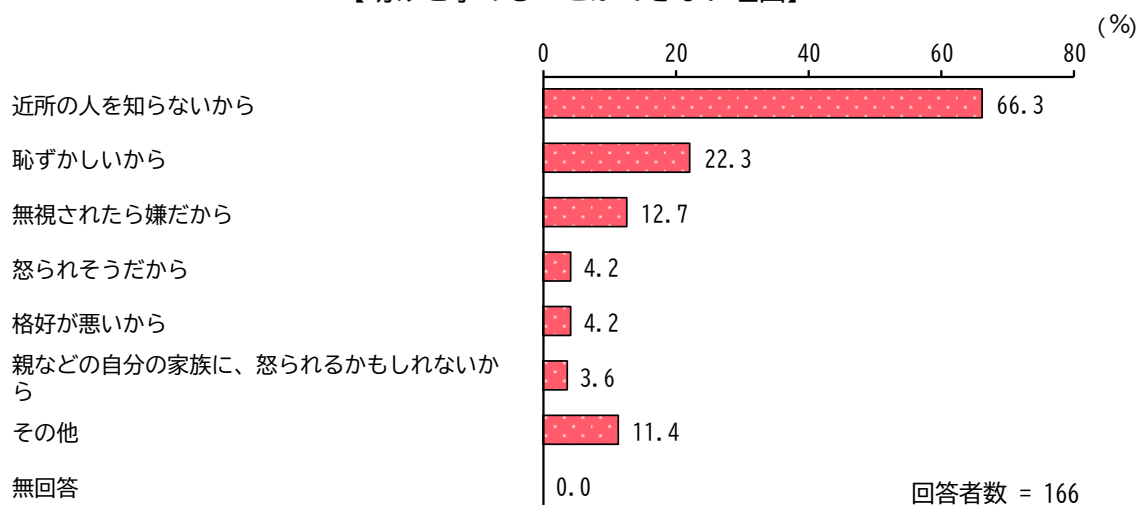
【近所の人に助けを求められる割合】



助けを求められない理由は何ですか。【高校生】

「近所の人を知らないから」の割合が66.3%と最も高く、次いで「恥ずかしいから」の割合が22.3%、「無視されたら嫌だから」の割合が12.7%となっています。

【助けを求められない理由】

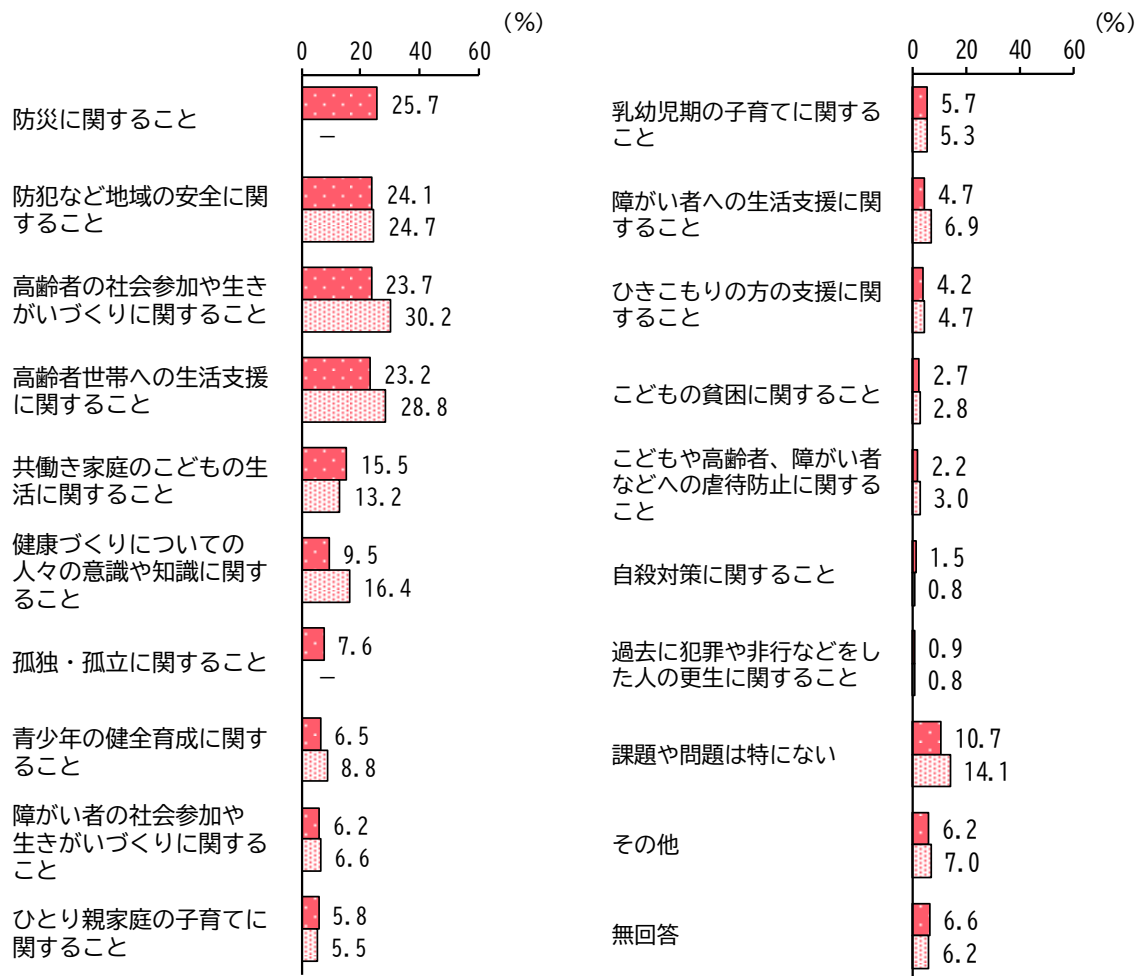


あなたがお住まいの地域には、どのような課題や問題があると思いますか。
【市民】

「防災に関すること」の割合が25.7%と最も高く、次いで「防犯など地域の安全に関すること」の割合が24.1%、「高齢者の社会参加や生きがいのづくりに関すること」の割合が23.7%となっています。

前回調査と比較すると、「高齢者の社会参加や生きがいのづくりに関すること」「高齢者世帯への生活支援に関すること」「健康づくりについての人々の意識や知識に関すること」などの割合が減少しています。

【問題や課題について】



■ 今回調査
(回答者数 = 1,056)

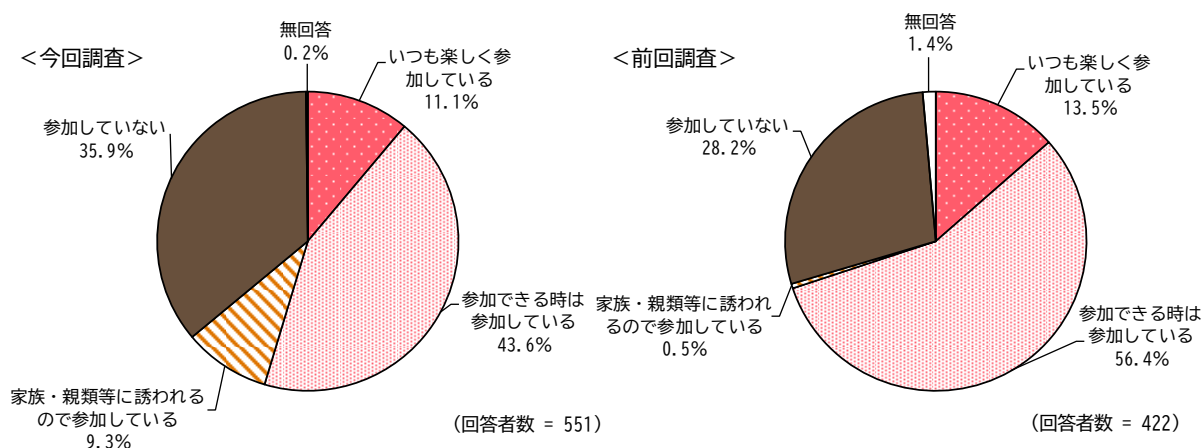
▨ 前回調査
(回答者数 = 1,412)

地域のお祭りや行事に参加していますか。【高校生】

「参加できる時は参加している」の割合が43.6%と最も高く、次いで「参加していない」の割合が35.9%、「いつも楽しく参加している」の割合が11.1%となっています。

前回調査と比較すると、「家族・親類等に誘われるので参加している」「参加していない」の割合が増加しています。一方、「参加できる時は参加している」の割合が減少しています。

【お祭りや行事に参加している割合】

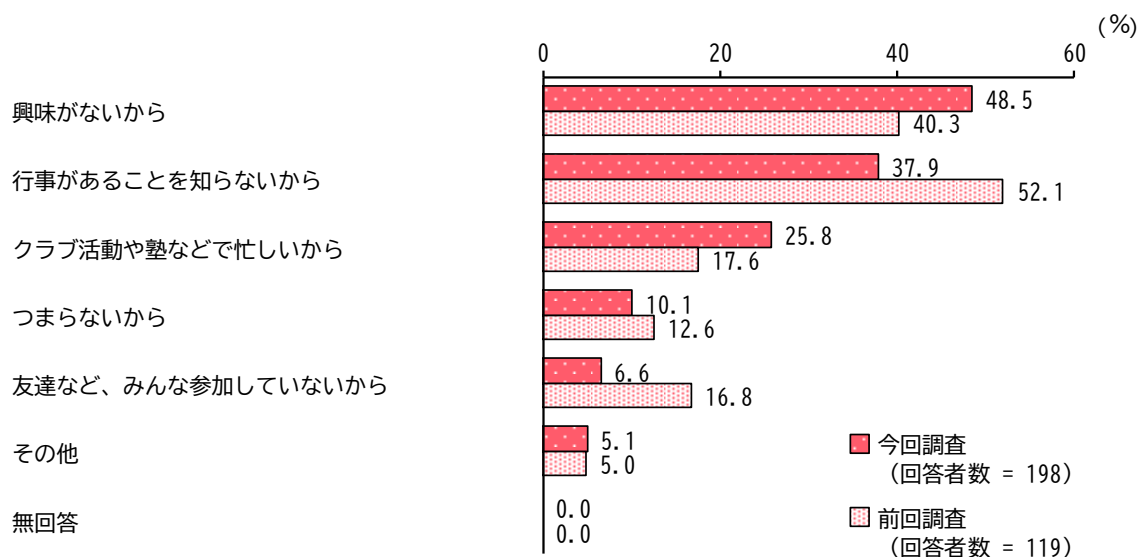


参加していない理由は何ですか。【高校生】

「興味がないから」の割合が48.5%と最も高く、次いで「行事があることを知らないから」の割合が37.9%、「クラブ活動や塾などで忙しいから」の割合が25.8%となっています。

前回調査と比較すると、「クラブ活動や塾などで忙しいから」「興味がないから」の割合が増加しています。一方、「友達など、みんな参加していないから」「行事があることを知らないから」の割合が減少しています。

【参加していない理由】

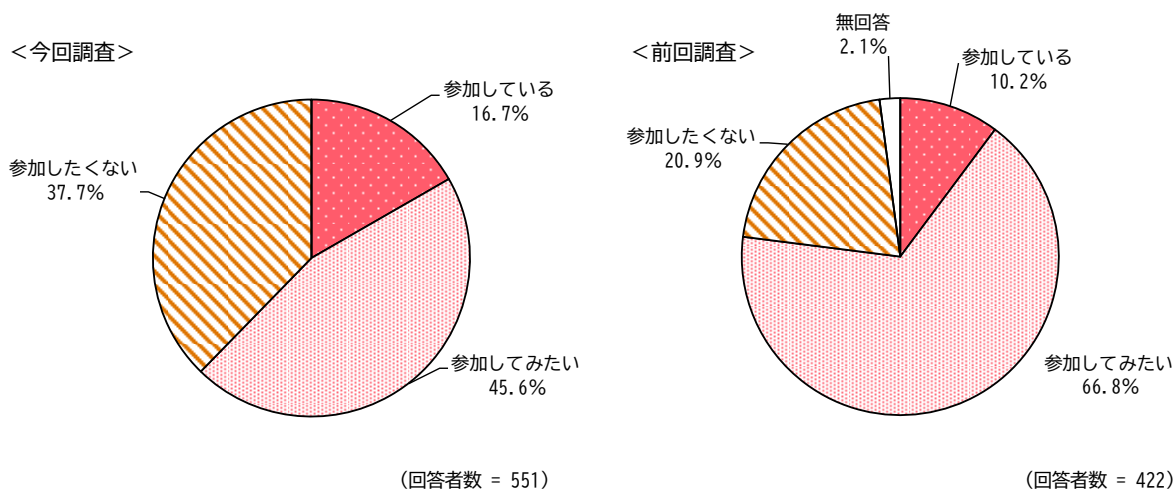


あなたは、今、ボランティア活動に参加していますか。または、今後参加してみたいと思いますか。【高校生】

「参加している」の割合が16.7%、「参加してみたい」の割合が45.6%、「参加したくない」の割合が37.7%となっています。

前回調査と比較すると、「参加している」「参加したくない」の割合が増加しています。一方、「参加してみたい」の割合が減少しています。

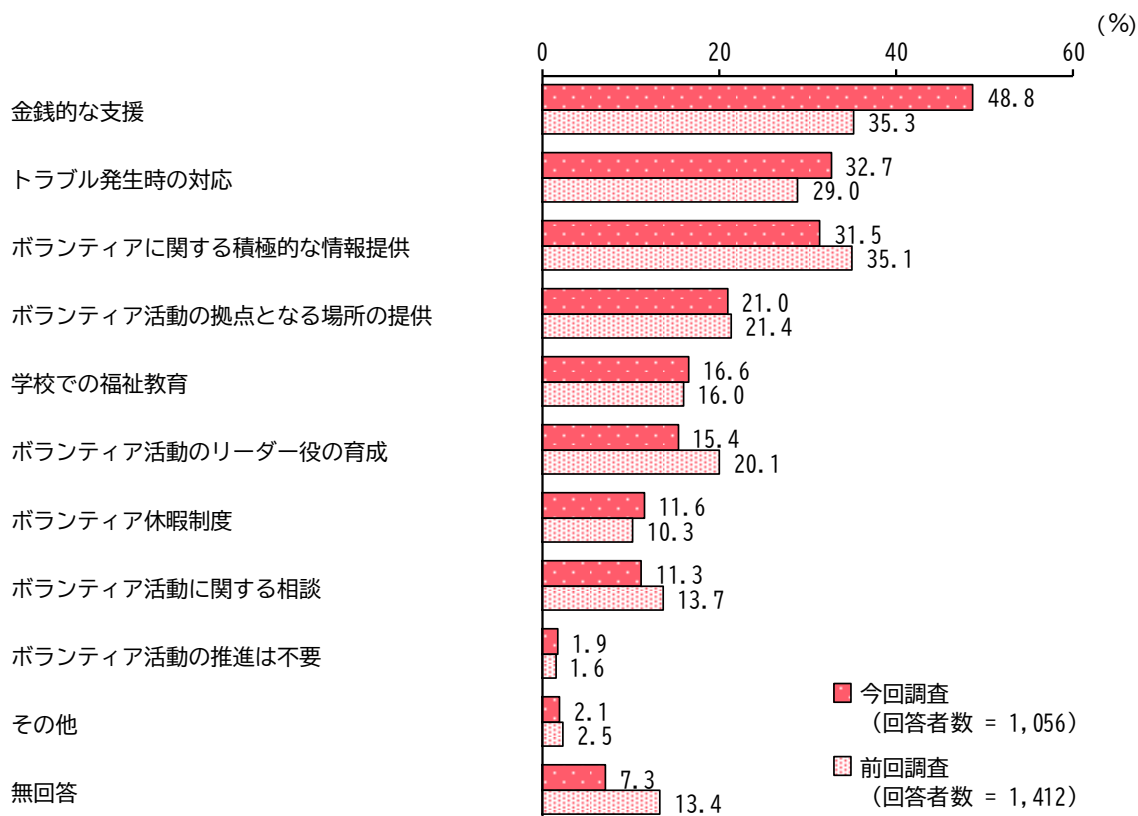
【ボランティア活動に参加している割合】



地域のボランティア活動を進めていく上で、市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。【市民】

「金銭的な支援」の割合が48.8%と最も高く、次いで「トラブル発生時の対応」の割合が32.7%、「ボランティアに関する積極的な情報提供」の割合が31.5%となっています。前回調査と比較すると、「金銭的な支援」の割合が大きく増加しています。

【ボランティア活動を進めていく上で必要なこと】



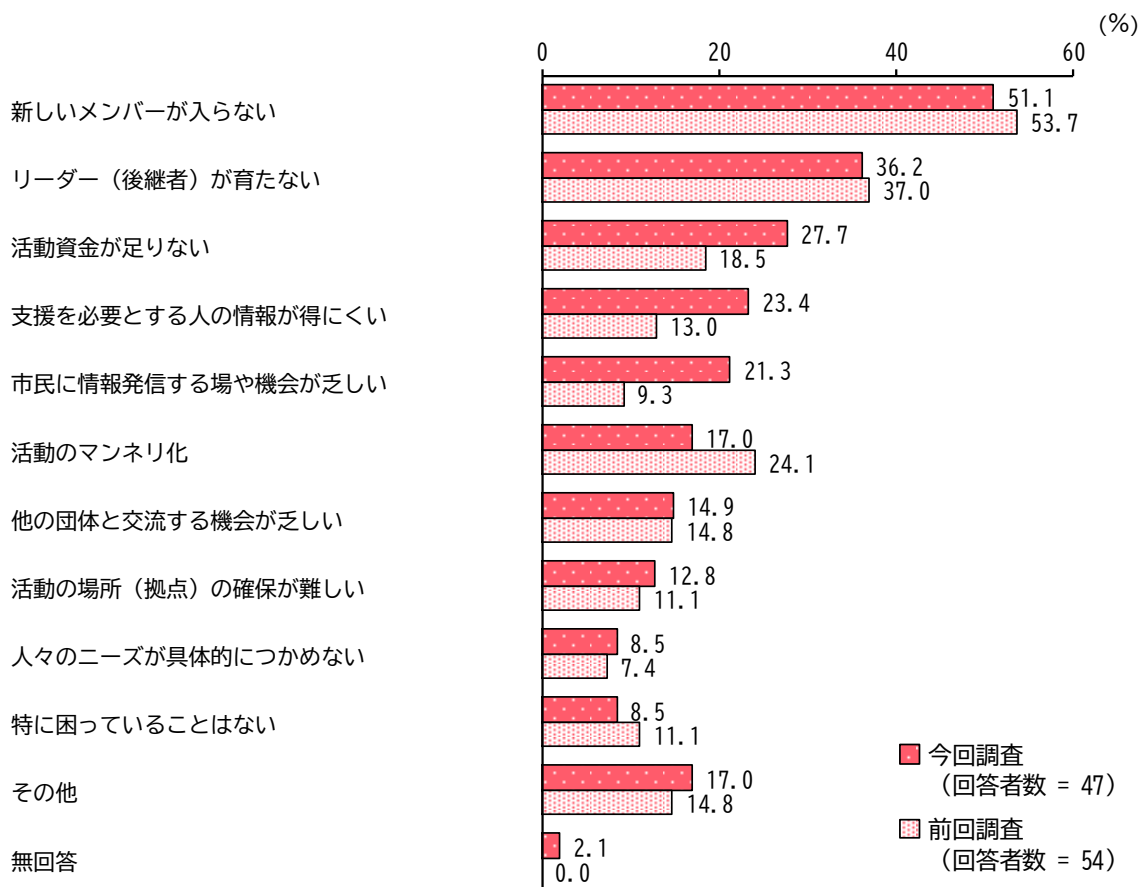
貴団体が活動等を行う上で困っていることはどのようなことですか。

【関係団体】

「新しいメンバーが入らない」の割合が51.1%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」の割合が36.2%、「活動資金が足りない」の割合が27.7%となっています。

前回調査と比較すると、「支援を必要とする人の情報が得にくい」「市民に情報発信する場や機会が乏しい」「活動資金が足りない」の割合が増加しています。一方、「活動のマンネリ化」の割合が減少しています。

【活動を行う上で困っていること】



貴事業所が今後、社会貢献活動を行う矯正施設や更生保護施設等と共同で取り組めることはありますか？【事業所】

「専門知識の伝授」の割合が34.7%と最も高く、次いで「居場所づくり」の割合が28.6%、「環境保全活動」の割合が10.2%となっています。

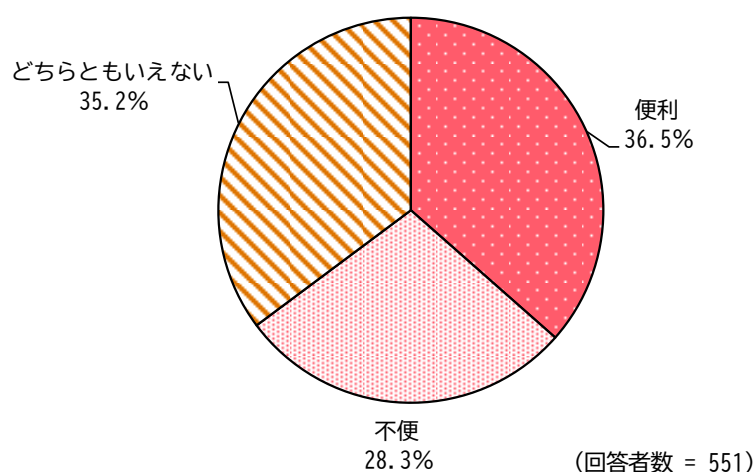
【共同で取り組めること】



住んでいる地域のイメージを教えてください。【高校生】

「便利」の割合が36.5%、「不便」の割合が28.3%、「どちらともいえない」の割合が35.2%となっています。

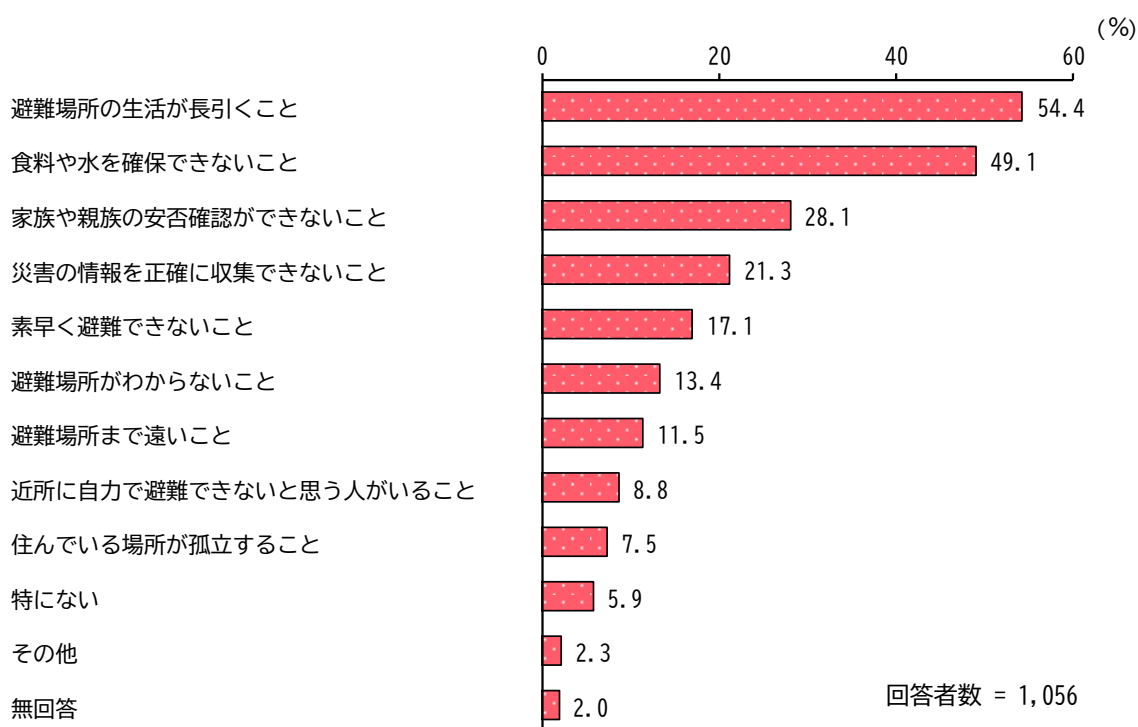
【住んでいる地域のイメージについて】



あなたは、丸亀市で災害（地震や台風、土砂災害など）が起こった時に、どのようなことが不安ですか。【市民】

「避難場所の生活が長引くこと」の割合が54.4%と最も高く、次いで「食料や水を確保できないこと」の割合が49.1%、「家族や親族の安否確認ができないこと」の割合が28.1%となっています。

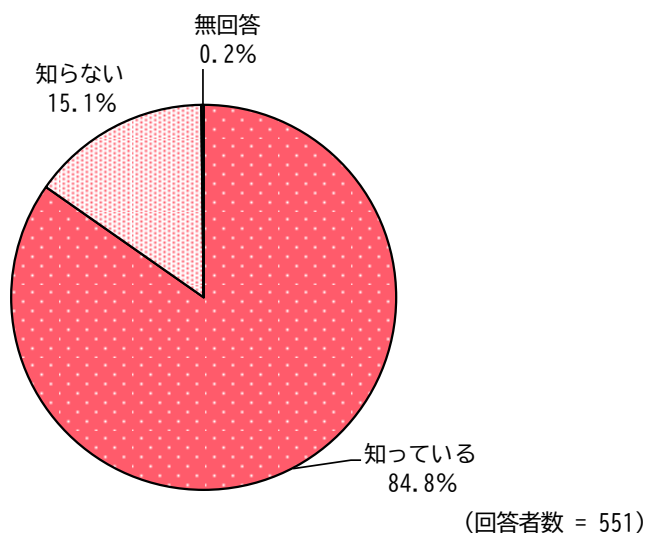
【災害（地震や台風、土砂災害など）が起こった時に不安なこと】



住んでいる地域の避難場所を知っていますか。【高校生】

「知っている」の割合が84.8%、「知らない」の割合が15.1%となっています。

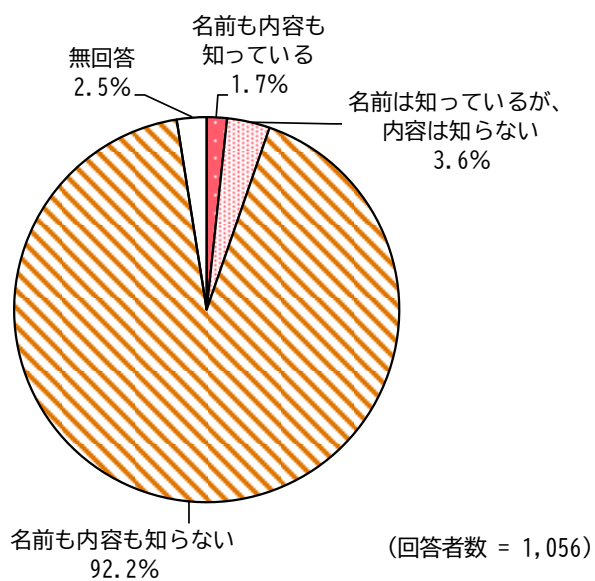
【住んでいる地域の避難場所を知っている割合】



あなたは、「重層的支援体制整備事業」を知っていますか。【市民】

「名前も内容も知らない」の割合が92.2%となっています。

【「重層的支援体制整備事業」を知っている割合】



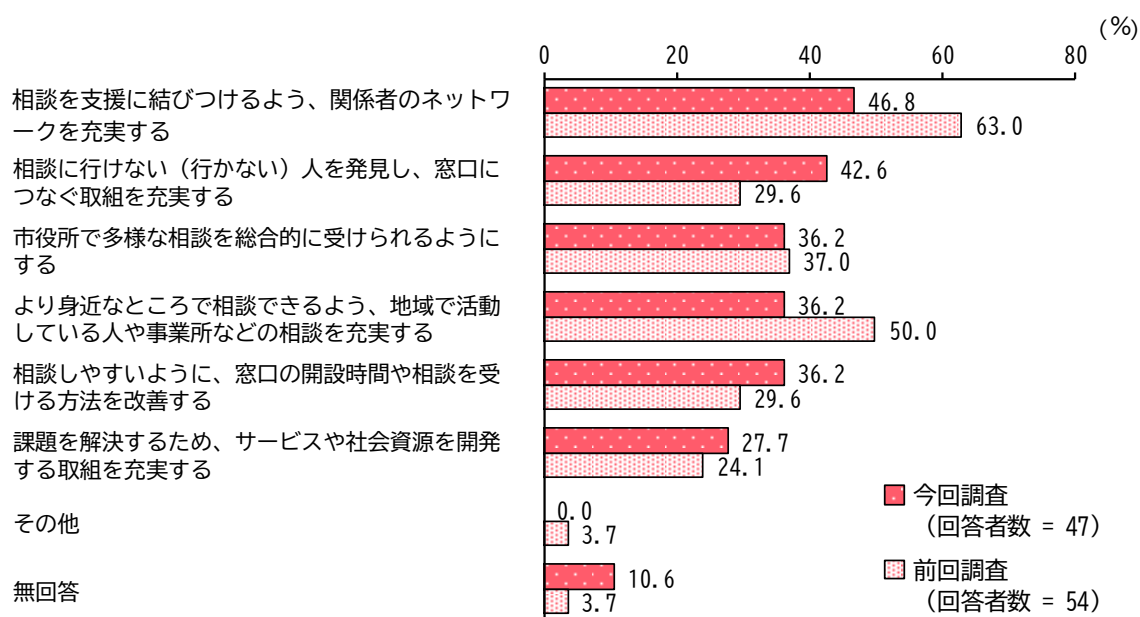
多様な福祉課題に対して制度等の枠を超えた包括的な相談支援のしくみを充実していく上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。

【関係団体】

「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の割合が46.8%と最も高く、次いで「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」の割合が42.6%、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」、「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する」の割合が36.2%となっています。

前回調査と比較すると、「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する」の割合が増加しています。一方、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の割合が減少しています。

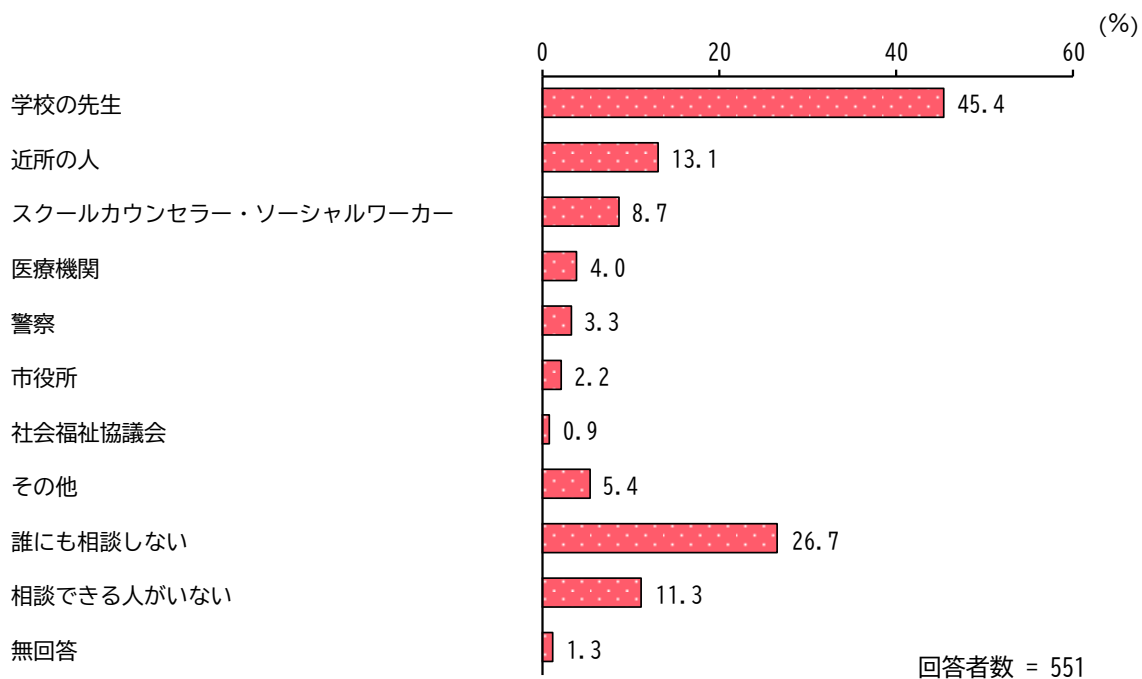
【力を入れて取り組むべきこと】



あなたは家族・親戚や友人・知人以外に相談先（相手）がありますか。【高校生】

「学校の先生」の割合が45.4%と最も高く、次いで「誰にも相談しない」の割合が26.7%、「近所の人」の割合が13.1%となっています。

【相談先（相手）について】



3
住民座談会
で把握した
地域の現状

(1) 住民座談会の概要

① 住民座談会の目的

多くの幅広い世代の市民の皆様の参加を得ながら、直面している地域課題の把握や地域資源の発掘を行うとともに、地域課題解決のための方策を共に考え、目指すべき方向性を見出し、計画に反映させることを目的に実施しました。

② 実施期間

令和7年1月～3月

③ 実施内容

各地区コミュニティから住民の方に住民座談会への参加を呼びかけていただくとともに、丸亀市ホームページにて募集を行い、丸亀市内17地区コミュニティごとに集まった住民の方々による座談会を実施しました。

座談会では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容と人口、世帯数など地域の状況を説明したあと、4から6人程のグループに分かれて、地域資源を発掘するため、「生き生き・きらきら」をキーワードにして興味や関心、今ある良いことについて、また、地域の課題を把握するため、「もやもや」をキーワードにして思いや不安について、そして、地域資源を活用して、地域課題の解決のためにできることについて、「ポチポチ・やるやる」をキーワードに話し合っていました。最後に話し合った内容をグループごとに発表し、参加者全員の共有を行いました。

また、各地区で実施した住民座談会でいただいた共通意見や各地区の特徴などを、地域の見守り活動に協力いただいている企業の参加の下、市全体で共有し、問題解決のための方策を島しょ部を除いた中学校区単位で考える全体会を開催しました。

(2) 各地区住民座談会のまとめ

① 各地区住民座談会の主な意見（詳細は 136 ページ）

圏域	主な資源	主な課題
市全体	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援と安全確保の充実（学校ボランティア、防犯パトロール） ・自然環境の豊かさ（けんこう公園、自然豊かな山・川・海、伝統行事） ・歴史・文化・観光資源の魅力（歴史ある寺院、丸亀城、文化財、伝統の祭り、歴史的町並み） ・交通・商業・公共施設の利便性（市役所や駅、スーパー・大型商業施設、病院、体育施設） ・スポーツ・健康促進と防災・地域安全対策（スポーツイベント、体験教室、防災訓練、助け合いサービス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や少子化に伴う自治会・ボランティアの担い手不足 ・空き家や空き地の増加、耕作放棄地の拡大に対する不安 ・移動手段の制約（バス本数の少なさ、JR 接続不便、車依存、島内交通） ・災害時の孤立、防災意識の不足、避難所・避難体制の課題 ・地域情報の発信や共有の重要性（SNS、掲示板、回覧板の活用） ・こども・高齢者など多世代が安心して暮らせる環境整備の必要性
中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援や生活支援サービスの充実（配食サービス、助け合いサービス、買物支援、交通支援） ・地域間・世代間交流を促進する活動（親子参加型イベント、健康づくり、防災訓練の共同実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や一人暮らし世帯への支援体制強化（介護タクシー、居場所づくり、調理支援） ・若者・働き世代の地域活動への参加促進（自治会加入促進、地域イベントへの参加、リーダー育成） ・交通・移動環境改善による生活支援（デマンドタクシー、オンデマンドバス、送迎Uber） ・多世代の防災・災害対応体制の整備（避難所活用、合同行事、防災教育）

圏域	主な資源	主な課題
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども・高齢者・若者の多世代交流活動（伝承遊び、スポーツ、食事会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行事や祭り、ふれあい広場などを通じた交流の活発化 ・ コミュニティセンターや公園、カフェ、サロンを活用した居場所づくり ・ 防犯パトロール、見守り活動、清掃活動、ウォーキングなど日常のつながり形成 ・ 地域資源の活用（歴史的建造物、自然、公園、城や神社、観光資源） ・ ボランティアや地域活動の担い手の参加促進（当番制、ゆるやかな参加、情報発信で呼びかけ） ・ 空き家や未利用地の活用による地域活性化（ゲストハウス、イベント会場、地産品販売）

② 意見のまとめ

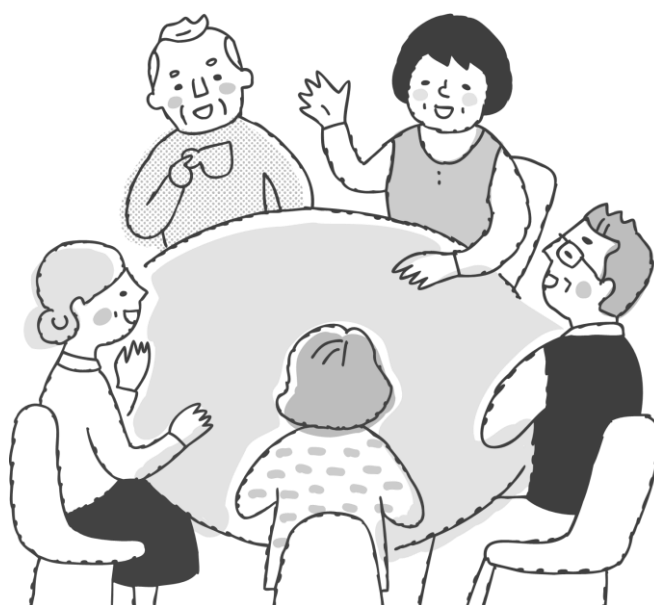
市全体では、多世代・多様な住民が参加しやすい地域づくりが共通課題として示され、災害・防犯対応の充実や、デマンド交通や自動運転バス導入など移動手段の確保、地域資源や伝統文化をいかした学びや仕事づくり、SNSや広報紙を活用した情報発信、自治会加入促進や役員の負担軽減など、地域運営の持続性を高める施策が求められています。

各中学校区では、こども主体の活動や学校・PTAとの協働、高齢者への見守りや生活支援、多世代交流を重視し、地域行事やスポーツイベント、ふれあいサロンやこども食堂などを通じて世代間のつながりを深める取組が必要とされています。さらに、地域住民の移動・買い物の利便性向上や防災・防犯意識の啓発も課題です。

コミュニティレベルでは、日常的なつながりづくりが焦点であり、あいさつや声かけ、地域清掃、こどもや高齢者の交流イベント、地域内情報共有、空き家や公共施設の活用など、住民が主体的に関われる小規模な活動の充実を通じ、孤立防止や安心して暮らせる環境づくり、多世代参加の促進が期待されています。

③ 参加人数

地区コミュニティ	参加人数（人）	地区コミュニティ	参加人数（人）
城北	21	垂水	18
城西	23	本島	8
城乾	18	広島	10
城坤	13	栗熊	11
城南	29	岡田	15
土器	18	富熊	18
飯野	11	飯山南	22
川西	13	飯山北	15
郡家	16		



(3) 全体会のまとめ

① 全体会での主な意見（詳細は 153 ページ）

カテゴリー	主な意見
1 こども・若者の参加と居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども主体のイベントや学校・PTA との協働活動 ・ 若い世代（中学生以上）が参加できるイベントの開催（ゲーム・映画・アニメ等） ・ 高校生・企業との連携による世代間交流 ・ 近所のこどもが自由に遊べる居場所づくり ・ こども食堂やみんなの食堂を活用した多世代交流 ・ 小学生の歴史探訪や文化行事への参加促進
2 高齢者・障がい者への支援と見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らし高齢者への思いやり事業や徘徊者見守り活動 ・ 買物支援・配食・灯油宅配など生活支援サービスの充実 ・ 防災や見守り体制づくり（名簿の活用・地元企業や警察との協力） ・ 高齢者食堂とのコラボレーションによる交流促進
3 地域拠点・居場所の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンター・サロン活動・カフェ開放の推進 ・ 空き家の利活用による多世代交流拠点づくり ・ 軽食提供やポイント制度などの誰もが参加しやすい工夫 ・ 神社の祭りや文化行事の活性化による地域の絆づくり
4 地域資源の活用と経済・仕事づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ パントリー活動や障がい者施設製品の活用 ・ 地産地消や地域資源をいかした学びの場づくり ・ 散歩マップや観光資源を活用した地域の魅力発信 ・ 社会資源や観光を基盤とした仕事づくりの推進
5 交通・移動手段の確保、買物支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動販売サービスやデマンドタクシーの導入検討 ・ 自動運転バスの導入要望 ・ 宅配サービス活用
6 防災・防犯の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の強化と継続的な訓練の実施（自治会長の参加など） ・ 警察・地元企業・住民を巻き込んだ防犯訓練の実施 ・ 高齢者や障がい者を含めた地域全体の防災力強化
7 情報発信と自治会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS やホームページ、広報紙の電子化による情報発信の充実 ・ 公共メディア（バス・ケーブル TV 等）を使った地域 PR ・ 自治会未加入者との接点確保や加入促進の工夫 ・ 自治会の役員の負担軽減や自治会加入推進部隊の結成検討

② 意見のまとめ

全体会では、「多世代・多様な住民が参加しやすい地域づくり」が共通の課題として確認されました。

こども向けの遊びや学びの場、学校・PTA・自治会との協働、高齢者への見守りや生活支援、ふれあいサロンやこども食堂などを通じた世代間交流の推進が求められています。

また、買い物の支援や、デマンド交通、自動運転バスの導入など移動手段の確保、災害・防犯対応の充実、地域資源や伝統文化をいかした学びや仕事づくりも重要な視点として挙げられました。

さらに、SNSやホームページ、広報紙などによる情報発信の強化、地域活動を主に担っている役員の負担の軽減など、地域運営の持続性を高める取組も必要とされています。

4 第3次計画 の評価及び 課題

丸亀市及び丸亀市社会福祉協議会では、地域福祉施策の推進に向けて、第3次計画の体系に基づき、3つの基本目標と、10の行動目標を定め、事業を実施してきました。

本計画の策定にあたり、体系に基づく事業の実施状況について、丸亀市関係各部署及び丸亀市社会福祉協議会での評価を行い、本計画に取り入れる事項についての検討をしました。また、それらを踏まえ、次期計画に向けた課題を行動目標ごとに、次のとおり整理しました。

※①～で表記されている主な取組番号は、第3次計画に基づく取組番号で、必ずしも連番になるわけではありません。

基本目標

1

みんなで支え合う「しくみづくり」

行動目標1 誰一人取り残さない支援の体制をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①包括的・重層的な支援体制づくりに向けた交流と相互理解の促進

- 福祉・教育分野等の施策について、情報の共有や一体的な事業実施を目的とし、庁内連携会議を開催しました。部署間のつながり強化や、ケース検討を通じた包括的な支援のための体制づくりを進めました。
- 地域における異なる活動分野や世代を超えた住民交流を推進するため、庁内における高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野での地域づくり事業担当者と交流会を開催し、それぞれの事業内容についての情報共有の機会を設けました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 担当者や分野によって連携の程度や課題に対する意識に違いが生じています。そこで、各担当者の能力向上を促進し、ケース検討などを通じた連携強化が必要です。
- 多様な属性による活動の連携、協力が不十分であるため、分野を超えた交流が可能な、多様な場の整備が必要です。

②相談窓口の充実と総合的な相談支援体制の構築

- 包括的支援体制を強化するため、市社協に関連業務を委託し、困難な事例に対して支援が届くよう、多機関協働による支援へつなぐ際の基準の設定や関係機関への「つなぐシート」の周知を行いました。また、重層的な支援に向けた関係機関へのヒアリング調査や会議を実施し連携体制を強化しました。

- 子育て家庭を支援するため、「まる育サポート」として、「あだあじお」、「ハッピーサポート丸亀」、「家庭児童相談室」が連携し相談支援に努めました。令和4年度の児童福祉法改正を踏まえて母子保健と児童福祉の連携を促進しました。
- アウトリーチ型相談支援事業を活用し、訪問支援による未治療や治療中断の対象者を必要な保健・医療・福祉サービスにつなぐ精神障がい者への支援を行いました。また、医療機関やその他の関係機関と地域住民が連携し、地域共生社会の実現に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 困難な事例を市社協につなぐ体制づくりが進められましたが、実績を積みながら、中核的な機関としての役割を強化するために、対象事例の増加や多機関協働の推進が求められています。
- 子育て家庭向けの相談について、こども家庭庁設立を契機に母子保健と児童福祉の一体的な体制づくりを充実させていく必要があります。
- 精神障がい者向けのアウトリーチ型相談支援事業では、対象者に対応できる専門性の向上と複合的な困難に対応する幅広い連携深化が課題です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①包括的・重層的な支援体制づくりのための取組

- 重層的支援体制整備事業の本格実施に向け、相談支援機関等に呼びかけて、事業について共通理解を深めるための研修会を実施しました。
- 重層的支援会議を開催し、世帯における課題の情報共有と支援プランを作成し、各機関の連携促進につなげました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 重層的支援体制整備事業のネットワーク構築について、関係機関・団体等と地域を橋渡しする新たなしくみの強化が必要です。
- 社会的に孤立状態にある世帯への支援について、アウトリーチ型の支援活動を拡充することで、実態の把握を進めるとともに、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民との連携を強化し、支援体制の充実を図る必要があります。

行動目標 2 地域でつながり支え合う関係を深めよう

【主な取組状況と評価（市）】

②交流やふれあいの場・機会づくり

- 地域の多世代交流を応援するため、コミュニティセンターを活用し、多様な事業やイベントの開催を支援し、コミュニティセンターの利用者増加を目指して取り組みました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 地域住民の高齢化による支援人材の固定化や負担の増加が顕著であり、持続可能性の低下が懸念されています。若年層と高齢層の交流機会が限られており、多世代交流の促進が必要です。

③地域での見守り・支援体制の充実

- 住民同士の見守り・支え合いのしくみとして、小地域ネットワーク活動を進めるとともに、福祉協力員を対象に講演会や研修会を開催し、安心して暮らせる地域づくりを目指した取組を推進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 福祉協力員の活動において気づきの目を育てる取組は進んでいる一方で、制度の役割認識や周知に課題がみられています。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①地域交流のための場づくり

- 地域の居場所づくりを推進するため、「みんながオルデ通町」を開設し、住民が交流できる場として運営しました。
- こどもの貧困対策として、「丸亀市こども食堂・居場所づくりネットワーク」を立ち上げ、こども食堂への情報提供や食品類の提供を行いました。また、住民や企業・団体から寄附金や物品寄附を受け入れ、こども食堂応援基金として運営支援に活用しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 地域拠点としての居場所を維持するためには、その特性やニーズに応じた支援策が求められています。特に、活動の継続を支えるための安定した財源の確保が課題です。

②支え合いの地域づくりに向けた支援

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向け、コミュニティごとに住民座談会を開催し、地域住民の意見を集約し、コミュニティごとの地域課題や市全体での課題を把握しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 住民からのニーズを丁寧に聞きとり、施策に反映すべき意見をより細やかに収集分析し、住民主体の地域づくりを支えるしくみを強化する必要があります。

行動目標 3 課題の深刻化を防ぐ体制をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①専門・相談機関の連携体制の充実

- 困難事例の予防と早期発見・対応のため、地域住民が集まる会合に参加し、地域共生社会の構築や重層的支援体制整備事業に関する情報提供を行うとともに、課題解決に向けた具体的な取組を進めています。
- 丸亀市障害者虐待防止センターでは、24 時間 365 日体制で虐待通報や相談対応を実施し、警察や関係機関との連携体制を構築しています。また、要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月開催し、児童虐待防止や支援について継続的な協議を行い、西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターと連携して専門的な対応の推進に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 虐待については、早期発見や早期対応が重要であり各関係機関との情報共有や連携が必要です。子育てに困難を抱える家庭が増える中で、特に乳幼児期・未就園児期の孤立問題が顕在化しており、支援につながらず児童虐待が深刻化するケースがあり、虐待防止の取組において、妊娠期から切れ目ない支援を行うための体制整備が必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①地域や多様な主体との連携協働の推進

- 「企業連携型巡回見守り活動」の参加拡大を推進するため、ホームページや企業訪問での参加呼びかけなどの協定締結企業数を増やすための取組を行い、地域情報共有を進めながら企業の参加協力を促進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 協定締結企業数の増加は一定の成果を上げており、地域福祉活動において、今後は、連携企業のより広い活動への参加につなげていくことが必要です。

②困難な課題を持つ人への支援

- 重層的支援体制整備事業においてアウトリーチ型の支援活動を実施し、継続的な支援を開始するとともに、参加支援事業の啓発を進め、登録団体数の増加に向けて取組を推進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ型の支援活動について、支援の質を向上させるため、専門団体との連携をさらに強化する必要があります。

行動目標 4 地域での自立を支えるしくみをつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

②高齢者、障がい者等の地域での自立支援

- 子育て世帯への支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療など経済的支援、ひとり親家庭への相談支援や母子父子家庭自立支援給付金支給事業により、生活相談や自立に向けた職業訓練・教育訓練に係る給付を行い生活の安定につながるよう支援を行いました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- ひとり親世帯への支援では、周知の難しさから支援制度が十分に活用されていないケースが一部見られ、制度の周知が必要です。

③権利擁護の推進

- 「後見センターまるがめ」を地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、市社協との連携の下、成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度の利用促進を図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 少子高齢化の進展に伴い、成年後見制度の重要性が増す中、多職種連携や福祉サービスとの包括的な連携が一層求められています。後見制度の利用促進に向け、相談機能や広報活動の充実が必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①生活困窮者への支援の推進

- 総合相談支援窓口「あすたねっと」を設置し、生活困窮者自立支援制度に基づいた支援を推進し、具体的な支援を行いながら相談者の課題解決に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 相談者に対する支援が個別対応で進められていますが、課題やニーズに応じたチーム連携型の支援体制の強化が必要です。また、相談者の情報共有において目的の明確化と支援進行の効果的なしくみづくりが必要です。

②高齢者等の生活支援の推進

- 買物支援事業（移動販売支援事業）を実施し、離島高齢者の孤立化やひきこもりの予防、地域での見守り支援、移動販売を通じた気軽に集える場づくりを推進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 買物支援事業や配食サービス事業、救急医療情報キットなどの事業は一定の成果を上げていますが、住民生活の更なる実態把握と地域特性に応じた支援の取組が求められています。

基本目標

2

地域福祉を支える「ひとづくり」

行動目標 5 人権意識と福祉の心を育てよう

【主な取組状況と評価（市）】

②人権意識を高めるための教育・啓発の推進

- 令和3年に制定した「丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例（多様性条例）」に関する内容を周知し、人権尊重のまちの実現に向けた啓発活動を実施しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 様々な場面での継続的な周知・啓発を行い、市民一人ひとりが人権課題を「自分ごと」として捉える取組等、人権を尊重する行動を促すための具体的な仕掛けが必要です。

③福祉に関する教育・学習の推進

- 各学校において、総合的な学習の時間を活用し、多様性や共生について学ぶ機会を提供し、児童・生徒が多世代交流と相互理解を深められる環境を整えています。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 学びを地域社会に還元し、実際に役立つしくみを構築するため、地域の実態に即した活動の場や市民参加型の取組との連携が必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

②ふくし出前講座の推進

- 学校や企業に対し、高齢者体験グッズ等の貸出を行い、生徒や社員が体験を通じて配慮が必要な人への配慮を学ぶ機会を提供し、高齢者や障がい者への理解促進を図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 学校や企業等を対象とした福祉体験や出前講座は一定の成果を上げており、今後は行政が行う体験学習との連携が必要です。

行動目標 6 地域福祉活動の担い手を増やそう

【主な取組状況と評価（市）】

①地域活動・ボランティア活動の普及・啓発

- 新たな担い手を創出するため、市民活動に関する情報を集約した「市民交流活動センターマルタスホームページ」において、市民一人ひとりが主体的に行動するきっかけや気づきとなる情報を発信しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 若い世代や地域活動に関与していない世代の興味や関心を引き出すしくみが必要です。市民活動団体の様々な活動がより広範囲に伝わるようにするため、他分野の団体との更なる連携を進めていくことが必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①地域福祉活動の担い手の発掘と育成

- 地域のボランティア活動を活性化するため、「ボランティア講座」を開催し、活動の担い手となる人材のスキルアップを図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 地域に愛着を持ち、自ら地域づくりを担うリーダーの発掘と育成が必要です。

②地域での福祉活動を支える住民への支援

- 福祉活動を担う住民に対し、その活動を支援するために啓発および研修会を実施しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 福祉ママや福祉協力員など、福祉活動を担う住民への支援により、更なる組織基盤の強化が求められています。

行動目標 7 担い手が活動しやすい環境をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①地域活動・ボランティア活動への支援

- 市社協と連携し、市民活動やボランティア活動の促進に向けて学生による活動への支援を行い、活動場所の提供や会議でのサポートを実施しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 福祉のまちづくりに向けた活動を継続し、地域全体が協力する体制を強化する必要があります。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①丸亀市ボランティアセンターの充実・強化

- ボランティア講座を開催し、地域で活動するボランティア人材のスキルアップを支援しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 地域に愛着を持ち、ボランティアを通じて地域づくりを担う人材育成に取り組むことが必要です。

②福祉活動・ボランティア活動の機会の提供と財源確保

- 「高校生ボランティア部 in まるがめ」を組織し、高校生による地域課題解決のボランティア活動を応援しました。活動実績を報告し共有する場として、「まるがめ学生ボランティアアワード」などの顕彰機会を設け、活動成果を広報するとともに周知を図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 地域課題解決における高校生ボランティア活躍の場を検討します。
- 企業に CSR・ESG 活動等を働きかけ、財源確保に取り組みます。

地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」

行動目標 8 誰もが地域に出やすい環境をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①ユニバーサルデザインを意識した環境の整備

- 公共施設や道路等の改築や改修に合わせて、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、「公共施設等総合管理計画」や「学校施設長寿命化計画」に基づき着実に整備を進めました。
- 障がい者や子育て世代を支援するため、「ヘルプマーク」や「マタニティマーク」を活用し、支援や配慮を必要とする人への啓発を行い、周囲の配慮を促進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 公共施設や学校施設の老朽化対策が進む一方で、建築資材の高騰や工期の長期化等も踏まえて、計画的に施設の改築や長寿命化、大規模改修に併せてバリアフリー化及びユニバーサルデザイン推進を視野に入れた整備を進めることが必要です。
- 支援や配慮を必要としていることが外見から分からない方が、周囲に配慮が必要としていることを知らせることで、地域全体で要配慮者に気づくことができるような啓発を行うことが必要です。

③多様な居場所づくりへの支援

- 高齢者分野において、交流や相談が可能な居場所づくりを推進しました。
- 隣保館や児童館では多様な地域交流のイベントや取組が行われ、「丸亀市こども食堂・居場所づくりネットワーク」事業では地域のつながりを深める場を提供しました。
- 地域活動支援センター I 型では、精神障がい者が自由に立ち寄り、仲間との交流を深められる憩いの場を設け、利用者の日常生活の支援に取り組みました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 地域住民や参加者のニーズが多様化しており、地域の居場所づくりの充実が必要です。

- 隣保館を地域住民が抱える課題に対応する拠点として、また、隣保館・児童館を誰もが地域の中で役割を持ち、互いに助け合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に貢献する施設として活用していくことが必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①支援を要する人への理解促進と支援の充実

- 学校や企業等に高齢者体験グッズを貸し出し、支援や配慮を必要とする人への配慮の重要性を学ぶ授業や福祉出前講座を展開しました。
- 高齢者やけが人などに対し在宅福祉の推進に取り組み、車いすの貸出し等を行い、外出機会の確保に努めました。
- ガイドヘルパーや子育てホームヘルパーを派遣し、移動や日常生活支援を行うことで個別支援を充実させました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 行政等が行う体験学習との連携をさらに強化し、地域全体で福祉理解の促進を目指す必要があります。
- 車いす貸出し時の手続き等を利用者目線で見直し、利便性の高い方法となるよう、その簡素化を検討する必要があります。

②多様な居場所づくりへの支援

- 「ふれあい・いきいきサロン」の活動費を助成し、研修会を通じた情報交換を行うことで、地域住民の身近な交流の場づくりを推進しました。
- 「みんながオルデ通町」を開設し、日替わりで団体が使用するなど地域に応じた多様な居場所づくりに取り組みました。
- 「丸亀市こども食堂・居場所づくりネットワーク」を立ち上げ、情報提供や食品類の支援、こども食堂の運営支援を行いました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 各地域拠点の特性やニーズに応じた居場所づくりの支援を進め、地域住民のニーズに応えた活動の充実が必要です。
- 地域拠点を維持するための活動費確保や、地域の福祉課題に応じた補助制度や目的別基金の導入について検討する必要があります。

行動目標 9 地域における防犯・事故防止活動を広げよう

【主な取組状況と評価（市）】

②交通安全対策の推進

- 警察や関係機関と連携し、年齢層に応じた交通安全教室や交通安全キャンペーンを実施し、交通ルール遵守やマナー向上を図りました。
- 高齢者の免許返納による交通事故抑制を目指し、運転経歴証明書交付手数料の助成やタクシー利用券等の支援を行うとともに、広報紙や交通安全教室で免許返納制度の周知を行いました。
- 小学生を対象とした自転車運転免許証交付制度を交通安全教室と連携させ、正しい自転車運転方法の指導とマナーの普及に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 交通安全教室やキャンペーンの実施を継続実施するため、今後も幼稚園等や学校、自治会などと連携体制を強化する必要があります。
- 高齢者の運転免許証自主返納後の移動手段が課題であり、関係課との連携を通じて環境整備を図る必要があります。
- 交通安全教室の実施について学校単位で偏りが見られるため、教育委員会を通じた周知が求められます。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①防犯・事故防止のための情報発信

- 「情報ほっと♡メール」の登録呼びかけを市内の介護・障がい者事業所や行政機関の職員に対して行い、登録者数の拡大を図りました。
- 地域包括支援センターからの情報提供を受け、「情報ほっと♡メール」により認知症行方不明者の搜索情報を配信し、早期に対象者が発見されるようなくみづくりに努めました。
- 香川県警察等からの防犯情報提供を基に、丸亀市民生委員児童委員協議会連合会を通じて住民への周知・啓発を行いました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 従来のEメール方式による情報発信を見直し、SNSなど新しい情報発信手段を活用してより効果的な情報発信を進める必要があります。

- 民生委員・児童委員や地域コミュニティと連携した、防犯・交通事故防止活動の取組を展開できるしくみが求められます。

行動目標 10 災害に強い地域をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

②自主防災活動への支援

- 自主防災組織の強化を図るため、地域のニーズに応じた防災備蓄品の購入補助を行うとともに、県補助金申請の支援を通じて、地区防災計画や避難所運営マニュアルの策を推進しました。
- 自主防災組織を通じて、防災士資格取得に必要な経費補助や香川大学と連携した受講者への補助制度案内などを行い、市内の防災士人数の拡大を図り、地域の防災力向上に寄与しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 市と地域がそれぞれ備蓄している資機材の整合性を図るため、市が備蓄する防災資機材のリストを各地区と共有し、重複整備を防ぐしくみづくりが必要です。
- 防災士資格取得者がその後も継続的に地域の防災活動に従事できるように、自主防災組織から定期的な活動案内や明確な役割等について発信を行う必要があります。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①災害時の支援体制づくり

- 香川県社会福祉協議会等と連携し、「災害ボランティアセンター運営支援協定」の締結や災害資機材拠点の整備を通じて、災害時の支援体制を整備しました。
- 令和6年度には、中讃地域の自治体や社会福祉協議会によびかけ、災害時対応訓練を実施し、多機関連携の強化を図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 多機関連携を円滑に進めるため、平時からの情報共有やネットワーク強化を一層進める必要があります。
- 災害ボランティアセンター運営における地域住民や関係団体の参加率向上を図るため、防災意識啓発活動の更なる推進が必要です。
- 災害ボランティアセンター機能に加え、地域の復興支援や孤独・孤立の防止を目的とした生活支援を支えるしくみづくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人、生活上の課題を抱えている人など様々な人が生活し、また住民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なります。また、近年では複合化・複雑化した福祉課題への対応も求められています。

本計画では、国が掲げる「地域共生社会の実現」を目指し、世代や障がいの有無、経済状況に関わらず、誰もが地域の中で尊重され、安心して暮らせる社会を引き続き目指し、第3次計画の基本理念「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を継承し、地域に暮らす多様な人々や団体、事業者が課題を共有し、協働して取り組むことで、思いやりに満ちた福祉のまちを将来へとつないでいきます。

基 本 理 念

みんながつながり、みんなで支え合い、
誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀

2 地域共生 社会の推進 とSDGs

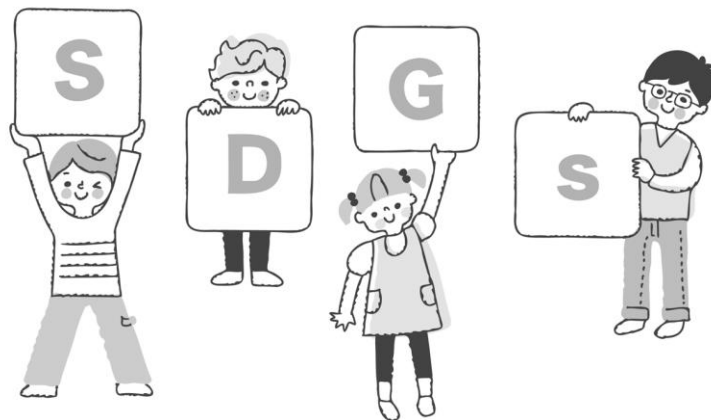
国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年（2030年）までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGsを定めています。

これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことをうたい、発展途上国のみならず、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

丸亀市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置付けているところです。

国においては、「地域共生社会の実現」を重要な政策理念として掲げ、制度や分野ごとの縦割りを超えて、地域に暮らす一人ひとりが支え合い、共に生きる社会の構築を目指しています。この理念は、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現とも強く結びついています。

本計画においても、SDGsの実現を計画の基本的な方向性を示すものとして位置付け、計画全体を通して取り組んでいくものとします。



3 丸亀市における重層的 支援体制の 考え方

丸亀市では、第3次計画において「地域共生社会」の実現を目的に掲げ、複合化・複雑化する福祉課題を抱える人を支援するための取組を推進してきました。

福祉の支援の現場では、縦割りの制度の枠組みと、多様な支援ニーズとの間にギャップがあり、支援者が「支援のしづらさ」を感じる場面が少なくありません。また、限られた人的資源の中で、一人の支援者が分野横断的な対応をすることに課題がありました。

こうした背景のもと、国においては、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、丸亀市においても複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業」を令和7年度から実施しています。

この事業は、地域でこれまで積み重ねてきた支援のしくみを基盤としながら、

- ・属性を問わない相談支援
- ・参加支援
- ・地域づくりに向けた支援

という3つの支援を一体的に実施することで、地域住民の多様なニーズに柔軟に対応する包括的な支援体制を構築するものです。

「重層的支援体制整備事業」は、これからの地域福祉における包括的支援体制を構築するために重要な役割を果たす取組であり、その先に「地域共生社会」の実現があると考えています。

そして、「重層的支援体制整備事業」に加えて、丸亀市の特徴である17のコミュニティで実施されている地域に根差した活動と連携しながら、更なる包括的な支援体制の充実を目指します。

【取組の方向】

- ・地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、国が示す「重層的支援体制整備事業」に加え、地区コミュニティとの連携などにより、適切な窓口につなげられるよう、重層的かつ包括的な相談支援体制の構築を図ります。
- ・既存の制度やサービスでは対応が難しい支援ニーズに対しては、丸亀市社会福祉協議会を軸に地域と連携しつつ、多機関協働による支援や継続的なアウトリーチ活動による見守り支援を推進します。
- ・福祉関係機関においては、計画的な専門人材の確保・育成を図り、相談体制の質と量の充実に努めます。
- ・地区コミュニティに対し、重層的支援体制整備事業の周知・啓発を行い、制度の利用促進及び、早期発見・早期対応につなげます。

4 基本目標

基本理念である「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を実現するため、次の3つの基本目標を定め、包括的に連携した取組を推進します。

基本目標1 みんなつながる共感と交流の「地域づくり」

地域で安心して暮らすためには、年齢や性別、障がいの有無、経済状況、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが自分らしく参加でき、交流できる場が必要です。また、生活のしづらさを感じる人が孤立することなく、必要な支援を受けながら地域社会に関わることができる支援体制が大切です。

重層的支援体制整備事業の「地域づくりに向けた支援事業」や「参加支援事業」によって、多様な人々が交流し、共感を通じてつながる地域を目指します。それには特定の人や機関だけでなく、地域の全ての人それぞれの役割を担い、相互に支え合える環境を整えることが重要です。

誰もが地域で安心して暮らせるよう、共感と交流を基盤とした「地域づくり」を進めます。

基本目標2 みんなで支え合う「ひとづくり」

地域福祉を持続的に展開していくためには、地域活動を支える多様な人材の確保が不可欠です。特に、「福祉の専門的人材」の確保を進めることは、今後の地域福祉を支える基盤として重要になります。

地域福祉は、専門職だけではなく、全ての住民が「支える人」とするとともに「支えられる人」でもあるという「お互いさま」の関係の中で成り立っています。この考え方を地域に広く浸透させるとともに、こどもから高齢者まで住民一人ひとりが自分の立場や役割に応じて地域活動に関わることが求められます。

福祉教育や専門研修、地域活動への参加促進を通じて、福祉の担い手としての専門的人材の育成と、多様な世代が支え合う「ひとづくり」を進めていきます。

基本目標3 安心した暮らしを支える「しくみづくり」

近年、多様な福祉課題や困りごとを抱える人々が増えており、その背景には社会的孤立や複合化・複雑化する福祉ニーズなどがあります。住民が安心して暮らすためには、全ての人々が必要な支援を受けられる「しくみづくり」が重要です。

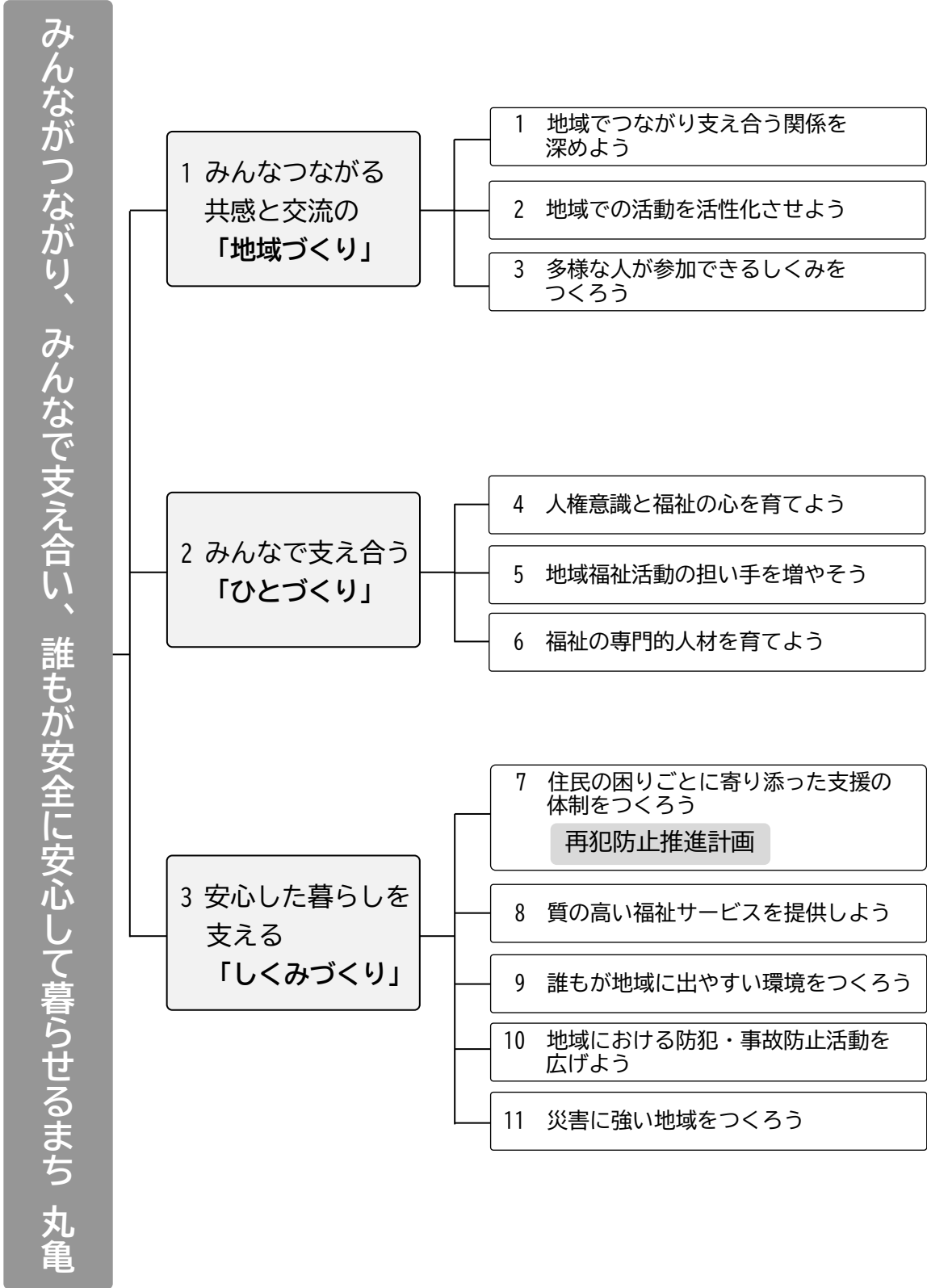
重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業や多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業などを軸に、住民の困りごとに寄り添う支援体制を強化するとともに、質の高い福祉サービスが提供される環境を整備します。また、誰もが地域に出やすく、社会参加が促進されるしくみを構築することで、安心した暮らしを支える地域を目指します。

5
計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[行動目標]



第4章 取組の推進

基本目標

1

みんなつながる共感と交流の「地域づくり」

行動目標1 地域でつながり支え合う関係を深めよう

【現状と課題】

丸亀市では、支援を必要とする人と地域とのつながりを確保するとともに、地域全体で支える基盤の構築に取り組んできました。

アンケート調査の結果では、地域でお互いに助け合える関係を広げるために必要なことについて、市民、事業所、関係団体のアンケート全てにおいて、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が最も高い結果となりました。支援を必要とする人がいること、その人たちを受け止める場所があることを知ることで、安心して暮らせる気持ちにつながり、困っている人や、助け合いの場・組織の情報が広く知られることで、自分にも何かできることがあるかもしれないと感じるきっかけになります。情報がわかりやすく整理され、誰もがアクセスしやすくなることで、“支援したい”という市民の思いが行動につながりやすくなり、共に支え合う社会の実現に近づいていきます。


また、住民座談会では、多くの地域で住民同士の支え合い活動が行われていることが高く評価されています。

今後、地域における助け合いの関係を築くためには、支援を必要とする人と支援に関わる人双方に、必要な情報が確実に届くよう、効果的な発信手法を検討し、情報提供の充実を図る必要があります。また、一人ひとりが周囲への関心を持ち、日常的な見守りを行い、変化に気づき、積極的に声をかけ合うことが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 地域の中で支え合えるよう、誰もが地域で行われている支援の取組や相談会・イベントなどの必要な情報を入手できる環境を整え、地域とのつながりを深めていきます。
- 世代や属性を超えて互いを尊重し、多様な住民の交流の機会を充実させ、地域の中で学び合い、支え合う関係づくりを進めます。
- 支援を必要としていても声を上げにくい住民がいることに配慮し、身近な地域での見守り活動や日常的な声かけを広げ、些細なことでもお互いに相談し、支え合える地域づくりを進めます。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	住んでいる地域において、住民同士の支え合い・助け合い活動が充実していると考える人の割合 (市民アンケートより)	35.2%	
参考指標	ホームページ、SNS などによる情報発信回数	随時	月 1 回以上
	生活圏域ごとの福祉協力員への研修会開催数	年 1 回	年 1 回以上



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 地域づくりへの理解と関心を高める情報発信の推進

取組内容

- ホームページや広報紙、SNS などの情報媒体を活用し、地域活動に関わる情報を発信することで、地域づくりへの理解と関心を高め、誰もが安心して地域と関われるよう、支え合いを促進します。

② 地域での交流と相互理解の促進

取組内容

- 世代や属性を超えて、様々な住民同士が交流できる場を整備し、市のファシリテーターやコーディネーターにより、住民同士の相互理解と協働を促進します。
- 地域資源をいかし、世代や属性を超えた交流や居場所を創出します。(地域づくりに向けた支援事業) **重層**
- イベント等を通じて地域や事業所、関係団体等の連携を促し、地域全体でつながり、支え合える関係性が広がるように支援します。
- 地域住民の方や地域の企業や学校など、様々な立場の方々と地域福祉をテーマとした地域懇談会を定期開催し、地域ごとに異なる福祉課題の把握、住民の地域福祉の意識の醸成や活動の活性化につなげていきます。

③ 地域での見守り・支援体制の充実

取組内容

- 地域内において、支援を必要とする人に早期に気づけるよう、福祉協力員に対する研修を実施し、自らの役割を認識するとともに、地域課題について共に考えるきっかけをつくることで、見守りや支え合いを通じて地域の支援体制をさらに強化していくことを目指します。
- 地域での見守り・助け合い活動を支援し、子育て支援機関・団体との連携を強化します。また、身近な地域にこども家庭センター連携相談窓口を設け、相談支援や情報提供を行う体制を整えます。

- 民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉ママ、母子保健推進員、母子愛育班、老人クラブ、自治会、コミュニティなどが行う見守り・助け合い活動を支援し、各団体の中で情報を共有しながら、相互の連携の促進に努めます。
- 見守りの視点を取り入れながら、既存サービスの対象を柔軟に見直すことで、孤立しやすい高齢者や福祉課題を抱える世帯が必要な支援につながるように取り組みます。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 地域交流のための場づくり

取組内容

- 地域の自主的な居場所づくりやこども食堂、ボランティア団体などの活動を支援するとともに、広く住民に情報提供を行い、多様な世代の交流を促進します。
- 地域の困りごとやニーズを把握し、気軽に相談できる場や機会を設けるとともに、地域住民がお互いに支え合うしくみづくりや組織づくりを支援します。
- 持続可能な地域活動を支えるため、活動費の確保や補助制度について検討します。
- 多世代・異世代の交流を促進するため、こども・若者・高齢者・地域住民が気軽に参加できる交流イベントを定期的で開催し、地域のつながりと参加のきっかけづくりを行います。

② 地域の福祉活動を支える住民への支援

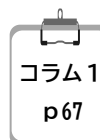
取組内容

- 民生委員・児童委員、福祉ママ等住民と行政をつなぐ役割を持つ団体の組織基盤強化のため、各団体の活動や地域活動の情報発信を行うなど、担い手確保に努めます。
- 支援が必要な方や団体への、寄附・物品、ボランティア等の受入先となり、配分先団体「こども食堂・居場所づくりネットワーク」への登録の支援や、スタートアップなどに繋がります。

③ 企業・事業所等の地域福祉活動への参加促進と協働

取組内容

- 地域見守り活動連携企業や地域貢献型自動販売機設置企業等をさらに拡大し、地域福祉活動の理解を進め、地域福祉活動への積極的な参加を募ります。
- 「ふくしフェスティバル」など、広く参加者を募ることができる福祉啓発のためのイベントを実施し、企業・団体等の協力を呼びかけます。
- 「香川おもいやりネットワーク事業」をいかし、民生委員・児童委員や社会福祉施設と協働で地域の課題解決に取り組みます。



気づきが命を守る、地域の目、企業のチカラ ～企業連携型巡回見守り活動～

市内を巡回している企業・団体の皆様は、業務中に家庭の異変に気づいた時に速やかに対応できるよう、企業＝民生委員・児童委員＝丸亀市社会福祉協議会が連携して安否確認をするしくみづくりを行っています。

民生委員・児童委員や丸亀市社会福祉協議会の見守りだけでは地域情報の把握が難しいケースがあり、市内を巡回し、個人宅を訪問する様々な企業・団体の皆様と連携することで、いち早く家庭の異変に対応することを目的としています。



企業・団体

日常業務の範囲で、地域住民に何らかの異変を察知した場合、速やかに丸亀市社会福祉協議会、または担当地区の民生委員・児童委員に連絡します。

企業はCSR（企業の社会的責任）活動の一環として協力の連携をいただいています。

発見
連絡

訪問・確認
支援

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。

訪問・確認
支援

三者協定

丸亀市 民生委員 児童委員
協議会連合会



連絡を受けた民生委員・児童委員は対象世帯を訪問するなどの安否確認を行い、必要に応じて地域住民と協働した支援を行います。

丸亀市 社会福祉 協議会



見守り活動の目的を周知し、取り組みを円滑に実現するとともに、協定を締結した企業や団体等の関係機関と協働してふくしのまちづくりをすすめます。



協力企業・団体は、このステッカーを目印に、見守り活動を行っています。



協定企業・団体の皆様は、地域住人の顔を見て、異変に気付いたら丸亀市社会福祉協議会へ連絡します。

丸亀市社会福祉協議会は、地域の民生委員・児童委員と連携して確認・対応を行います。

行動目標 2 地域での活動を活性化させよう

【 現状と課題 】

丸亀市では、地域団体の活動を支援することで、地域のつながりの強化を図るとともに、地域において多世代が気軽に交流できる場づくりを支援してきました。

市民アンケート調査の結果では、地域活動について活動したことがない人が約半数を占めており、その主な理由として、「仕事や家事で時間がない」が最も多く、次いで「自治会に入っていない」となっています。これは、地域活動が自治会を通じて行われることが多く、自治会に未加入の人にとっては参加の機会や情報が届きにくい現状を表しています。

このような状況を改善するためには、自治会に所属しているかどうかに関わらず、気軽に地域活動の情報を得られるよう、情報発信の取組を強化することが重要です。

また、市民アンケート調査の結果では、地域には、どのような課題や問題があると思うのかという問いについて、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関すること」が「防災・防犯に関すること」の次に割合が高くなっています。

住民座談会では人口減少や高齢化が大きな課題との意見が挙げられています。

今後も、誰でも気軽に参加できる地域活動の場を設けることが重要です。たとえば、地域の団体や個人が主催する参加制限のないイベントの開催、オンラインでの情報発信や参加受付、子育て世代や働く世代にも配慮した柔軟な活動時間の設定などが考えられます。


さらに、高齢者の社会参加を促進するためには、趣味や特技をいかせる活動の場や、世代間交流の機会を増やすことも大切です。

地域全体で、誰もが関わって、無理なく続けられるよう、住民が気軽に参加できる活動環境を整え、地域の多様な力をいかしながら、みんなで地域での活動を活性化させていくことが必要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 地域団体の活動を支援し、地域のつながりを強化します。
- 地域での活動の内容や参加方法が誰にでもわかるよう、周知・情報提供の充実を図ります。
- 地域で活動する住民同士・団体同士が地域課題を共有し、交流・情報交換を行う場や機会を充実させます。
- 地域において、住民相互の助け合い・協力のきっかけづくりを進め、生活上の困りごとを住民同士で支援し合えるために必要な取組を行います。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	地域活動について活動したことがない市民の割合 (市民アンケートより)	48.1%	
参考指標	コミュニティごとに地域課題をテーマとした地域懇談会の開催数	年 1 回	年 1 回以上



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 地域団体への支援

取組内容

- 地域団体の活動を支援することで、地域のつながりの強化を図ります。
- 自治会等の活動やその大切さについて、住民や転入者への情報提供を行います。

② 多様な地域活動への支援

取組内容

- 地域における多様な主体による活動を広く周知し、住民の関心と参加を促進するため、多様な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。
- 地域における多様な活動の継続性を確保するため、地域活動に関わる個人や団体が相互に学び合い、つながりを深める機会を創出します。
- 地域において多様な活動を行う地区コミュニティに対して、補助金を交付することで、活動の充実を支援します。

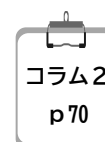


丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 支え合いの地域づくりに向けた支援

取組内容

- 小地域単位での情報交換の場を定例化し、支援を必要とする方の状態変化や支援における役割分担等、具体的な支援につながるしくみづくりに取り組めます。
- 住民意見を施策に反映させ、住民が参加しやすい地域づくりの取組を行います。
- 住民が主体的に地域の困りごと等の情報交換に参加し、生活課題を相談することができる体制づくりを進めます。



見守りは、特別なことじゃない ～福祉協力員の活動・小地域見守りネットワーク活動～

○福祉協力員の活動

福祉協力員は地区コミュニティの推薦を受け、市長が委嘱します。また、民生委員・児童委員や福祉ママも福祉協力員として活動しています。福祉協力員の活動には、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するために、身近な地域における困りごとの発見、解決に向けた活動や見守り活動などがあります。

<福祉協力員研修会>

民生委員・児童委員、福祉ママをはじめとした地域の担い手である福祉協力員を対象に、研修会や活動支援を行います。福祉の担い手の養成およびお互いの関係性構築を目指し、福祉の専門性と地域での支え合いを両立させます。福祉協力員が顔見知りの関係になることで、住民同士のつながりを深め、地域の支え合いを促進します。



○小地域ネットワーク活動

住民同士の緩やかな見守りや支え合いの支援体制を構築する「小地域ネットワーク活動」を推進しています。何らかの支援を必要とする人を対象に、20世帯から50世帯を単位として、地域住民が見守り・支援活動を行うものです。

地域での見守り活動には、必要に応じて、専門職や社会福祉協議会も関わり、住民同士の支え合いのしくみづくりに取り組みます。



見守り活動の重要性

見守り活動は「特別な支援」ではなく、「地域みんなで見守る文化づくり」です。顔見知りが増えることで、地域に“安心のネットワーク”ができます。

また、“安心のネットワーク”は、福祉だけでなく防災・防犯・健康づくりなど、多方面での効果が期待されます。地域の人々がお互いを知り支え合うことが、結果的に誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤となります。

行動目標 3 多様な人が参加できるしくみをつくろう

【現状と課題】

高校生へのアンケート調査の結果では、住んでいる地域のイメージについて、「交流の場がない」と回答した人の割合が高く、全体の4分の1となっています。

また、市民アンケート調査の結果では、地域の問題について地域の人と話す機会が「なかった」の割合が7割を超えています。多様な人が地域活動に参加できるしくみづくりにおいては、「交流の場」や「地域の人と話す機会」の不足が大きな課題となっています。特に若い世代や地域に関心を持つ市民が、気軽に参加しやすい環境や、世代や立場を超えて意見を交わせる場の整備が求められています。

住民座談会からは多世代・異世代交流を促進するため子ども・若者・高齢者が関わる機会をつくる取組について意見が挙げられています。

年齢、性別、国籍、文化的背景、障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に参加できるしくみをつくるためには、参加者一人ひとりの興味や関心が多様であることを踏まえ、参加者の興味やライフスタイルに合わせた多彩な場を検討することが重要です。特に、小規模なイベントや気軽に参加できる場をきっかけに、地域活動への関心や参加が広がる可能性があります。



また、地域や学校、企業などが連携し、地域ぐるみで多様な交流の場を設けることで、より多くの人が集まりやすくなり、継続的な参加や新たなつながりの創出につながります。

今後は、こうした課題を踏まえ、地域全体で多様な人が参加しやすい環境づくりを一層推進していくことが重要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 誰もが安心して参加できるような環境づくりを進めていきます。
- 年齢や立場、経験の違いに関わらず、全ての人が自分らしく関わられるような場を目指し、互いに支え合う地域づくりを推進します。
- 多様な背景を持つ人々が地域活動に関われるよう、柔軟で多様な参加のしくみをつくります。

【成果指標・参考指標】

	指標	令和6年度	令和13年度
成果指標	これまで地域の問題について地域の人と話す機会がなかった市民の割合 (市民アンケートより)	70.8%	
参考指標	社会参加応援パートナー登録数	12事業所・団体 (R7年度10月末時点)	
	コミュニティセンターでの相談機能付きカフェの実施か所数	3か所	17か所



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 交流やふれあいの場・機会づくり

取組内容

- 幼稚園・保育所・認定こども園と地域との交流や、地域住民による就学前教育・保育施設の支援活動を推進します。
- 多様な交流を進める場であるコミュニティセンターの利用者の増加に向け、コミュニティの支援に努めます。
- 地域において多世代が気軽に交流できる場づくりを支援します。
- 市民交流活動センターマルタスなどで若い世代をはじめ多様な世代が気軽に参加できるイベント等を開催します。
- 社会参加応援パートナーとして協力していただける企業・団体を増やし、ひきこもりや閉じこもりなど、社会との接点や交流の希薄な人などが社会参加できる場づくりに取り組みます。（参加支援事業） **重層**
- 社会との接点が希薄な人に対して社会参加応援パートナーとのマッチングや継続的な支援を行うことで働くことへの意欲やその大切さを伝え、一つの選択肢としての就労支援につなげます。（参加支援事業） **重層**
- 市民会館などの文化施設やコミュニティセンターなど地域における拠点施設を活用し、文化芸術活動を通じた地域共生社会の実現を目指した取組を推進します。
- スポーツを通じて、世代や属性を超えて誰もが気軽に参加・交流できる機会の充実に取り組みます。
- 地域住民が学校と協働し、学習支援や行事協力、子どもたちと地域の交流等を行うことで、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を地域全体で支える「地域学校協働活動」を推進します。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 交流やふれあいの場・機会づくり

取組内容

- 地域づくりの身近な交流の場として、世代にとらわれないサロンの推進や運営支援を行います。



- 子どもが社会的孤立に陥らないよう、子どもの健やかな成長を支援するために、安心して過ごせる、子どもの居場所づくり等に取り組む団体を支援します。
- 子どもをとりまく環境や家庭に目を向け、ひきこもり・児童虐待等の情報収集、潜在的な相談者や支援が届いていない人の早期発見、深刻化する前の早期相談支援など、「生きづらさ」を抱えた親子や家庭の悩みの解決につながる居場所づくり、地域づくりに向け関係機関との連携を強化します。
- コミュニティセンターでのカフェ実施など、近所の人気が気軽に楽しみ交流できる場を設け、さらに相談機能を併せもつ包括的な居場所づくりに取り組みます。

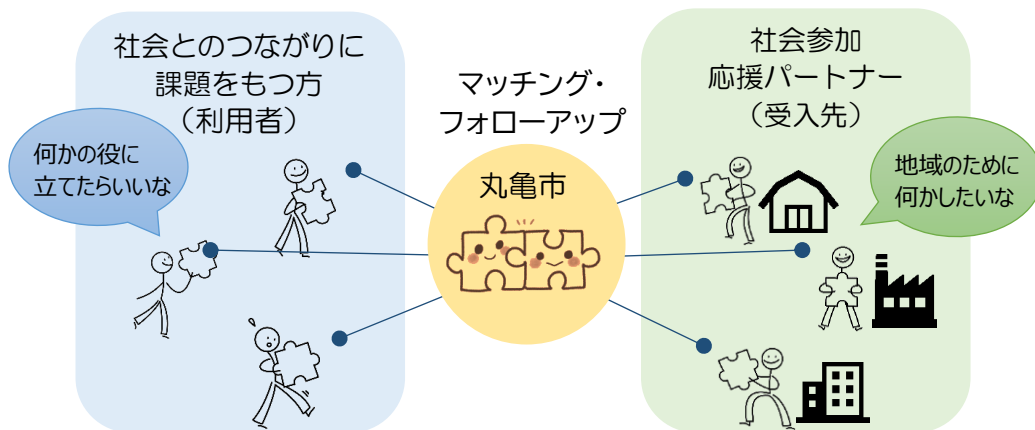
コラム5
p76

コラム3

参加支援事業の受入先 ～丸亀市社会参加応援パートナー～

参加支援事業は、ひきこもりや発達障がいグレーゾーン、病気療養など、さまざまな理由で社会とのつながりに課題をもつ方が、少しずつ社会活動に参加できるようサポートするものです。

参加支援事業の受入先として協力していただける企業や団体を「社会参加応援パートナー」として登録しています。



医療や福祉分野に留まらず、農業、小売業、クリーニング業、ビール製造業など様々な分野の企業・団体が社会参加応援パートナーに登録しています。これからも、市全体でつながり続ける支援体制の充実を図ります。

<社会参加応援パートナーの協力のできる社会参加活動の一例>

- ・洗濯ものたたみ
- ・紙製品の袋詰め
- ・瓶ビールのラベル貼り
- ・農園での野菜づくり
- ・食品売り場での商品陳列、惣菜のパック詰め
- ・老人ホームでの食事の配膳
- ・ホテルの客室清掃
- ・イベント運営の補助
- ・猫カフェでの猫のお世話

身近な地域でふれあい・支え合いの場づくり

〈居場所の効果〉

仲間づくり、生きがいづくり

孤立、閉じこもりの防止

身近なボランティア活動

災害時に活かされます

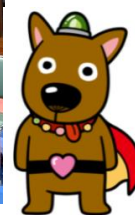
地域の福祉力を高めます

■ふれあい・いきいきサロン事業

社会福祉協議会では、地域のさまざまな団体と協働しながら、身近な地域における「居場所づくり」を推進してきました。その中でも「ふれあい・いきいきサロン事業」は、多くの地域で温かい交流の場を生み出しています。

近所の会館などに集まり、お茶を飲みながら語り合ったり、体操したりする、そんな何気ない時間が人と人とのつながりを深め、心の健康や介護予防にもつながっています。参加者同士が「元気にしよる？」と声をかけ合う姿は、自然な見守りの輪になっています。今後は、このサロン活動を「ふれあい・支え合いの場づくり」としてさらに発展させ、誰もが気軽に参加できる身近な居場所としての機能を高めていきます。

高齢者だけでなく、子育て世代や障がいのある方、地域の若者など、世代や立場を超えて交流できる“多世代のつながり”をキーワードに、地域に住む誰もが「顔見知り」となり、支え合える関係を築くことが、これからの地域福祉の基盤となります。



■世代間交流支援事業

「みんながオルデ通町」は、丸亀市通町の空き店舗を活用して開設されました。ここでは、こどもから高齢者、障がいのある方など、全ての人が気軽に集える居場所として、地域の多様な人々が交流できる居場所づくりを進めています。

運営は、商店街や自治会、ボランティア団体、音楽活動団体など、居場所を定期的に利用する団体が協力し、みんなで相談しながら行っています。

こうした取組により、地域のつながりを生み出す交流の場となり、世代や立場を超えたふれあいや支え合いのしくみが育まれています。



■コミュニティサロン～相談機能付カフェの取組～

近年、地域のさまざまな世代や立場の人が、気軽集える居場所づくりが進められています。高齢者や子ども、子育て世代、障がいのある方など、誰もが参加できる交流の場は、地域のつながりを生む大切な機会となっています。

地域住民が気軽に集い、交流や情報交換ができるコミュニティセンターにカフェを設け、相談機能をあわせもつ包括的な居場所として整備を進めています。身近な場所で相談ができる環境を整えることで、日常の困りごとや不安に早期に対応し、地域全体で見守りと支え合いの輪を広げています。

ある地域では、関係団体が一人暮らしの高齢者に声をかけてカフェを開き、孤立感の軽減や見守り活動のきっかけとなっています。声をかけること自体が地域の温かいつながりの一歩となり、カフェに参加できなかった方からも「行くことは叶わなかったけど、声をかけてもらって嬉しかった。」という声が寄せられています。

また、地域の関係者や住民が意見を出し合い、運営に参加する形でスタートした交流の場もあります。子どもが遊べるスペースや体操教室後の休憩の場を用意するなど、参加者のニーズに応じた柔軟な活動が展開され、地域住民から親しまれる居場所へと育ち、地域の活気づくりにもつながっています。

このように、地域の身近な場所に交流と相談の両機能を備えた居場所を広げていくことは、孤立の予防や支え合いのしくみづくりにつながり、地域の福祉力を高めるきっかけとなっています。



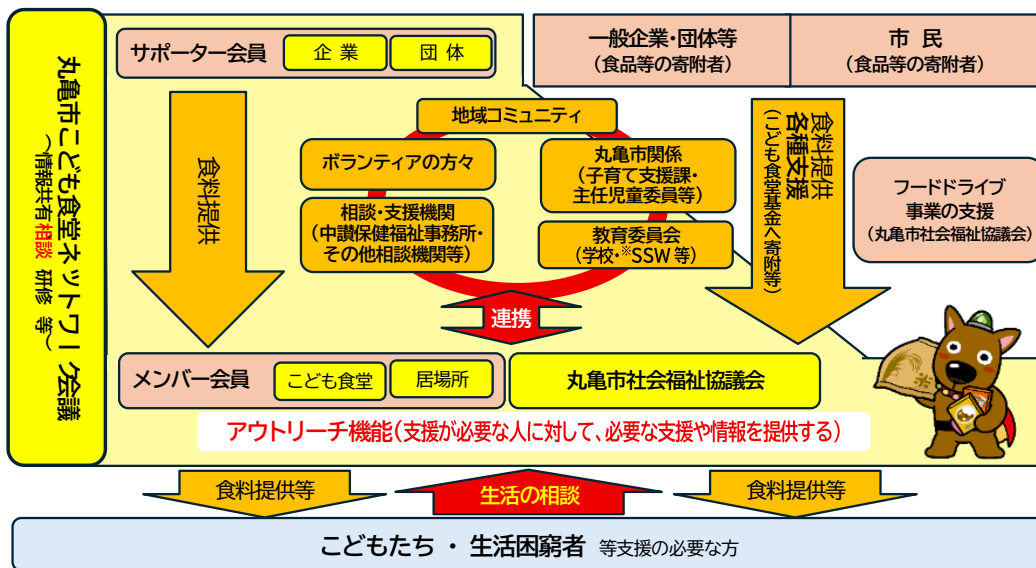
みんなで囲む、あったかいごはん、やさしい居場所 ～丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業～

子ども食堂は、「子どもが一人でも安心して行ける無料または低額の食堂」として誕生しました。丸亀市子ども食堂・居場所づくりネットワーク事業は、子どもの健やかな成長を支援するために、子ども食堂や子どもの居場所づくり等に取り組む人々の交流や情報交換のためのネットワークづくりを行い、相互の活動を充実させることを目的として活動しています。

また、居場所の担い手となる人材育成（ボランティア等の連携）や食支援（寄附者・支援者への啓発）をすることで、引きこもり・児童虐待等の情報収集を心掛け、潜在的な相談者や支援が届いていない人の早期発見、深刻化する前の早期相談支援など、困りごとを抱えた人たちの悩みの解決につながる居場所づくり、地域づくりに向けて関係機関との連携を強化します。



丸亀市社会福祉協議会の現在の取組と目指す相談支援(アウトリーチ機能)のイメージ

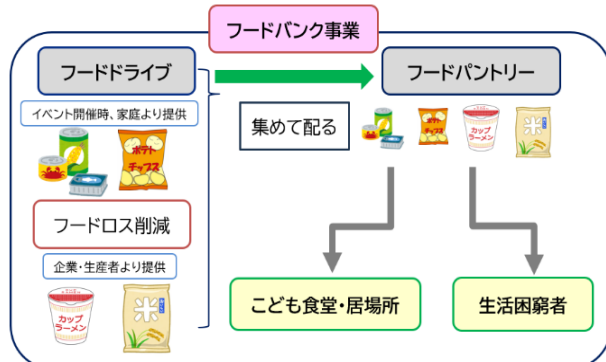


※SSW……スクールソーシャルワーカー

■主な取組

- ・ 情報交換や学習会、子どもに関する相談支援や地域づくりの取組を協議するネットワーク会議、研修会等の開催
- ・ 寄附された食材や物品などの配布及び情報提供、寄附活動の推進及び支援ボランティア等の育成
- ・ フードドライブ（食料を寄附する活動）事業と連携した、子ども食堂・居場所支援

食材が子ども食堂や居場所・生活困窮者に届くまでの流れ



みんなで支え合う「ひとづくり」

行動目標 4 人権意識と福祉の心を育てよう

【現状と課題】

丸亀市では、市民一人ひとりが、人権を尊重することの必要性や様々な人権課題について学び、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするための人権教育・人権啓発を推進しています。

現代社会は、人それぞれが多様な考えや価値観を持っていること、また生活様式の変化により、人と人、人と社会の関係性が希薄化しやすい状況にあります。その中で、「福祉の心」は、互いを思いやり、支え合う感性を育むための大切な基盤となります。人権と福祉は、どちらも人間の尊厳を守るための両輪であり、切り離すことのできない関係にあります。

制度やしきみが整備される一方で、心の通った支援や、誰もが安心して声を上げられる環境づくりを推進していく必要があります。形式的な対応ではなく、目に見えない「気づき」や「共感」を育て、支え合う力を持った人を育成していくことが求められます。


特に、若い世代が早い段階から福祉について学び、他者への思いやりや社会の課題に対する関心を育むことは、地域共生社会を目指す上で欠かせません。こどもや若者が「福祉の心」に触れる機会を持つことで、日常の中で自然と人権を尊重し、支え合う文化が根づいていくのです。

今後も、全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進め、福祉に関する理解を深めることができるよう、啓発活動等を推進していくとともに、様々な学習の機会や交流の機会を通して、支え合う心を育む福祉教育を推進することが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 地域におけるふれあいを通じて、住民一人ひとりが相互理解を深め、人権尊重の意識を共有し、思いやりの心を育みます。
- 福祉講座等の充実を図り、地域福祉を担う人材の育成を推進します。
- 地域福祉の意義や役割についての理解を深め、誰もが自分ごととして関わられるような意識づくりを進めます。
- 教育・ふれあい・体験学習の機会を通じて、幼少期から多様な人々の存在を知り、相互理解と共生の意識を育みます。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	福祉に関心がある市民の割合 (市民アンケートより)	67.5%	
参考指標	ふくし出前講座開催数	年 37 回	年 45 回



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 人権意識を高めるための教育・啓発の推進

取組内容

- 住民一人ひとりが、人権を尊重することの必要性や様々な人権課題について学び、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするための人権教育・人権啓発を推進します。
- 各団体が実施する研修に対して講師派遣や教材の貸出し等の支援を行い、企業や地域住民へのきめ細かな啓発を展開し、あらゆる学習の場での人権教育を推進します。
- 教育・保育の場において、異年齢・異学年の交流を通じて子どもたちの社会性を育むとともに、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域とのつながりを深める機会を創出し、豊かな感性と人間関係の形成を促進します。

② 福祉に関する教育・学習の推進

取組内容

- 子どもたちが福祉の大切さを学び、地域とのつながりを感じられるよう、学校での体験型学習を通じて福祉教育を進めていきます。
- 子どもたちが文化芸術に触れる体験を通じて、豊かな感性や創造性を育むとともに、他者への理解や共感を深める機会の充実を図ります。
- コミュニティセンターなど地域における拠点施設を効果的に活用し、地域の特性に応じた課題に対応する学習機会の充実に努めます。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 地域福祉活動への理解促進

取組内容

- 丸亀市社会福祉協議会広報誌「かけはし」を発行し、住民に身近な地域福祉情報を発信します。
- 丸亀市社会福祉協議会ホームページ、Instagram、X、YouTubeなどのSNSを活用し、活動を情報発信します。

② ふくし出前講座の推進

取組内容

- 「やさしさ配慮講座」等の障がい者・高齢者疑似体験などを含む出前講座を行い、人権意識の向上に努めます。
- 様々な福祉ニーズを福祉課題として広く捉え、必要なところへ必要な助成ができるよう赤い羽根共同募金のしくみを再点検し、寄附者の理解促進に努めます。



学びの場を通じて「福祉の心」を育てる
～ふくし出前講座～



丸亀市社会福祉協議会では、高齢者・障がい者疑似体験などの様々な体験を通じた福祉の制度などを学ぶ機会として、市内の小・中・高校生や企業・団体など幅広い方々を対象に、「ふくし出前講座」を行っています。

講座内容（例）

- 「社会福祉協議会」ってなに？
- 地域福祉活動について
- やさしさ配慮講座～障がい者・高齢者疑似体験～
- 生活困窮者自立相談支援事業について
- 赤い羽根共同募金について

■やさしさ配慮講座

市内の小・中学校を中心に、実際に車いすや障がい者・高齢者の疑似体験グッズを使用した講座を行っています。

講座では、障がい当事者の皆さんにもご協力いただき、直接お話を聞く機会をつくっています。講座での体験を通じて、障がいを持つ方の日々の生活を身近に感じ、どのような配慮ができるかを考えるとともに、障がい等の有無に関わらず、みんながお互いを思いやり、助け合う心の育成に努めています。

車いすユーザーの体験談を聞こう



障がいを理解し、考えてみよう



行動目標 5 地域福祉活動の担い手を増やそう

【 現状と課題 】

丸亀市では、地域社会の持続的な発展と地域共生社会の実現に向けて、担い手の育成と住民の主体的な参加を促す環境づくりに取り組んできました。

また、地域の多様な場面において、互いを理解し支え合う力を育むための取組として、認知症への理解を深める人材の育成を推進してきました。

高校生へのアンケート調査の結果では、今後ボランティア活動の参加について「参加してみたい」が高い割合となっています。


住民座談会では、若い世代やこどもの参加が少なく、地域活動の担い手が不足しているとの意見が挙がりました。また、役員の担い手不足により、現在地域活動を担っている方々への負担が過度になっているという指摘もありました。

今後、地域活動の担い手を増やし、持続可能な地域社会を実現するためには、多様な主体の参画を促すとともに、地域に関心を持つ人々を巻き込み、担い手として迎えていくことが重要です。また、ボランティア活動の推進にも積極的に取り組む必要があります。誰もが安心して活動に参加できるよう、個人情報適切な取扱いや情報共有のあり方についても十分に注意しながら、地域全体で担い手を増やすための対策が必要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 若者や子ども、高齢者がそれぞれの特性や経験をいかして地域活動に継続的に参加できるよう支援していきます。
- 商店・事業所等が地域福祉活動の担い手として参画できるしくみづくりを進めます。
- 見守り活動等に必要な個人情報の取扱いについて、関係者で適切な対応を検討します。
- 地域住民一人ひとりが、地域福祉・ボランティア活動の意義を理解し、活動の担い手を支える意識を高めます。
- 住民やボランティア団体等が参画する話し合いの場を設け、地域課題の共有や情報交換、連携促進に努めます。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和6年度	令和13年度
成果指標	地域活動について活動したことがない市民の割合 (市民アンケートより)	48.1%	
参考指標	丸亀市ボランティアセンター・ボランティア個人登録者数	83人	100人



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 事業所等との連携による地域福祉活動の促進

取組内容

- 水道・ガス・新聞などの事業所と連携し、日常的な接点を通じた見守り活動を推進していきます。
- 社会福祉法人の地域における公益的取組を支援し、ホームページ等を活用した情報発信により地域住民の理解と関心を高め、福祉活動への参加促進につなげます。

② 担い手の魅力発信と担い手の確保

取組内容

- 福祉人材の魅力発信を行い、福祉のやりがいや誇りを伝える啓発を行います。
- 新たな担い手を創出するため、市民活動に関する情報発信に努めます。
- 市民との協働、地域や社会とのつながりを深めるための人材育成を図ります。

③ 福祉支援のための情報活用体制の整備

取組内容

- 地域福祉活動に関わる担い手が、支援のための個人情報の活用について、適切な条件整備のもとで、福祉の増進のために有効利用できるよう、関係者と連携しながら検討します。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 丸亀市ボランティアセンターの充実・強化

取組内容

- 「できる人が、できることを、できるだけ」を合言葉に、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要としている人をマッチングなど、ボランティア登録及び斡旋等の機能の強化を行い、ボランティアを通じて、地域に愛着を持ち地域づくりを担う人材育成に取り組めます。
- 地域づくりを目的としたボランティアの知識向上やスキルアップのための研修会等を開催します。



② 福祉活動・ボランティア活動の機会の提供と財源確保

取組内容

- 福祉教育や体験学習を通じて、丸亀市内で活動する学生（小学生から大学生まで）の自発的な意識の醸成、社会貢献活動の環境づくりに取り組みます。
- 企業や団体のCSR・ESG活動等の地域福祉活動を取り入れてもらえるように働きかけを行い、福祉の理解促進や活動財源確保に努めます。
- 「ボランティア・アワード」を開催し、学生が取り組んだ地域貢献活動やボランティア活動の情報を共有し、共創意識の促進・醸成に努めます。
- 地域福祉に関する情報を誰もが得やすくするため、地域活動や支援制度、ボランティア等の情報を集約・発信するホームページやアプリの整備を行うとともに、公共施設等での掲示による情報提供を行います。
- 買物支援や配食サービスなど、住民生活の実態やニーズ、地域の実情や課題に対応した支援に取り組みます。

コラム8
p85

③ 地域や多様な主体との連携協働の推進

取組内容

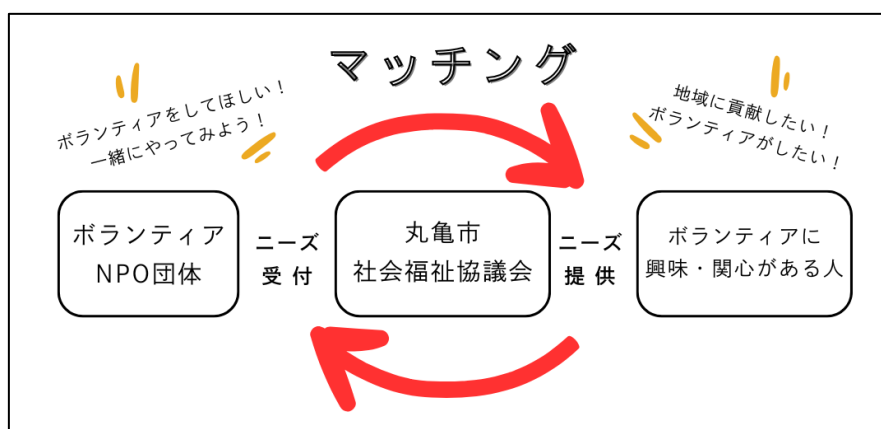
- 企業による地域福祉活動の関わりを分析し、地域福祉活動への参加提案を行います。
- 地区担当職員の個別支援や地域支援における役割を明確化し、地域課題に対して組織的な支援体制（チーム）づくりに取り組みます。
- 地域での小地域活動を支えるネットワーク会議の開催を促進し、課題発見の早期解決や支援につなぐためのネットワークづくりに取り組みます。
- 住民同士の支え合いを促進するため、生活支援に役立てていくためのボランティアの養成に努め、地域の特性を活かした連携体制、サービス体制づくり、担い手支援を行います。



できることからはじめよう、福祉の心を育む
～ボランティアセンター～

丸亀市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人とボランティア活動を必要とする人をつなげる役割を担っています。ボランティア活動の輪を広げるためのボランティア活動に関する情報の提供や活動に関する相談、ボランティア人材の登録、マッチング、ボランティアの斡旋、ボランティア保険加入手続きなどを行っています。

また、こどもたちが体験を通して福祉や防災、地域のつながりについて学ぶ機会の提供にも力を入れています。



■ボランティア活動のきっかけづくりの取組

○「親子防災ワークショップ」

小学生親子を対象とし、災害時に自分でできる応急手当や救命法などを体験的に学び、支え合いや助け合いの大切さを考えるきっかけとしています。

○「なつ★ボラ」

夏休み期間中には、小・中学生を対象としたボランティア体験を通じ、社会福祉への理解や関心を深める活動を実施しています。

市内のボランティア団体である「丸亀手話サークル亀の子会」に講師を依頼して手話講座を開くなど、地域のこどもたちが福祉やボランティアに親しみ、主体的に行動する力を育てています。

福祉教育・ボランティア活動推進事業

福祉教育やボランティア活動に取り組む学校や学生を支援するため、市内の小・中学校を対象とした福祉教育活動への助成や、高校生・大学生グループによる自主的な地域貢献活動（ボランティア活動）への助成を行い、小学校から大学生までの切れ目のない支援をし、児童・学生が地域社会に参画する機会を広げています。

また、活動報告会として互いに学び合う「まるがめ学生ボランティア・アワード」を開催し、地域全体で次世代のボランティア育成を応援しています。

福祉教育推進

対象：市内の小中学校
 内容：福祉教育に係る費用の一部を助成

「できる人が、できることを、できるだけ」を合言葉に



輝く☆学生ボランティア活動応援

学生ボランティア活動応援

対象：丸亀市内でボランティア活動を行う高校生・大学生等のグループ
 内容：市内において地域貢献や福祉活動等を自主的に行う活動に対して費用の一部を助成します。



まるがめ高校生ボランティア部

対象：丸亀市内でボランティア活動を行う高校生等
 内容：学生のボランティア活動へのきっかけづくりやボランティア活動、学生同士のボランティア交流・意見交換会等を実施します。



高校生実行委員会

まるがめ学生ボランティア・アワード開催

対象：輝く☆学生ボランティア活動応援申請グループ
 内容：ボランティア活動に励む中高生が取り組んだ自分たちの活動について発表し、その努力を称えるイベントです。ボランティア活動への想いや今後の活動の展望を伝えるイベントです。



行動目標 6 福祉の専門的人材を育てよう

【 現状と課題 】

全国的に、少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少という構造的な人口変化を背景に、福祉分野における人材の確保は、今後ますます困難を極めることが予想されます。過去10年間においては、女性や高齢者の就業増加により一定の労働力が維持されてきたものの、今後はその伸びも限られ、特に女性や高齢者の比率が高い福祉・介護分野では、人材の確保が一層困難になると見込まれます。

丸亀市でも、福祉分野における人材の確保は喫緊の課題であり、福祉サービスの質の確保と持続可能性に直接的な影響を及ぼすものです。福祉に関する専門職に限らず、市民後見人や認知症サポーター、地域の支え手など、福祉を担う人材の役割が一層重要となる中で、地域社会全体での支え合いや、専門性・継続性を備えた人材の育成・定着に向けた戦略的かつ包括的な取組が急務となっています。


市民アンケート調査の結果では、支え合い・助け合いが地域で広がるためには「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」の割合が最も高く、「困っている人と、助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」と続いています。

今後は、地域における支え合いのしくみを一層強化しながら、福祉を担う多様な人材の育成・確保に向けた取組を計画的かつ継続的に推進していくことが重要です。特に、支援を必要とする人と担い手をつなぐ人材の育成や、福祉活動を支える専門的人材の充実を図ることで、地域福祉の基盤を支える多層的な人材の確保と活用を進めていく必要があります。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 地域福祉活動の継続・充実に向け、中心的役割を担うリーダーやキーパーソンの育成をさらに進めるとともに、役割分担の工夫等により一部の人に負担が偏らないしくみを検討します。
- 福祉の専門的人材の成長と定着に向けて、学びと交流の機会の充実に努めていきます。
- 福祉の専門的人材が安心して活動を続けられるよう、負担の軽減に向けた工夫に努めます。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和6年度	令和13年度
成果指標	住んでいる地域において、住民同士の支え合い・助け合い活動が充実していると考える人の割合 (市民アンケートより)	35.2%	
参考指標	市民後見人候補者数	22人	40人
	(仮称)福祉サポーター制度の導入	未導入	導入



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 専門的人材の育成と活動環境の充実

取組内容

- 民生委員・児童委員の負担軽減や担い手確保のため、ICTを活用した取組を推進します。
- 地域福祉に関わる人材のあり方や育成については、現状の課題を踏まえながら、地域の実情や多様な関係者との連携も視野に入れつつ、持続可能なしくみ「(仮称)福祉サポーター」づくりに向けた取組を進めていきます。
- 福祉のやりがいや誇りなど、福祉の魅力発信を行います。
- 丸亀市社会福祉協議会と連携して市民後見人の養成及び養成後のフォローアップを行い、成年後見人等の担い手の確保に努めます。
- 企業や教育機関と協力し、地域全体で認知症にやさしい環境づくりを支える人材の育成を進めます。
- 保育人材の確保に向け、将来を担う世代への働きかけや、保育の現場を身近に感じてもらえる創出など、多角的なアプローチを通じて、仕事への理解や関心が育まれるような、きっかけとなる取組を推進していきます。
- ファミリー・サポート・センター事業では、基本的な知識や技術を身につけてもらうため、まかせて会員養成講座を開催し、市の広報紙やSNSを活用した制度の周知やイベント等での出張登録を通じて、利用希望者への情報提供と会員の獲得に努めます。

コラム9
p89

コラム10
p90

② 専門的人材の活動環境の充実

取組内容

- 認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を通じて更なる理解を深め実践的な力を育む機会を設け、地域で寄り添い支える力を持つ人材の育成を目指します。
- 県で養成される認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトが、地域において積極的に活動できる環境整備を推進します。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 福祉の専門性の向上

取組内容

- 専門的人材を育てる研修会やセミナーを実施します。
- 広報誌やインターネットを活用して、専門職の活動を紹介します。

② 権利擁護に関する担い手の確保

取組内容

- 職員の専門性向上のための研修とともに、他機関・他分野の研修等にも積極的に参加し視野の広い人材を育成します。
- 権利擁護に関する市民への情報提供や啓発活動を通じ、担い手確保に努めます。
- 権利擁護に関わる制度・サービスの担い手が安心して活動できる体制の整備に努めます。

コラム9
p89

③ 丸亀市ファミリー・サポート・センターの充実・強化

取組内容

- 子育て有償ボランティアの担い手確保のため、地域の様々な子育て資源との連携・協働を進めます。
- 丸亀市こども家庭センターと連携し、子育て支援拠点での出張登録会など新たなニーズ確保に努めます。

コラム10
p90



市民目線で「寄り添い型」の支援を ～市民後見人～

成年後見制度は平成12年4月に施行され、近年、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれています。そこで、新たな担い手として注目されているのが「市民後見人」です。

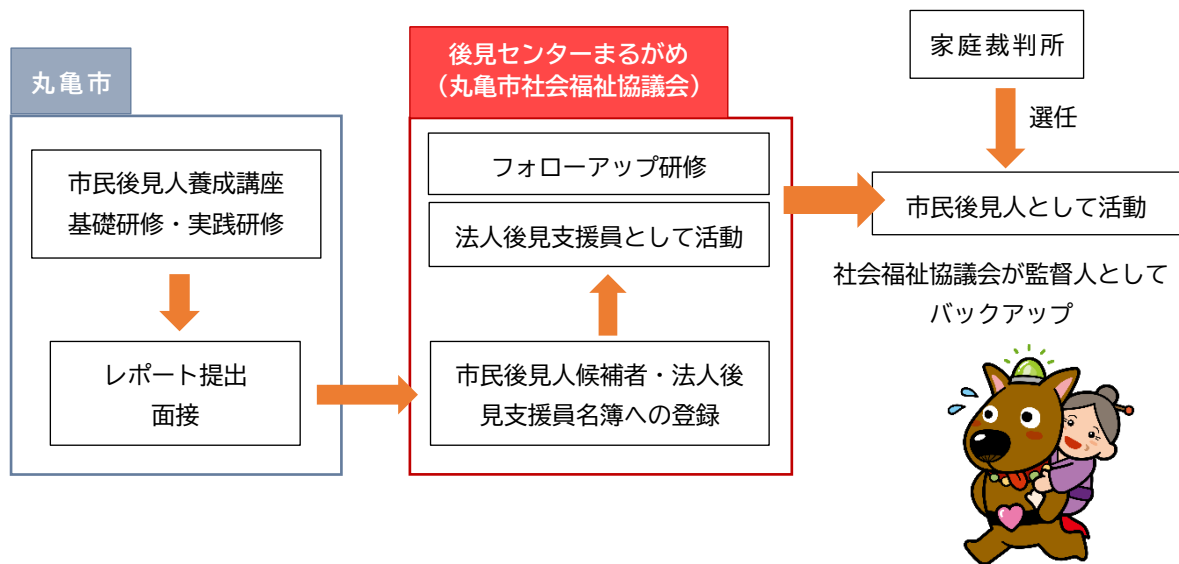
市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職では難しい市民目線での支援が期待されています。

★市民後見人になるには

まずは、自治体が実施する研修を受講し、後見人としての活動をするための知識を身につける必要があります。成年後見制度の基礎知識を学ぶ基礎研修、実際の支援の流れや具体的な手続きを学ぶ実践研修を受講して各講座のレポートを提出していただき、面接を経て市民後見人候補者・法人後見支援員名簿に登録します。

市民後見人候補者・法人後見支援員として登録された方は、その後、フォローアップ研修(年6回)等の研修機会や法人後見支援員としての活動を通し、知識を深めていきます。

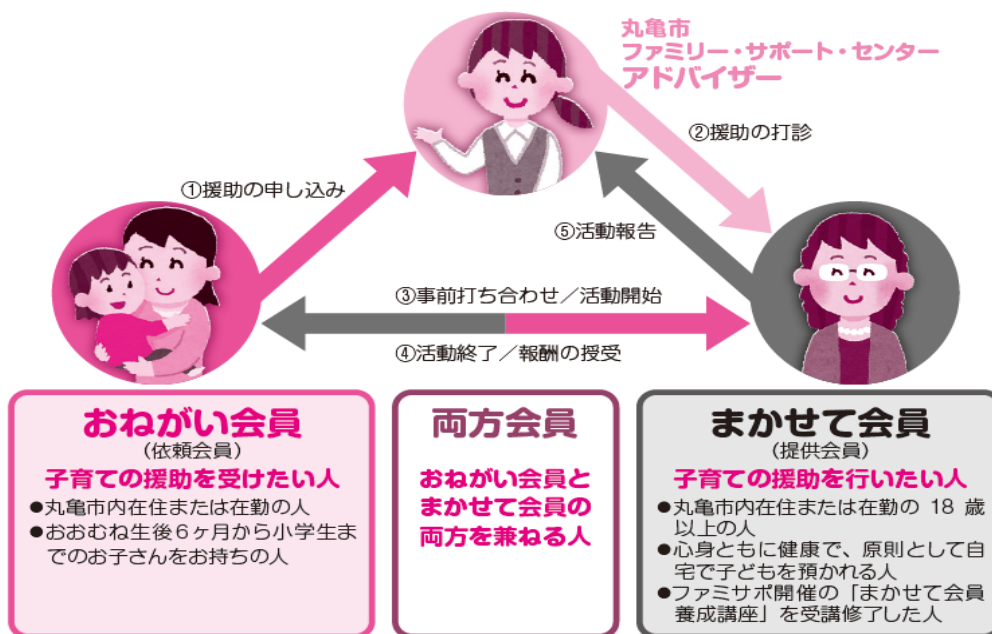
最終的に、家庭裁判所から選任されると市民後見人として活動することができます。市民後見人としての活動が始まって、社会福祉協議会が監督人としてバックアップしながらご本人の生活を支えます。



子育てはひとりじゃない、頼れるまちのサポート
～丸亀市ファミリー・サポート・センター～

丸亀市ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア組織です。こどもを持つ全ての家庭が、地域で安心して子育てできるように、会員同士を結び相互援助活動をサポートします。

年2回開催の「まかせて会員養成講座」を受講いただくことで、支援の担い手づくりを進めています。



～まかせて会員養成講座～

～こんなお手伝いをします～

- 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎と預かり
- 冠婚葬祭や学校行事の預かり
- スポーツや買い物などのリフレッシュタイムの預かり
- …ご相談下さい…



日程	内容
1 日 目	①子育てをめぐる状況とファミサポ事業について
	②こどもの栄養と食生活
	③こどもとのコミュニケーション
	④こども虐待防止
2 日 目	⑤こどもの症状と看護
	⑥心の発達とその支援
	⑦発達に障がいのあるこどもの支援
	⑧こどもの世話
3 日 目	⑨こどもを事故から守る
	⑩保護者とのコミュニケーション
	⑪手引きの説明

安心した暮らしを支える「しくみづくり」

行動目標 7 住民の困りごとに寄り添った支援の体制をつくろう

【現状と課題】

丸亀市では、民生委員・児童委員、各種相談窓口などで受けた相談について、複数の部局にまたがって関係職員が連携を取りながら、対応を行っています。また、高齢者や障がい者、こどもへの虐待、DVなどに対する専門的な通報対応や相談・支援体制の充実を図りました。さらに、犯罪や非行を犯した人が、再び同じことを繰り返さないために、就労や住居の確保、適切な福祉等のサービスへのつなぎ、学校等との連携をはじめとする、相談支援体制の充実や広報・啓発活動を推進してきました。

市民アンケート調査の結果では、不安や悩みの相談先について、「家族・親戚」と回答した人の割合が最も高くなっており、次いで「知人・友人」、「誰にも相談しない」の順となっています。

事業所へのアンケート調査の結果では、多様な福祉課題に対して制度等の枠を超えた包括的な相談支援のしくみを充実していく上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきことについて、「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」の割合が最も高く、次いで「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の順となっています。

また、最近の相談内容や支援対象者の傾向については、「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」の割合が最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」、「既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている」の順となっています。



今後は、様々な理由により地域で孤立している人など支援を必要とする人などの情報や把握に努めるとともに、支援が必要なケースがあった場合には、速やかに適切な相談先につなげるしくみや、必要な支援につながっていない人などを支援につなげる体制の充実が必要です。さらに、様々な理由により地域で孤立している人をできるだけ早期に把握し、見守りや支援を行うためのしくみづくりを推進していくことが必要です。

なお、複合化・複雑化した地域課題については、丸亀市民生委員児童委員協議会連合会や社会福祉法人に加えて、NPO法人、事業者など多様な主体との連携の強化や、支援機関のネットワークで対応し、支援ニーズに応じた適切な情報共有と役割分担により支援を充実していくとともに、地域ネットワーク機能の強化に取り組んでいくことが必要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 誰一人取り残さない支援体制の構築に向け、地域における多様な主体の連携を強化するとともに、世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める相談窓口機能の充実を図ります。
- 既存の分野別・課題別の枠を超え、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、支援関係機関等による連携支援の取組を強化します。
- 制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯等の孤立を防ぐため、関係団体・事業者等とのネットワークを充実・強化し、支援の手が届きづらい人の早期把握と支援につながる体制を整えます。関係機関が連携し、複合的な課題に対して対応にあたりるとともに、解決に向けて地域とのつながりづくりを支援します。
- 生活に困窮している方の状況を早期に把握し、自立に向けた支援に関係機関等が連携して継続的に取り組みます。
- 地域ぐるみで、高齢者・障がい者・子ども等への虐待やDVの防止・早期発見に取り組み、気づいた場合は速やかに適切な機関につなぎます。
- 地域ぐるみで、犯罪や非行を犯した人の立ち直りを支えるとともに、受入れの環境づくりと再犯防止の取組を推進します。
- 既存の制度やサービスでは対応が難しい生活上の課題については、地域の支援関係者による見守り支援などで、課題の深刻化の防止に努めます。
- 支援制度や相談体制に関する情報を、地域の誰もが迷わず活用できるよう、分かりやすく整理・発信します。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和6年度	令和13年度
成果指標	不安や悩みについて誰にも相談しない、相談できる人がいない市民の割合 (市民アンケートより)	11.2%	
参考指標	福祉課題が複合化・複雑化した事例についての(関係部署、市民などからの)相談件数	96人(R7年度10月末時点)	
	重層的支援の多機関協働に関する研修実施回数	年3回	年1回以上



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 包括的・重層的な支援体制の充実

取組内容

- 複合化・複雑化した事例についての支援関係機関等による連携支援を通じて、それぞれの職員の対応力向上に努めます。
- 福祉・教育・就労等の多様な分野で取り組まれている施策について、職員間の情報共有を進めます。また、複数の事業の一体的な実施が可能となるよう、職員の意識改革と連携体制の強化に取り組みます。

② 相談窓口の充実と包括的な相談支援の実施

取組内容

- 各種相談窓口などで受けた相談について、必要に応じて複数部局にまたがる関係職員が連携し、適切な対応を行います。（包括的相談支援事業・庁内連携） **重層**
- 母子保健と児童福祉を一体的に推進することも家庭センターを中心に、妊産婦や子育て家庭に対して円滑な相談支援ができるよう努めます。
- 課題の解きほぐし等が必要な複合化・複雑化した事例について、支援関係機関等の連携支援が円滑に進むよう、ケース内容についての共有を行います。（多機関協働事業） **重層**
- 関係機関がそれぞれ把握しながらも支援が届いていない個々の事案については、支援会議を開催し、早期の課題解決に向けた支援に取り組みます。（支援会議の開催） **重層**
- 多機関協働事業者のコーディネート機能が向上するよう適切な支援を行います。（多機関協働事業） **重層**
- 社会参加応援パートナー登録団体の拡充に努め、多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。（参加支援事業） **重層**

③ 専門・相談機関の連携体制の充実

取組内容

- 高齢者や障がい者、こどもへの虐待、DV などに対する専門的な通報対応や相談、連携支援体制の充実を図ります（高齢者支援（虐待防止等）ネットワーク、障害者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会など）。
- 課題の深刻化の防止について、関係機関と連携し、自殺対策も視野に入れた取組の充実を図ります。
- 子育て中の保護者の生活支援のため、ひとり親支援に関する情報の周知徹底を図り、プログラム策定やハローワークとの連携を通じて、一人ひとりに寄り添った安定した就労につながる長期的な支援を行います。

④ 生活困窮者等への支援

取組内容

- 生活困窮者のニーズ把握に努め、関係機関との連携強化を図り、生活困窮者自立支援法に基づく事業の推進と支援の充実に取り組みます。
- あすたねっとの生活困窮者自立支援相談窓口を設置している住まい相談支援員を配置した住まいの相談窓口にて、住まいに関する相談支援に努めます。
- 「丸亀市生活困窮者自立支援運営協議会」、「丸亀市生活困窮者自立支援調整会議」を開催し、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう救護施設や隣保館など関係機関のネットワークを構築します。
- 子育て中の保護者の生活支援として、生活困窮者に対する包括的な支援や保育の受け皿の確保の推進、様々な子育て支援事業による育児負担の軽減を図ります。
- 自立した生活の基盤となる就労の安定について、生活困窮者世帯等を対象に就労準備支援事業を実施し、関係機関と連携して、支援が必要な人の就職・定着を支援する取組の充実に努めます。また、一定の要件を満たす生活保護受給者についても特定被保護者就労準備支援事業として支援に努めます。



⑤ 再犯防止活動の推進

取組内容

- 丸亀市再犯防止推進計画（96 ページ）に基づき、定期的な会議を通じて地域の支援ネットワークの連携強化・拡充を進め、就労、住居、保健医療、福祉等の施策を総合的に推進します。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 包括的・重層的な支援体制づくりのための取組

取組内容

- 重層的支援体制整備事業の効果的な推進のため、関係機関・団体等とのネットワークづくりを進めます。 **重層**
- 支援の現場となる地域の住民と専門的な支援を行う関係機関・団体等をつなげるためのしくみづくりに努めます。
- 支援が届いていない孤立・孤独世帯について、民生委員・児童委員、福祉ママ、福祉協力員等と一緒にアウトリーチ支援を行うことで、実態把握に努めます。



② 相談窓口機能の強化と連携の推進

取組内容

- コミュニティや近隣施設等の参加・協力を得て、身近な居場所を拠点とした気軽に立ち寄れる相談の場づくりを進めます。
- 市内の地域ごとの社会資源を把握するとともに、各種統計データの分析などを通して将来を見据えた地域の可能性や課題をより明確にしたうえで、地区担当職員の課題解決能力の向上を図ります。
- 福祉課題を抱えている住民の把握や支援のため、民生委員・児童委員と地区担当職員の協議の機会を増やします。

③ 困難な課題を持つ人への支援

取組内容

- コミュニティ単位での相談機能付きカフェの設置など、身近な地域で気軽に相談ができる環境づくりに取り組みます。
- コミュニティの自由なアイデアによる取組に対し、地域福祉専門職としての視点でのノウハウの提供や活動財源での支援に努めます。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の効果的な支援について、専門団体との連携に取り組みます。(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業) **重層**
- 重層的支援会議を効果的に開催し、早期課題解決に向けた支援に取り組みます。(多機関協働事業) **重層**
- 身近な地域福祉活動の担い手として福祉協力員の活動を支援するとともに、地域の見守り活動の推進に努めます。

④ 生活困窮者への支援の推進

取組内容

- 専門家や関係機関が連携して相談者を包括的に支えるためのしくみ（支援ネットワーク）を構築し、課題やニーズに応じたチームによる支援を行います。
- 相談内容の情報共有については、個人のプライバシー侵害のリスクを排除した上でその目的を明確化し効果的で継続的な支援が進められるようなしくみづくりを進めます。



丸亀市再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨

香川県の再犯者数は、平成28年度の877人から令和4年度の711人までは減少傾向でありましたが、令和5年度以降は増加傾向へ転じ、令和6年度には801人まで増加しました。再犯者率については、概ね45%から50%の範囲で推移しており、検挙者の約半数が再犯者という状況が続いています。また、再犯者の中には、福祉的な支援を必要とする高齢者、障がい者、生活困窮者などが多く含まれていることから、地域福祉との連携を強化し、再犯防止に向けた取組を一層推進することが求められています。

丸亀市内には、少年院や更生保護施設が所在しており、出院・退所後の社会復帰を地域として見守り、支援していく体制づくりが今後の重要な取組の一つとなっています。これらの施設と地域との連携を強化し、福祉・就労・住居等の支援を通じて、再犯の防止と地域の安全・安心の確保を図っていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、丸亀市再犯防止推進計画は、第3次計画で取り組まれてきた再犯防止施策を継承し、本計画に包含する形で策定しています。地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に推進することにより、支援を必要とする人が孤立することなく、地域の中で安心して生活できる環境の整備を図り、再犯を防止することを目的としています。さらに、地域住民、関係機関、民間団体との協働を通じて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

2. 再犯防止推進の取組

就労の確保の支援

- ・障がい者就業・生活支援センターや生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業等の各種制度を活用し、支援機関間の連携の上、罪を犯した者等の年齢、障がいの種別・程度といった特性に応じ、就労支援及び就労定着を図ります。
- ・建設工事競争入札参加資格審査において、保護観察対象者等を雇用する協力雇用主を評価する制度を促進し、保護観察対象者や更生緊急保護対象者の就労機会の拡大につながるよう努めます。
- ・刑務所出所者等の雇用を希望する事業者をサポートする機関であるコレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）等の活動について周知に努め、雇用の促進に努めます。

住居の確保の支援

- ・犯罪や非行をした人で適当な居住先のない人を受け入れ、宿泊・食事の供与と日常生活指導・就労指導等を実施する更生保護施設讃岐修斉会が健全に運営されるよう支援します。
- ・犯罪や非行をした人の中には、住まいの確保が困難な方も多く含まれており、安定した居住環境の整備は地域での自立した生活を支えるために重要な基盤となります。住宅セーフティネット制度を活用し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

保健医療・福祉サービスの利用促進

- ・高松保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設讃岐修斉会、丸亀地区保護司会、丸亀更生保護女性会などの更生保護関係機関、丸亀少女の家などの矯正施設、さらに民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの福祉関係機関と連携し、地域住民から寄せられる相談や支援ニーズを把握・共有することで、地域全体で立ち直りを支援する体制の整備に努めます。
- ・保健医療・福祉サービスを必要とする人が、適切にサービスを利用することで、自立や社会参加の実現を図ることができるよう、サービス提供の体制整備に努めます。

再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

- ・市ホームページや広報紙等において、丸亀地区保護司会、丸亀更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。
- ・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や、「再犯防止啓発月間（7月）」等を通じ、地域での理解促進を図ります。
- ・夏の青少年非行・被害防止県民運動期間（7、8月）や子ども・若者育成支援強調月間（11月）に合わせ、青少年の健全育成に向けた行事等を行い啓発に努めます。

学校等と連携した支援

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用するとともに、地域援助等を実施する法務少年支援センター高松（高松少年鑑別所）、丸亀市少年育成センター、香川県西部子ども相談センター、丸亀地区保護司会等との連携をとり、非行の防止、いじめや不登校への対応、虐待防止等、相談支援体制の充実を図ります。
- ・矯正施設等から地域に戻り、復学する児童・生徒がいる場合は、学校ごとに適切な教育環境の整備に努めます。

地域による包摂の推進

- ・丸亀地区地域支援ネットワーク連絡会議にて行われる事例検討や情報共有の場を活用し、地域での支援ネットワークの強化・拡充に努めます。
- ・重層的支援体制整備事業における、分野横断型の支援ネットワークを活用し、地域共生社会を目指した支援体制の構築を目指します。

少年・若年者に対する支援等

- ・矯正施設等の農作物や雑貨の販売、作品の展示の場として市庁舎をはじめとする公共施設を活用することで、社会貢献活動の機会提供に努めます。

香川県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (単位：人)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
検挙者数	1,788	1,633	1,595	1,536	1,592	1,519	1,435	1,650	1,680
うち再犯者数	877	823	788	733	792	761	711	747	801
再犯者率	49.0%	50.4%	49.4%	47.7%	49.7%	50.1%	49.5%	45.3%	47.7%

(出典：法務省)



生活困窮者の自立を支援するための取組 ～生活困窮者自立支援法に基づく事業の概要～

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされています。また、この法律で、「市は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」と規定されています。

■丸亀市におけるこれまでの取組

①自立相談支援事業

地域に相談窓口を設置し、支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。

②住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額等を支給します。

③家計改善支援事業

家計状況の課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行います。

④就労準備支援事業

直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

⑤こどもの学習・生活支援事業

小中学生を中心としたこどもの学習支援をはじめ、仲間と出会い、活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、こどもと保護者の双方に必要な支援を行います。



仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、
専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、
解決に向けた支援を行います。



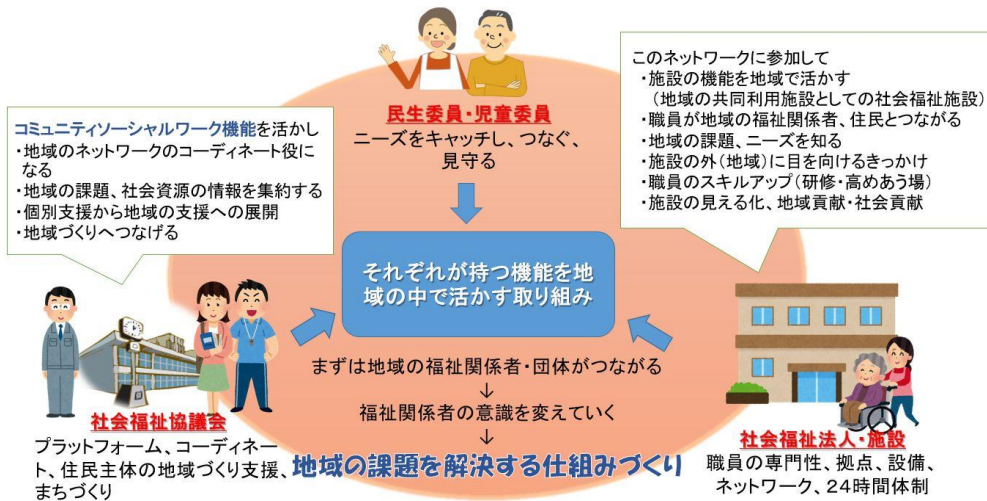
丸亀型“福祉でまちづくり”を目指して ～おもいやりネット丸亀～



「おもいやりネット丸亀」は、香川県全域で取組を進めている「香川おもいやりネットワーク事業」の丸亀市での取組です。

社会福祉法人施設と社会福祉協議会と民生委員・児童委員がつながり、支援を必要とする人を、各機関が持つ機能や特徴をいかながら「地域全体が支援するしくみ」をつくり、ふだんの暮らしを支える「丸亀型“福祉でまちづくり”」を目指しています。

「おもいやりネット丸亀」のイメージ図



暮らしを支える社会資源が一目でわかる
マップを作成しました。



- 福祉の相談窓口**
(香川おもいやりネットワーク事業協力施設・団体)
- | | |
|--------------|------------|
| コミュニティセンター | 小学校・中学校・高校 |
| 家事支援 | 保育所 |
| 配食サービス | 幼稚園 |
| 出張販売 | こども園 |
| 困りごと全般 | |
| 移送サービス | |
| 訪問利用・訪問美容 | |
| クリーニング | |
| 身元保証・終活・入居保証 | |

【 現状と課題 】

丸亀市では、地域社会の福祉ニーズに的確に応えるべく、質の高い福祉サービスの提供に継続的に取り組んできました。また、専門的知識と経験を有する職員による支援体制の充実を図るとともに、サービスの質的向上を目的とした研修の実施など様々な施策を通じて、安心かつ信頼される福祉環境の構築に努めてきました。

しかしながら、福祉を取り巻く社会的課題やニーズは日々変化しており、更なる改善と発展が求められています。事業所に対するアンケート調査では、各事業所が対象としている人向けの、行政及び民間の福祉サービスの量や質の充足について、「どちらかといえば充足していない」、「充足していない」を合わせた“充足していない”割合が、量と質どちらも、約4割に上っており、半数には満たないものの、高い水準となっています。

また、支援が必要であるにも関わらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が「いる」と回答した事業所は全体の半数に達しており、潜在的なニーズへの対応が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、今後は福祉サービスの質の向上と、利用者にとって適切な支援の実現に向けて、客観的な視点を取り入れた評価や、情報の透明性の確保を通じて、サービスの充実を図っていくことが求められます。


また、福祉サービスは、安心して生活を営むために必要不可欠な支援であり、特に支援を要する方々にとっては重要な社会資源です。利用者が自らの意思で生活を選択できるよう支援することは、権利擁護の観点からも極めて重要であり、その実現には、利用者のニーズに的確に応える質の高いサービスの提供が不可欠です。そのため、サービスを提供する事業所については、第三者評価の実施促進や苦情解決体制の整備・啓発、利用者への情報提供の充実などを通じて、サービスの透明性と信頼性を高める取組が求められます。

今後も、利用者本位の視点を基本に据え、誰もが必要な支援を安心して受けられる体制の整備に取り組むとともに、福祉サービスの質の向上と信頼性の確保に向けた施策を推進していくことが必要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 福祉による支援を必要とする人の意向を尊重しつつ、適切な福祉サービスを選択・利用でき、相談を受けた人が必要に応じて適切な窓口につなげることで、相談者が今後の見通しを持てるよう支援します。サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。
- 一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、高齢者や障がい者等の権利擁護の取組を推進します。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	行政及び民間の福祉サービスの質について 充足していないと考える事業所の割合 (事業所アンケートより)	44.9%	
参考指標	介護・障がいの支援に関する個別プラン内容 の全件チェック	実施	実施
	介護・障がいの支援事業所に対する研修の実施	年 1 回	年 1 回以上
	日常生活自立支援事業利用者数	66 人	75 人



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 高齢者・障がい者等の地域での自立支援

取組内容

- 各種計画に基づき、必要なサービスの提供体制を整えるとともに、地域包括ケアの体制づくりや医療と介護の連携を深めるなど、高齢者や障がい者等の在宅生活を支援する事業を推進します。
- 障がいのある方が自らの意思を尊重し、より自立した暮らしへと移行できるよう、段階的な支援を行っていきます。

② サービスの質の向上

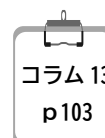
取組内容

- 福祉分野における住民の利便性向上、業務効率化など、現場の課題解決のために ICT や生成 AI を活用した取組や支援に努めます。
- 支援に関する個別プランの点検、県・市による事業所への指導監査等を実施し、安心してサービスを利用できる環境づくりと、サービスの質の向上に努めます。
- 在宅医療介護連携支援センターと連携を図り、多職種連携研修会の実施や在宅でのサービスの利用環境の充実に努めます。

③ 権利擁護の推進

取組内容

- 成年後見制度の広報・啓発に努めるとともに、権利擁護支援の必要な人を後見センターまがめと連携して適切な支援につなげ、成年後見制度等の利用促進を図ります。
- 後見センターまがめを広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、関係機関との連携を図ります。



- 生活を支える各種の福祉サービスや制度の利用について、利用者が適切な支援を選択でき、権利の侵害を受けた場合には、適切な解決のための支援を受けられる体制の整備を図ります。
- 法人後見事業を実施する団体や親族、市民後見人などの後見人に対する支援を行います。
- 社会的養育が必要な子どもへの里親制度や特別養子縁組制度について、関係機関や市民団体等と連携し、広く市民の認識が深まるよう周知・啓発の取組に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止連絡会の開催、コアメンバー会議による情報共有の促進などを通じて、民生委員・児童委員やサービス事業所など関係機関との連携を強化し、子ども・高齢者・障がいのある人への虐待の未然防止・早期発見に向けた体制を充実させます。
- サービス提供事業所等への虐待防止啓発研修実施の支援などを通じて、安心して支援を受けられる環境づくりに取り組みます。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 高齢者・障がい者等の生活支援の推進

取組内容

- 行政機関や関係機関等と協働して身寄りのない高齢者に対する支援のあり方を整理し、成年後見制度や高齢者等終身サポート事業など、さまざまな支援策を活用したしくみづくりに取り組みます。
- 当事者団体(老人クラブ連合会や身体障害者福祉連合協会)等に、適切なサービスを受けられるように既存事業の周知をし、生活支援についてのアンケートを取るなど、当事者の意見や課題の把握に努め、福祉サービスの向上に取り組みます。
- 当事者団体の取組について積極的な情報発信を行うことで、丸亀市内外の多様な主体との連携を促進し、活動について賛同者の輪を広げ、様々な社会資源の選択肢が広がるように努めていきます。

② 権利擁護の推進

取組内容

- 成年後見制度に関する関係者理解促進のための利用促進協議会において、権利擁護支援の共通理解を進めます。
- 行政や関係機関と協議を進め、身寄りのない高齢者・障がい者等を支援するためのしくみづくりに取り組みます。
- 市との連携において必要な方が確実に制度利用に繋がるよう情報共有を図ります。



コラム 13
p103

あなたの権利を守る、まちの安心サポート ～後見センターまるがめ～

後見センターまるがめでは、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを利用して、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、下記の事業に取り組んでいます。

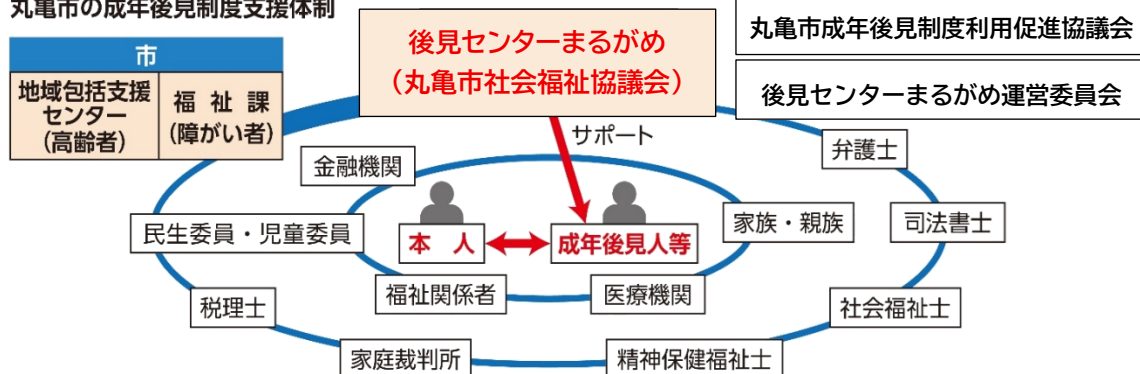
- (1)成年後見制度に関する広報啓発
- (2)成年後見制度等権利擁護に関する相談
- (3)成年後見制度利用に伴う申立て支援や受任者調整
- (4)市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人への活動支援
- (5)継続的な権利擁護支援
- (6)関係機関等と連携ネットワークの構築

●地域連携ネットワーク構築と支援のしくみづくり

成年後見制度の地域連携ネットワークは、認知症や知的障がいなど判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、制度の理解や啓発に向けて協議を行い、ご本人を支援するためのしくみです。

中核機関がコーディネート役を担い、弁護士・司法書士・社会福祉士や医療・介護・福祉関係者、金融、生活サービス、司法、行政などさまざまな分野の参画による協議の場（成年後見制度利用促進協議会）を通じて成年後見制度の地域連携ネットワーク構築を進めます。

丸亀市の成年後見制度支援体制



★成年後見制度とは

▶法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。後見類型は、後見・保佐・補助があります。

▶任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に、どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ任意後見人になってもらいたい人と契約により決めておく制度です。

行動目標 9 誰もが地域に出やすい環境をつくろう

【 現状と課題 】

丸亀市では安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、公共施設や道路等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を推進してきました。また、高齢者や障がい者、子育て中の保護者と子ども、認知症高齢者、精神障がい者など、多様な人々が交流や相談できる「居場所づくり」にも取り組んでいます。

一方で、地域における生活環境には依然として課題が残されています。

市民アンケート調査では、暮らしの中で困っていることや将来不安なことについて、「健康」と回答した人が約半数を占めており、次いで「収入や家計」、「介護」の順となっています。

住民座談会では、高齢者向けの移動支援や交通手段の整備に対する関心が高く、特に高齢者や離島地域において移動が困難という声が多く寄せられました。移動手段の不足は、外出機会の制限や社会参加の妨げとなっており、地域のつながりを維持する上でも重要な課題です。


また、空き家の増加や地域に集まる場所の不足も指摘されており、空き家を活用した交流拠点の創出など、居場所づくりの新たな可能性が求められています。

今後も、誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組めます。また、公共施設などのバリアフリーを推進し、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外出しやすい環境づくりを進めることが必要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 障がいのある方や高齢の方も含め、誰もが快適に過ごせる地域の環境づくりを進めます。
- 誰もが安心して外出できるよう、移動手段の充実を図ります。
- 外出の支援やコミュニケーションの支援を充実させ、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備します。
- 既存の地域資源を活用し、地域において多様な居場所づくりを進めます。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	家や学校、職場以外に気軽に行ける居場所がない市民の割合 (市民アンケートより)	30.6%	
参考指標	ふれあいいいききサロン開設数	130 か所	170 か所



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した環境の整備

取組内容

- 公共施設等総合管理計画で示す方針に基づき、公共施設や道路等の所管課において施設の改築や長寿命化、大規模改修に併せてバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備に取り組みます。
- 公共施設や道路等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を推進します。
- ヘルプマークやマタニティマーク等の普及促進とともに、要配慮者に対する意識の啓発に努めます。

② 社会参加のための手段と機会の提供

取組内容

- 障がい者の移動を支援するため、福祉タクシー事業を実施するとともに、民間事業者による料金減免等の移動支援サービスについて広く周知を図ります。
- 「手話言語条例」や「障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段利用促進に関する条例」に基づき、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを通じて、障がい者の円滑な情報取得および社会参加を支援します。
- 高齢者の外出支援を通じた社会参加の促進に向けて、地域における互助などによる移動手段の確保に努めます。
- 市民会館などでは、障がいのある方を含む様々な特性を持つ方に対する社会的障壁を取り除くための整備や事業に取り組みます。

③ 多様な居場所づくりへの支援

取組内容

- 高齢者や障がい者（ふれあい・いきいきサロン、隣保館）、子育て中の保護者と子ども（地域子育て支援拠点、児童館、ウェルカム広場など）、認知症高齢者（認知症カフェ）などが、交流や相談ができる居場所づくりを支援します。
- 子どもや地域住民が交流できる居場所づくりに取り組む中で、団体間での連携を強化し、必要な支援につなげるよう努めます。また、行政や教育機関との連携も強化し、切れ目なく運営支援を行える体制づくりに努めます。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 支援を要する人への支援の充実

取組内容

- 社会参加応援パートナーが、個人に応じた支援の仕方について学びを深め、支援を必要とする人と応援パートナーとのつながりが強化されるよう支援します。
- 車いす貸出時の手続きの簡素化など、利用者目線に立ったサービス提供体制を検討します。

② 多様な居場所づくりへの支援

取組内容

- 多様なニーズに対応するため、サロン開催場所の拡充や参加者同士の交流を促進するプログラムの開発など、居場所づくりの充実に取り組みます。
- 地域のニーズや課題を把握したうえで、参加を希望する人への情報発信を行うとともに、幅広い世代が交流できる居場所づくりに取り組みます。
- こども食堂やこどもの居場所に取り組む団体への支援とともに、団体間の連携や情報交換のためのネットワークづくりを行い相互の活動の充実を目指します。



行動目標 10 地域における防犯・事故防止活動を広げよう

【 現状と課題 】

丸亀市では、地域の安全を守るため、警察と連携した防犯教室の開催や、地域住民による自主防犯パトロールの支援を通じて、防犯意識の向上と犯罪抑止に取り組んできました。これらの活動は、こどもをはじめとする地域住民を不審者や犯罪から守ることを目的としており、地域ぐるみの安全対策として定着しつつあります。

市民アンケート調査においても、「防犯など地域の安全に関すること」が地域の課題として、回答の 24.1%を占めており、住民が地域の安全に対する不安や関心を抱いていることが明らかになっています。加えて、近年では、高齢者を狙った特殊詐欺などの犯罪が増加傾向にあるほか、こどもたちがインターネットや SNS を通じてトラブルに巻き込まれるケースも見られるようになっており、世代を問わず、情報リテラシーや防犯意識の向上が求められています。


交通安全に関しては、令和 6 年の香川県内の交通事故発生件数が 2,943 件と、令和 5 年の 3,041 件から減少しており、丸亀市においても 301 件と、前年の 389 件から減少するなど、一定の改善が見られます。こうした傾向は、これまでの交通安全対策の成果といえますが、依然として香川県は人口 10 万人当たりの交通事故による死者数が全国ワースト 11 位という状況にあり、交通事故防止に向けた取組の継続と強化が必要です。また、高齢ドライバーが関係する事故は令和 6 年に県内で 810 件発生しており、丸亀市では 77 件と高松市に次いで多く、今後も高齢者の運転に伴うリスクへの対応や、交通安全教育の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後は、住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高めるとともに、地域住民同士が支え合い、見守り合える関係づくりを進めていくことが重要です。防犯・交通安全活動を通じて、犯罪や事故を未然に防ぐだけでなく、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、継続的な取組を進めていきます。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 地域の防犯意識を高めるため、学校、企業、関係機関など多様な主体との連携を深めます。
- インターネットを悪用した消費者被害や犯罪等について、関係機関と連携して周知・啓発を行います。
- 交通マナーをみんなで守り、地域の交通安全に対する意識を高めます。
- 地域ぐるみの見守り等により、安全・安心なまちづくりを進め、高齢者や障がい者、こども等が犯罪や交通事故に巻き込まれることを未然に防ぎます。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	防犯など地域の安全に関することについて課題や問題があると感じる市民の割合 (市民アンケートより)	24.1%	
参考指標	福祉イベントでの交通安全に関する周知回数	年 2 回	年 2 回
	安心キット登録者数	5,844 人	6,200 人



丸亀市の取組（地域福祉計画）

① 防犯対策の推進

取組内容

- 地域における「こども SOS」において、地域ぐるみで不審者や犯罪などからこどもを守る取組を推進するため関係機関との連携を図り迅速な情報配信を行います。
- 地域ぐるみで、自主防犯パトロール活動が行われるよう支援します。
- LED 防犯灯の設置を継続し、夜間における安全で安心な住環境の提供に努めます。
- 高齢者等が振り込め詐欺や消費者被害などにあわないよう、被害情報等の発信を行います。
- インターネットや情報通信機器の適切な利用について、こどもを中心に啓発活動を実施します。

② 交通安全対策の推進

取組内容

- 丸亀市交通対策協議会や警察と連携して、交通安全キャンペーンの実施、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、自治会等における交通安全教室の実施を行い、事故防止に向けた啓発を行います。
- 運転に不安のある高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを行い、免許返納の促進を図ります。
- こどもの安全な通学環境を確保するため、歩道整備による歩車道の分離や路側のカラー化による歩道空間の明示化のほか、交通安全施設の整備などの取組を継続します。また、通学路の安全点検を通じた関係機関と地域住民の連携のほか、交通安全教育を実施することで、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

① 防犯・事故防止のための情報発信

取組内容

- より多くの住民に迅速かつ確実に情報を届けるため、Eメール方式を見直し、SNS等を活用した柔軟で効果的な情報発信手段を導入します。
- 民生委員・児童委員やコミュニティと連携した防犯・事故防止活動に取り組みます。
- 緊急時に迅速な医療活動を受けることのできる態勢を整え、安全・安心を確保することを目的に、丸亀市消防本部と連携し、救急医療情報キット（安心キット）の普及を進めます。

コラム 14
p109

コラム 14

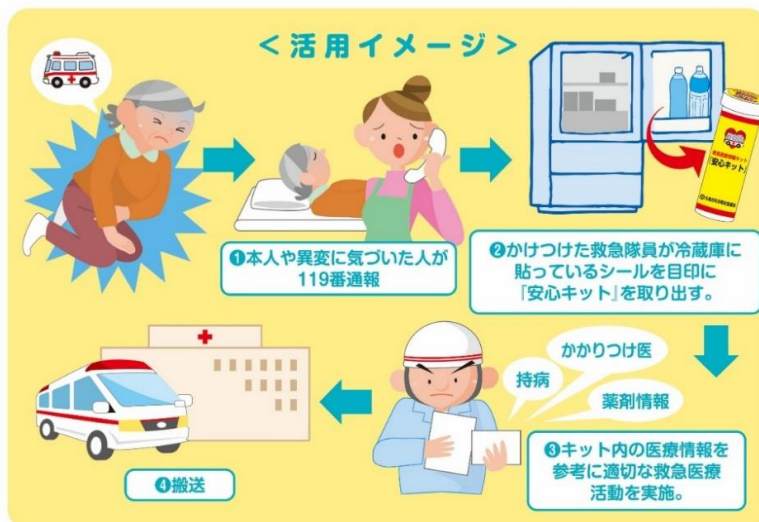
もしもの時に、すぐに伝わる安心 ～救急医療情報キット（安心キット）配布～

「安心キット」は、救急隊が現場で必要な情報をすぐに確認できるようにするための取組で、必要事項を記入した安心カードを円筒形のプラスチック容器に入れ、冷蔵庫に保管しておきます。急病やケガ、体調の急変などもしものときに迅速な救急活動ができるしくみとなっています。

民生委員・児童委員の協力を得て、健康に不安のある方等を対象とした救急医療情報キットの無料配布を行っています。また、登録した利用者情報は、消防、丸亀市防災課と共有し、緊急時対応の強化を図っています。

単に「医療情報を記録するための道具」ではなく、地域のつながりを守るしくみでもあり、民生委員・児童委員や行政、そして地域の皆さんが協力し合い、誰もが安心して暮らせる環境をつくることを目指しています。

「自分のことを、地域が見守ってくれている」—— そんな安心感を、日々の暮らしの中で感じていただけるよう、「安心キット」の普及を進めています。



【 現状と課題 】

近年、気候変動の影響により日本各地で大雨や台風などの自然災害が激甚化、頻発化しており、特に今後 30 年以内の発生確率が 60～90%程度以上と示されている南海トラフ巨大地震など甚大な被害が予測される災害への備えは、行政、地域住民が一体となって進めるべき喫緊の課題です。

丸亀市では、出前講座の実施や、防災訓練などを通じて、災害を他人事ではなく自分事として捉えることができるよう防災意識の向上を図る取組を実施してきました。また、高齢者や障がい者など災害時に自力での避難が困難な方々を避難行動要支援者として名簿に登録し、個別避難計画を策定することで円滑かつ迅速な避難支援につなげる「避難行動要支援者制度」について、登録を促進するとともに、定期的に要支援者名簿を消防や警察、地域等の避難支援関係者に提供し、平常時において、地域における避難行動要支援者に対する避難支援の取組が充実するよう支援してきました。

しかし、現状では、出前講座や防災訓練の参加者が高齢者に偏る傾向にあるほか、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルや地区防災計画に基づく取組の推進も課題に挙げられます。また、個別避難計画の内容が不記載であったり古い情報が散見されるなどの課題も見られます。

一方で、市民アンケート調査の結果では、お住まいの地域には、どのような課題や問題があるのかについて、「防災に関すること」の割合が高く、災害時の不安な点について、「避難場所の生活が長引くこと」、「食料や水を確保できないこと」、「家族や親族の安否確認ができないこと」が挙げられるなど、防災に対する関心度が高くなっています。


また、高校生アンケート調査の結果では、住んでいる地域の避難場所について、「知らない」と回答した割合が 15.1%、地域の避難訓練について、「参加していない」人が 37.7%、「地域で避難訓練をしていることを知らない」人が 55.0%と割合が高くなっています。

このようなことから、今後も出前講座や防災訓練など防災意識の向上を図るための取組を継続、充実していくなかで、多様な世代へのアプローチや継続的な情報発信が必要といえます。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の内容充実や避難支援者による平常時からの関わりを促す取組など、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 一人ひとりが災害に対する意識を高められるよう、SNSなどを活用して多様な世代に情報発信を行い、防災への関心と主体的な行動を促進します。
- 平常時から地域の中をつながりづくりを進め、地域の防災・減災力を高めます。
- 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、災害時に安全に避難でき、安否確認や避難所での生活が安心して送れる体制の充実を図ります。

【 成果指標・参考指標 】

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	防災に関することについて課題や問題があると感じる市民の割合（市民アンケートより）	25.7%	
参考指標	避難行動要支援者名簿の平常時開示の同意率	83.5%	88%
	「(仮称)生活支援支え合いセンター」設置訓練の実施	未実施	実施



丸亀市の取組（地域福祉計画）

【 丸亀市の取組（地域福祉計画） 】

① 防災に関する知識の普及啓発

取組内容

- 多様な世代が継続的に防災を意識し学べるよう、SNS を活用した情報提供を行います。
- 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページ、SNSに加え、リーフレットなど視覚的に伝わりやすい方法で周知を行います。また、市が実施するイベント等での情報発信への協力を促しながら、防災意識の醸成を推進します。
- 防災意識の向上を図るため、関係機関や日本赤十字社との連携のもと、防災に関する知識の普及啓発に取り組み、地域住民の理解促進と自助・互助の意識醸成を推進します。

② 自主防災活動への支援

取組内容

- 自主防災組織の強化を図るため、資機材の購入費用や防災訓練にかかる費用を補助するとともに、市が備蓄している物資リストを展開し、合同訓練を通じて防災資機材の正しい取扱い方法の習得を促します。また、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルや地区防災計画の推進を支援します。
- 地域の中心となるリーダー等の防災士資格取得に必要な研修経費を補助するなど防災士の育成を支援し、自主防災組織を通じて各地区の防災士に対して、平常時から積極的な防災活動への参加を促します。

③ 災害時避難行動要支援者対策の推進

取組内容

- 避難行動要支援者制度への登録促進及び登録内容の充実を図るとともに、定期的に要支援者名簿を支援機関に提供し、地域における防災訓練の取組推進などを通じて要支援者に対する個別支援の取組や日常的な見守り活動を支援します。
- 災害時に一般避難所での滞在が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所について、「丸亀市福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、丸亀市と災害時協定締結施設双方の職員が共通認識を持ち、災害時に遅滞なく福祉避難所を設置し、円滑な運営が図れるよう平常時から災害を想定した訓練に取り組みます。



④ 災害時の活動支援

取組内容

- 災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、丸亀市社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターの運営を支援します。
- 災害時に柔軟かつ的確な対応が図れるよう、平常時から必要な知識やしぐみへの理解を深め、被災者支援の充実につなげます。



丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）

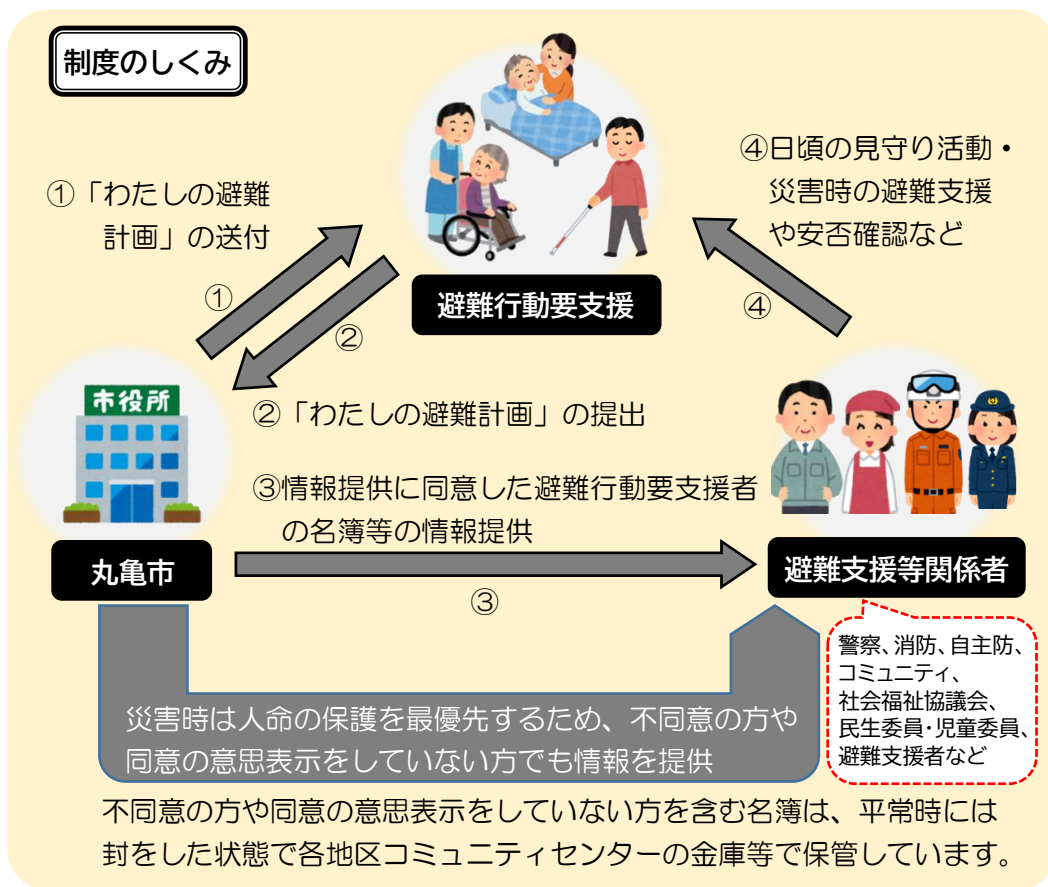
① 災害時の支援体制づくり

取組内容

- 支援が必要な世帯や支援の必要性が予想される世帯情報を民生委員・児童委員等と共有し、平常時からの関係づくりを進め、災害発生時の支援体制構築を目指します。
- 災害ボランティアセンター機能に加え、地域の復興支援や孤立・孤独の防止を目的とした「(仮称)生活支援支え合いセンター」機能を担うための体制づくりに取り組みます。
- 広く関係機関や地域住民等の参加を得た災害ボランティアセンター訓練を実施し、大規模災害時の対応について一緒に考える機会づくりに取り組みます。

避難行動要支援者支援制度

この制度は、災害時に自力で避難することが困難で、避難支援を必要とする高齢者や障がいがある方などの「避難行動要支援者」を対象に「丸亀市避難行動要支援者登録（変更）申請書兼個別避難計画」（わたしの避難計画）を作成することで、災害時はもとより日頃から地域での助け合いによる支援が受けられるよう体制を整備することを目的としています。



地域での日頃の実施

避難行動要支援者名簿を活用し、地域の防災に係る取組への参加を募ったり、要支援者を対象とした防災訓練の実施に活用しています。訓練や地域の取組を通して、顔の見える関係づくりにも繋げることができます。

「わたしの避難計画」の更新

地域の民生委員・児童委員の皆様にご協力いただきながら、対象者への定期訪問を行う機会などを利用し、記載された情報の更新を行っています。

第5章 丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的と背景

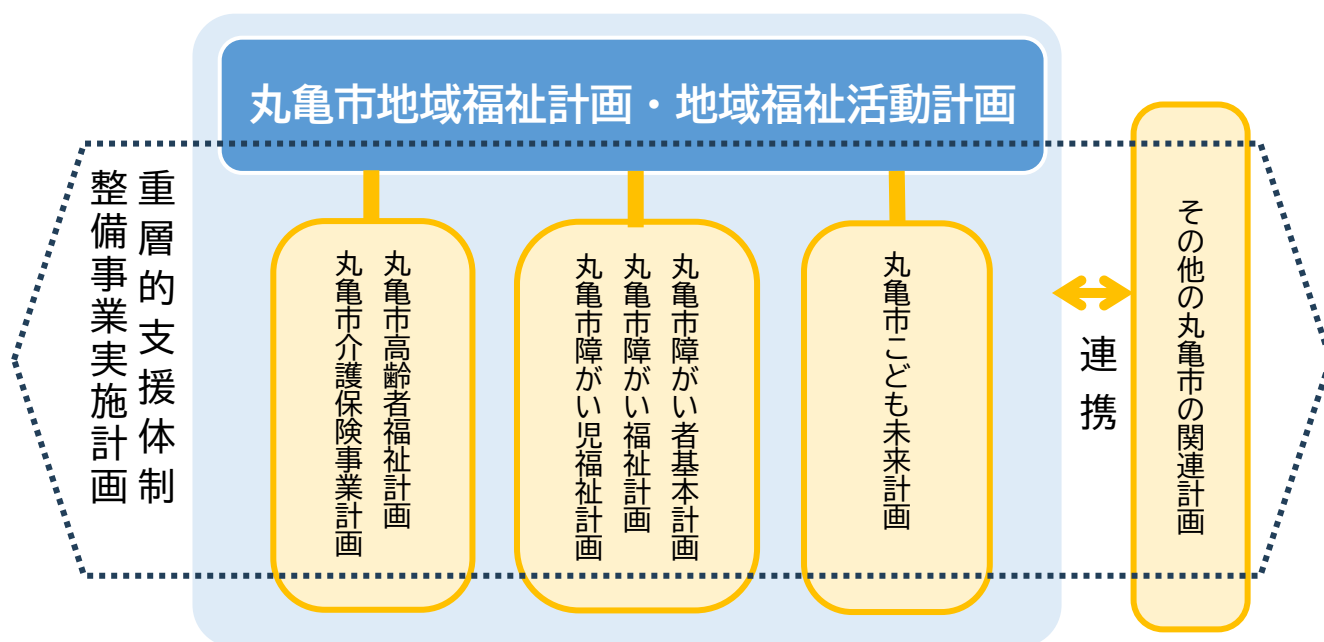
少子高齢化、人口減少、核家族化、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能が変化する中で、社会福祉法が令和2年に改正され、地域住民やその世帯の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

丸亀市では、地域共生社会の実現に向け、第3次計画において、各種分野を超えた全世帯型の包括的・重層的な支援体制の整備を推進していくこととしており、令和7年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

今後も、当該事業について適切かつ効果的な取組とするため、当該事業の提供体制等に関する事項を定める丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づく計画です。また、「第4次丸亀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を共有し、分野別の計画である「丸亀市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「丸亀市障がい者基本計画」、「丸亀市障がい福祉計画」、「丸亀市障がい児福祉計画」、「丸亀市子ども未来計画」、その他関連する個別計画の内容とも整合を図ります。

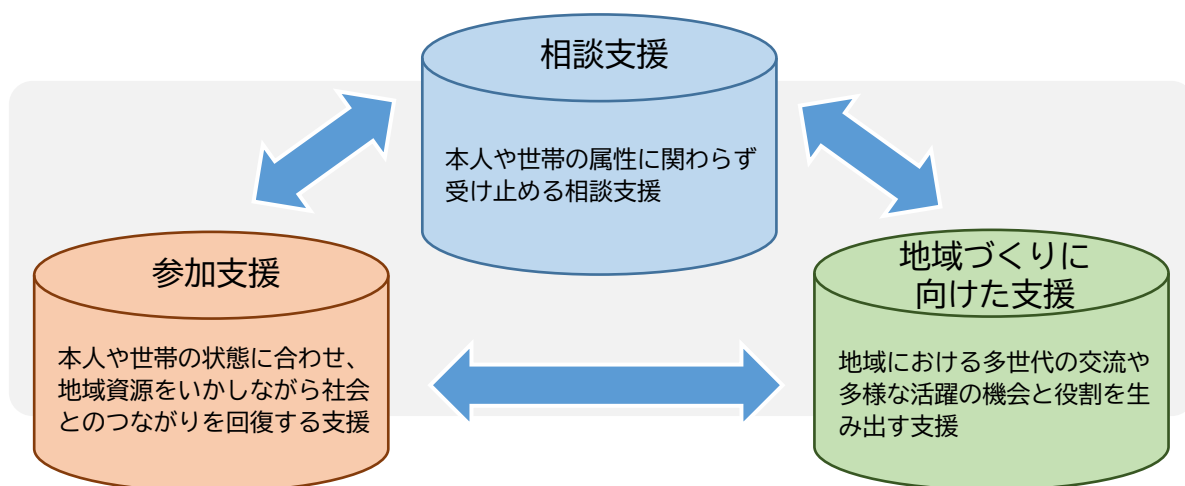


(3) 計画の期間

本実施計画は、第4次丸亀市地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に取組を推進するため、計画の期間を令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

(4) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人とのつながりを基盤とした重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。

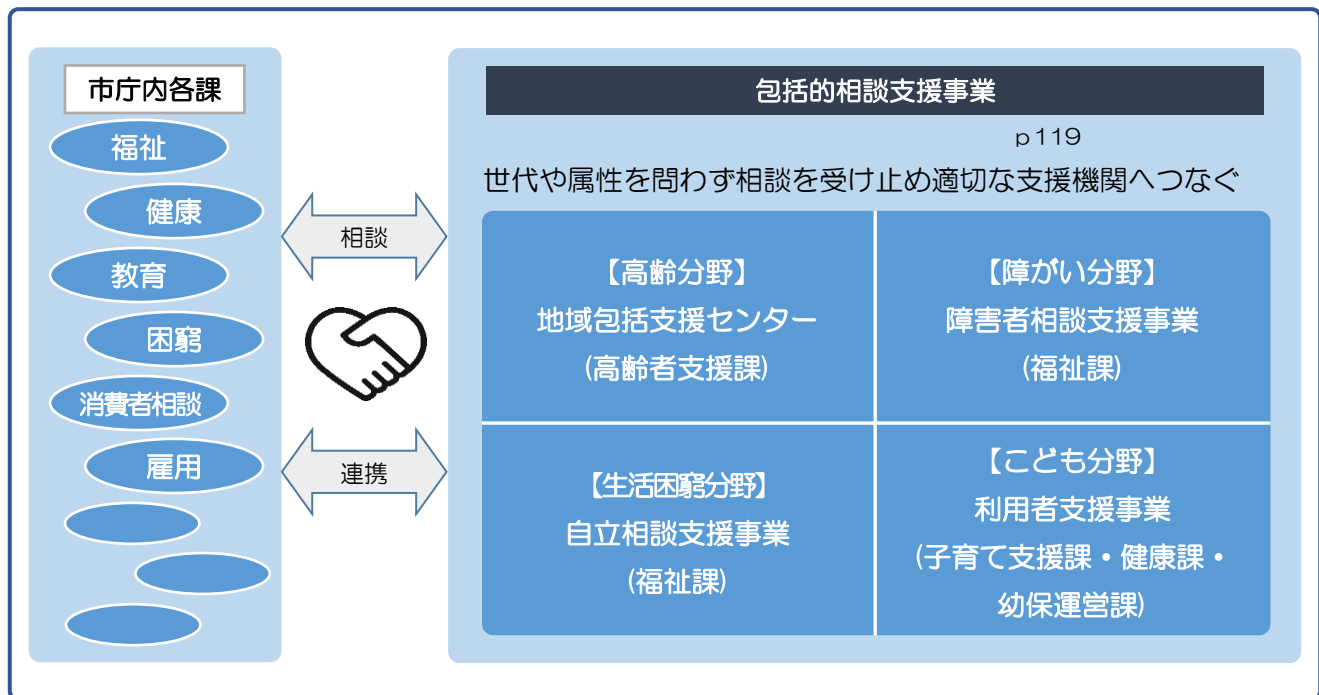


そして、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、さらに「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」の2つの事業を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施するものとされています。

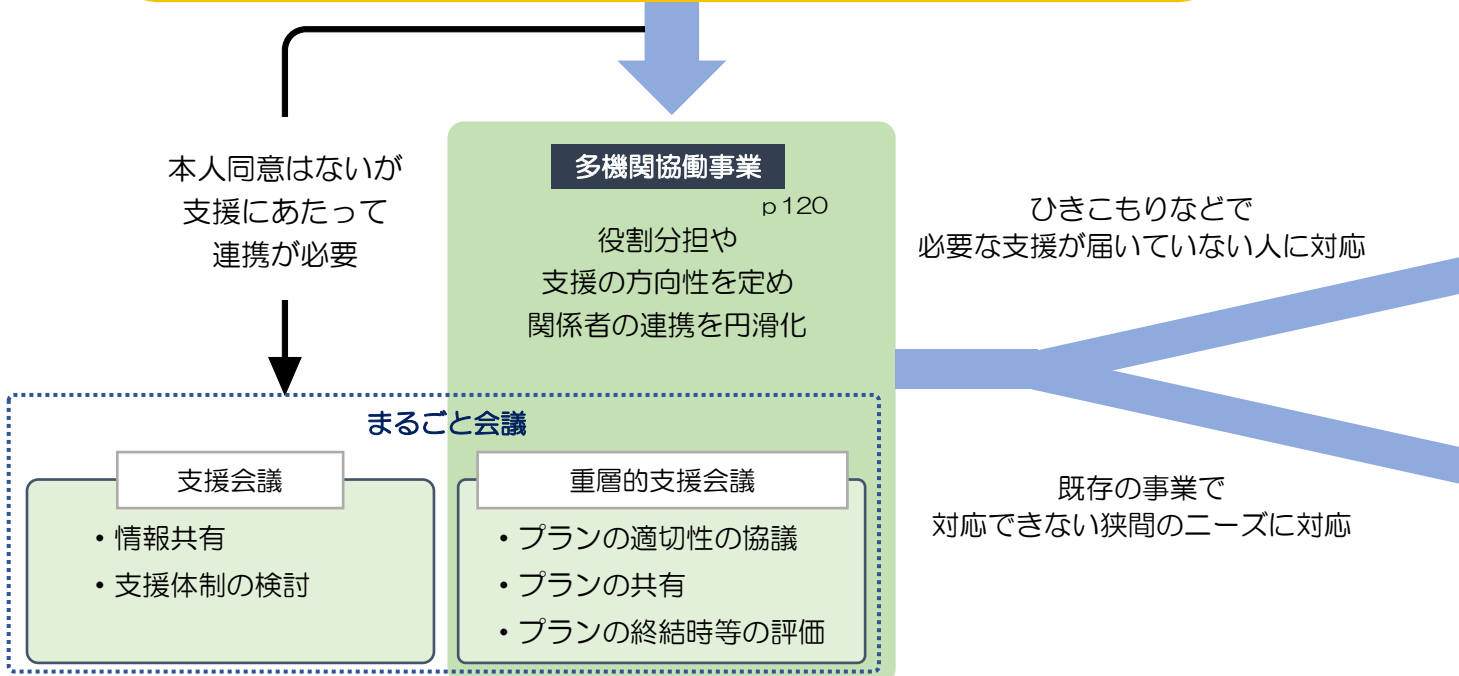
丸亀市における重層的支援体制整備事業実施体制のイメージは図（116、117 ページ参照）のとおりです。行政・NPO・民間事業者・地域住民などによる重層的ネットワークを充実させ、丸亀市の実情にあった包括的な支援体制による取組を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

丸亀市における重層的支援体制整備事業実施体制のイメージ図

行政・NPO・民間事業者・地域住民などによる重層的ネットワークの構築



複合化・複雑化した支援ニーズ

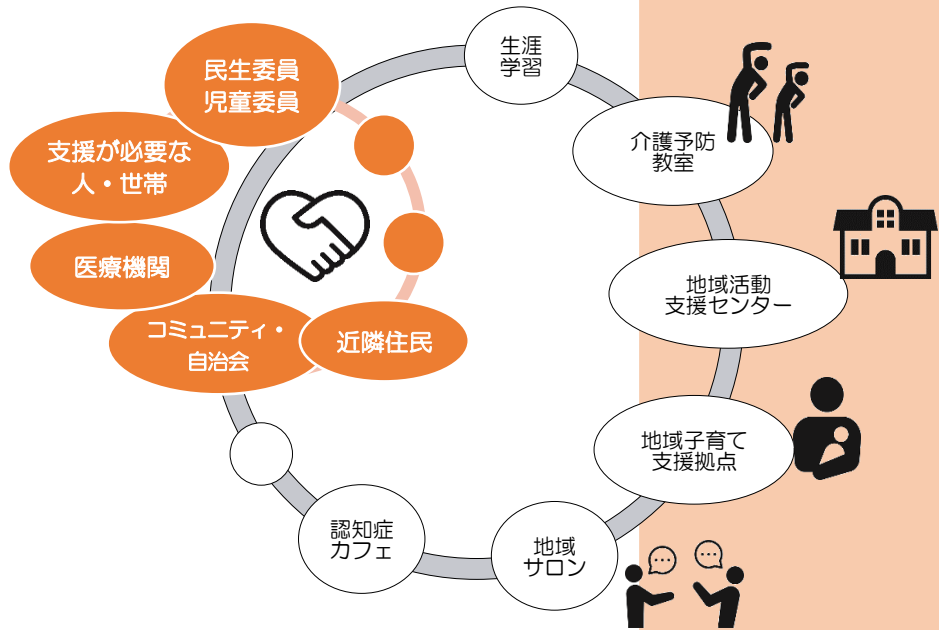


地域全体での相談へのつなぎ

人と人とのつながりができることで課題を抱える住民に気づき早期に相談につなげる

地域づくり事業

P120



アウトリーチ等継続的支援事業

P120

丁寧な働きかけで本人と信頼関係に基づくつながりを形成

地域での伴走支援体制

支援が必要な人を把握し、ゆるやかなつながりで社会的孤立を防ぐ

参加支援事業

P121

本人のニーズと社会資源をマッチングし本人・世帯と社会とのつながりを形成

地域の社会資源拡充

交流の広がりにより新たな社会資源を開発し、多様な社会参加をめざす

世代や属性を超えて住民が交流できる場や居場所の確保

多様なつながりが生まれる環境整備

2 重層的支援 体制整備事 業における 実施事業・ 実施体制

丸亀市における重層的支援体制整備事業の枠組みは下表に示すとおりです。既存の高齢、障がい、こども、生活困窮の取組を最大限にいかしつつ、地域住民やその他の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進します。

丸亀市における重層的支援体制整備事業の枠組み

事業の種類	主な対象分野	事業名		所管課
包括的 相談支援事業	高齢	地域包括支援センターの運営		高齢者支援課
	障がい	障害者相談支援事業		福祉課
	こども	利用者 支援事業	基本型	子育て支援課 幼保運営課
			こども家庭センター型	子育て支援課 健康課
			妊婦等包括相談支援事業型	健康課
生活困窮	自立相談支援事業		福祉課	
地域づくり事業	高齢	地域介護予防活動支援事業		高齢者支援課
		生活支援体制整備事業		
	障がい	地域活動支援センター事業		福祉課
	こども	地域子育て支援拠点事業		子育て支援課 幼保運営課
	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業		福祉課
多機関協働事業等	共通	多機関協働事業		福祉課
	共通	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		
	共通	参加支援事業		

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて支援関係機関との連携を図ります。課題が複合化・複雑化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業者につなぎます。

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一事業の支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなどに対応する。単一事業の人員配置基準を満たす。

包括的相談支援事業の実施体制

実施事業	主な対象分野	支援機関	拠点数	運営形態	所管課
地域包括支援センターの運営	高齢	地域包括支援センター	1	直営	高齢者支援課
		老人介護支援センター(ブランチ)	6	委託	
障害者相談支援事業	障がい	相談支援事業所	3	委託	福祉課
利用者支援事業	子ども	<基本型> ●基本Ⅰ型 2か所 ●基本Ⅱ型 1か所 ●基本Ⅲ型 ・子育て支援拠点施設(9か所) ・丸亀市児童館(令和8年9月～) ・東小川児童センター	14	一部委託	子育て支援課 幼保運営課
		<子ども家庭センター型> 子ども家庭センター	1	直営	子育て支援課 健康課
		<妊婦等包括相談支援事業型> 健康課	1	直営	健康課
自立相談支援事業	生活困窮	あすたねっと	1	委託	福祉課

(2) 地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、多様な地域活動が生まれやすい環境をつくります。

地域づくり事業の実施体制

実施事業	主な対象分野	実施体制(設置箇所数)	運営形態	所管課
地域介護予防活動支援事業	高齢	地域包括支援センター (元気いっぱい!長生き体操 実施場所:49 箇所)	直営	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	高齢	丸亀市社会福祉協議会 (協議体設置数:17 箇所)	委託	高齢者支援課
地域活動支援センター事業	障がい	地域活動支援センター (Ⅰ型:5 箇所、Ⅱ型:3 箇所、 Ⅲ型:2 箇所)	委託	福祉課
地域子育て支援拠点事業	こども	一般型 (12 箇所)	一部委託	子育て支援課 幼保運営課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	丸亀市社会福祉協議会	委託	福祉課

(3) 多機関協働事業等

① 多機関協働事業

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズを有し、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、支援プランを作成し、支援が円滑に進むよう事例全体のコーディネートを行います。コーディネートにあたっては、必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関との連携を図ります。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等と連携し、長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した福祉課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、時間をかけた丁寧な働きかけにより、本人と信頼関係にもとづくつながりの形成を目指します。

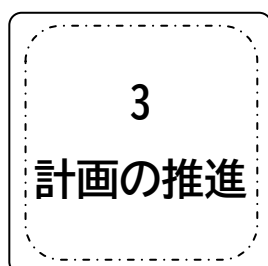
③ 参加支援事業

既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある事例に対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間をコーディネートし、マッチングを行います。支援メニューのマッチング後、本人の状態にあった支援が実施できているかフォローアップを行い、多様な社会参加の実現を目指します。

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業は、以下の実施体制で行います。

多機関協働事業等の実施体制

実施主体	運営形態
丸亀市	一部委託



本実施計画は、毎年度、事業評価を実施し、その結果を踏まえて施策の充実や見直しを検討し、円滑かつ効果的な事業の推進に努めます。なお、事業評価にあたっては、丸亀市福祉推進委員会の意見を聴取し、事業の改善と充実にいかします。

丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画 目標指標（成果指標・参考指標）

	指標	令和6年度	令和13年度
成果指標	・相談者への支援にあたって通常関わる業務範囲以外の相談支援機関・施設との連絡や連携がスムーズに行われていると感じる事業所・関係団体の割合の増加（事業所・関係団体アンケート）	事業所 53.1% 関係団体 36.2%	➤
参考指標	・福祉課題が複合化・複雑化した事例についての（関係部署、市民などからの）相談件数	96件※	➤
	・重層的支援会議開催数	4回※	➤
	・支援会議開催数	4回※	➤
	・アウトリーチ事業の対応（プラン作成）件数	5件※	➤
	・参加支援事業の対応（プラン作成）件数	2件※	➤
	・社会参加応援パートナー登録数	12事業所・団体※	➤

※令和7年10月末時点

4
その他

(1) まるごと会議（重層的支援会議・支援会議） の実施方法

重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、支援関係機関等を招集して、重層的支援会議を開催します。また、本人同意が得られない場合で、支援機関等の中で情報共有が必要な事案については、社会福祉法第106条の6の規定により、会議の構成員に対する守秘義務を設け、支援会議を開催します。

	重層的支援会議	支援会議
主催	多機関協働事業者	丸亀市福祉課
目的	重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため	関係機関がそれぞれ把握しながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有や必要な支援体制検討の円滑化のため
構成員の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの適切性の協議 ・ プラン終結時等の評価 ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる事案の情報提供・情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性がある事案への対応

(2) 支援関係機関間の一体的な連携

多機関協働による支援体制や、個別ケース支援、地域の社会資源の活用等を検討する場について、重層的支援会議、支援会議、支援検討会議及び体制検討会議を位置付け、支援関係機関間の一体的な連携を図ります。

また、相談支援に携わる事業者に対しては、研修会を通して、顔の見える関係性づくりと連携支援の定着に努めます。

	支援検討会議	体制検討会議
内容	<ul style="list-style-type: none">・関係者の連携に関する事・社会資源の充足状況の把握と開発に関する事・多様な地域活動が生まれやすい環境整備、多様な社会参加の実現に関する事・その他、必要と認められる事項	
構成員	<ul style="list-style-type: none">・庁内関係課の実務担当者・多機関協働事業者・アウトリーチ等継続的支援事業者・参加支援事業者・その他会長(福祉課長)が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none">・庁内関係課の代表者・多機関協働事業者の代表者・アウトリーチ等継続的支援事業者の代表者・参加支援事業者の代表者・その他会長(健康福祉部長)が必要と認める者

(3) 重層的支援体制整備事業の実施にあたって

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、本実施計画による他、別途作成するマニュアルに基づき効果的に実施します。

(4) 重層的支援体制整備事業と丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係

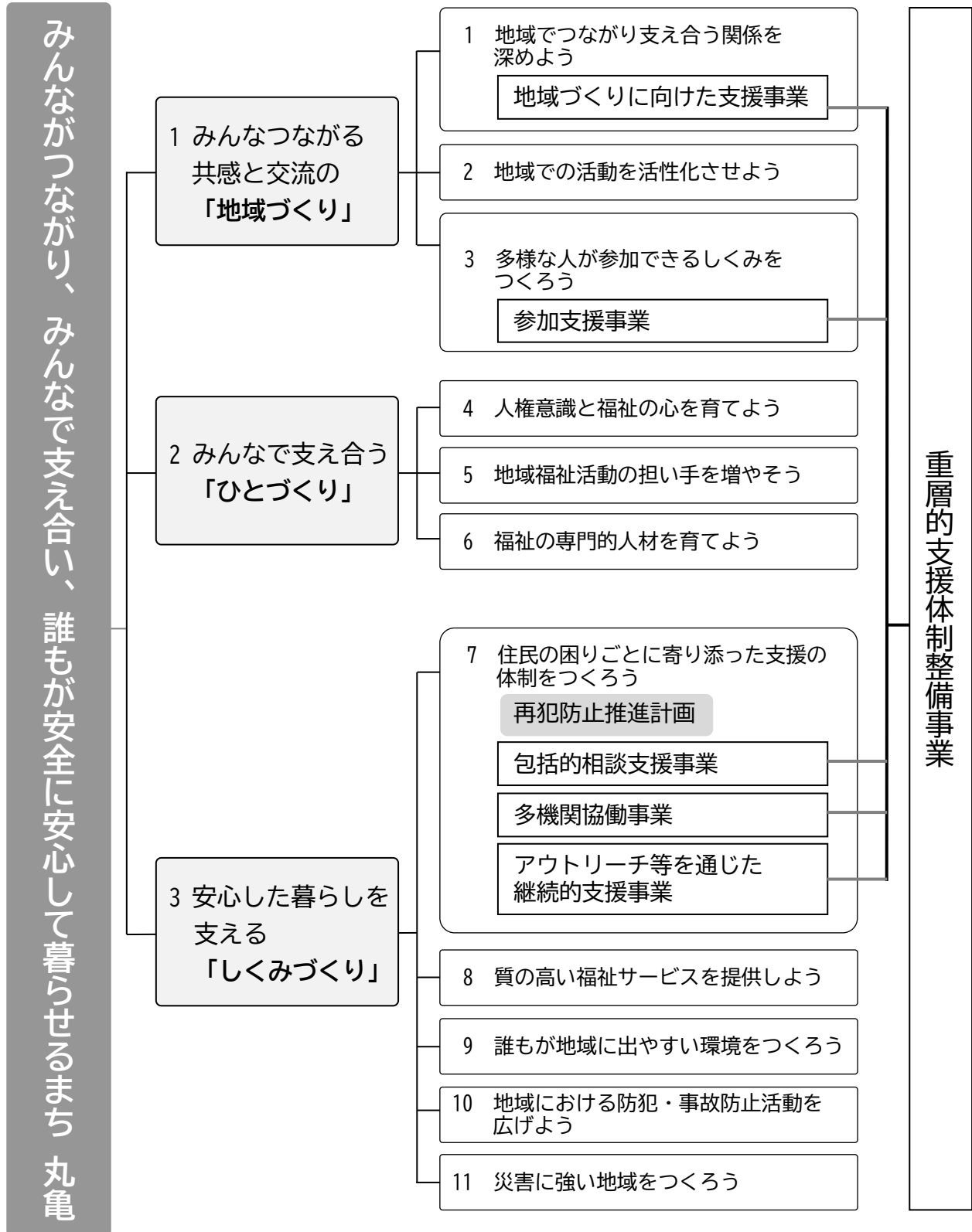
包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業等（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）と丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係は、次ページの図の通りです。

重層的支援体制整備事業と丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係図

[基本理念]

[基本目標]

[行動目標]



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の 推進体制

本計画は、住民、コミュニティ、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、社会福祉法人をはじめとする関係団体、事業所、社会福祉協議会、市がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働して推進していきます。

推進に際しては、「丸亀市福祉推進委員会」において本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行います。

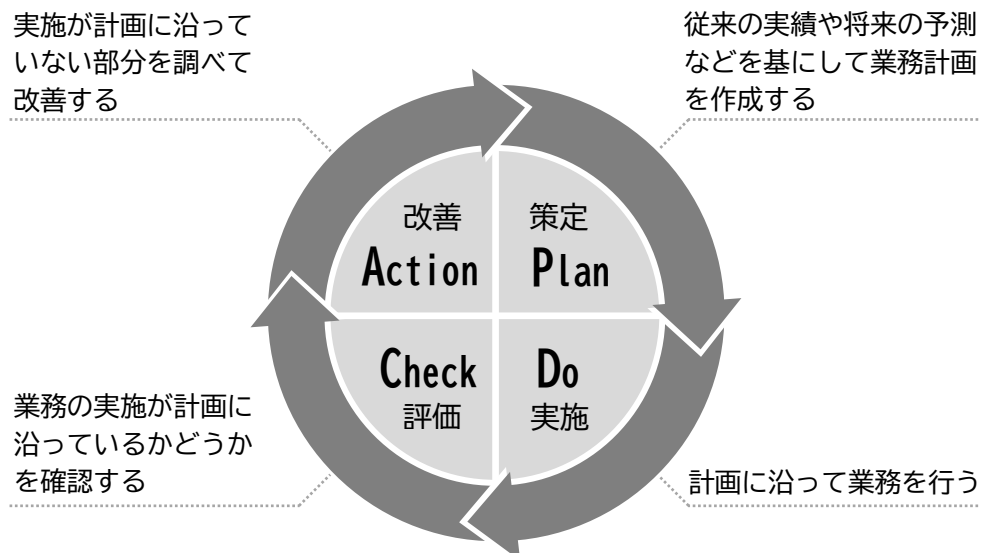
2 計画の 進行管理

毎年、本計画に掲げている「丸亀市の取組」及び「丸亀市社会福祉協議会の取組」については、計画に基づき実施した取組内容を「丸亀市福祉推進委員会」において評価・検証を行い、改善につなげていきます。これにより、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を継続的に実践します。また、丸亀市社会福祉協議会の取組については、毎年度「事業報告書」中で進捗状況の確認を行い、「理事会・評議員会」において評価・検証を行います。

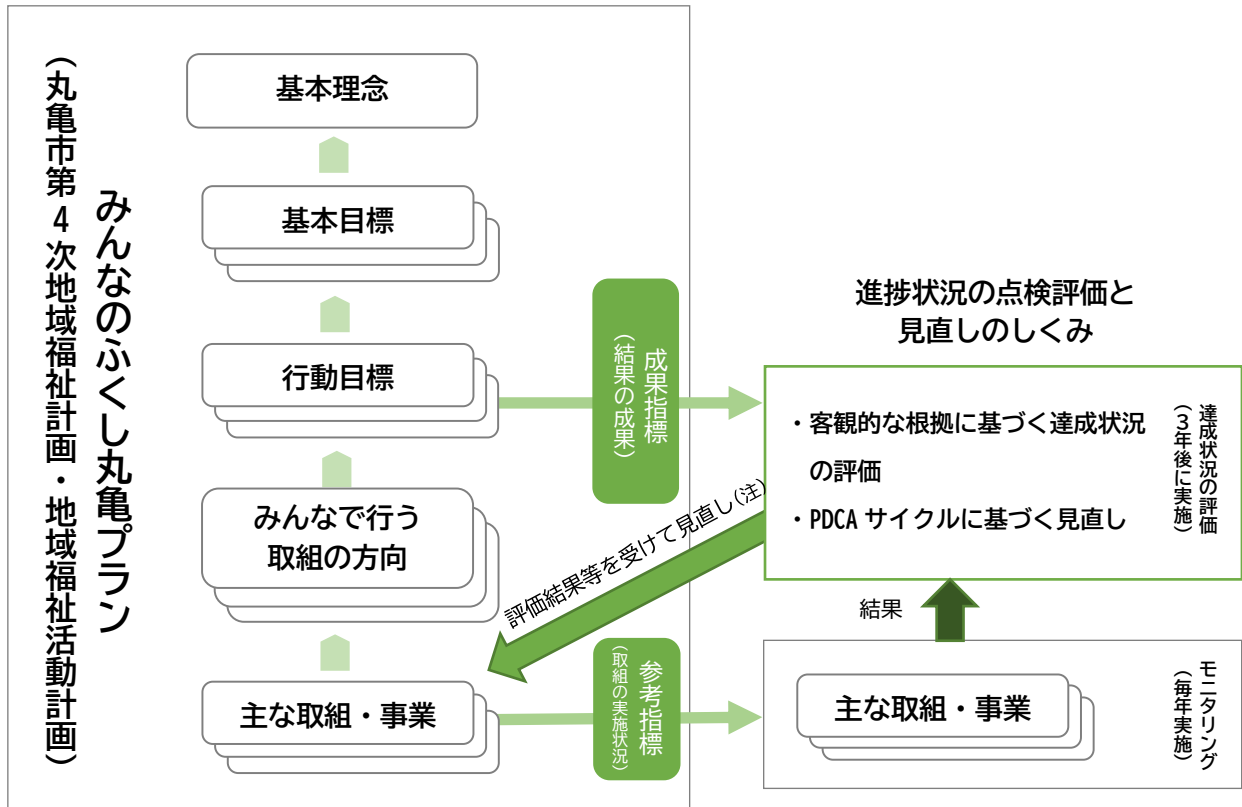
目標指標については、行動目標ごとに、「活動等を通じて、対象者や関係機関・地域にどのような変化（知識・態度・行動・関係変化等）が生じたか（結果の成果）」を評価する成果指標を設定し、本計画の中間期間にあたる3年後に取組状況の検証・評価を行います。また、成果指標の達成に向けて、事業の実施状況を把握するための参考指標を定め、毎年実施状況をモニタリングしていきます。

また、指標の達成状況だけでは把握しきれない部分についても、指標の位置づけのない取組の進捗状況などを踏まえながら、総合的に評価し、次期計画につなげていきます。

PDCAサイクルのイメージ



目標指標（成果指標・参考指標）のイメージ




3
目標指標
一覧

目標指標は以下のとおりです。



行動目標 1. 地域でつながり支え合う関係を深めよう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	住んでいる地域において、住民同士の支え合い・助け合い活動が充実していると考える人の割合 (市民アンケートより)	35.2%	▲
参考指標	ホームページ、SNS などによる情報発信回数	随時	月 1 回以上
	生活圏域ごとの福祉協力員への研修会開催数	年 1 回	年 1 回以上


行動目標 2. 地域での活動を活性化させよう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	地域活動について活動したことがない市民の割合 (市民アンケートより)	48.1%	
参考指標	コミュニティごとに地域課題をテーマとした地域懇談会の開催数	年 1 回	年 1 回以上


行動目標 3. 多様な人が参加できるしくみをつくろう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	これまで地域の問題について地域の人と話す機会がなかった市民の割合 (市民アンケートより)	70.8%	
参考指標	社会参加応援パートナー登録数	12 事業所・団体 (R7 年度 10 月 末時点)	
	コミュニティセンターでの相談機能付きカフェの実施か所数	3 か所	17 か所


行動目標 4. 人権意識と福祉の心を育てよう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	福祉に関心がある市民の割合 (市民アンケートより)	67.5%	
参考指標	ふくし出前講座開催数	年 37 回	年 45 回



行動目標 5. 地域福祉活動の担い手を増やそう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	地域活動について活動したことがない市民の割合 (市民アンケートより)	48.1%	
参考指標	丸亀市ボランティアセンター・ボランティア個人登録者数	83 人	100 人


行動目標 6. 福祉の専門的人材を育てよう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	住んでいる地域において、住民同士の支え合い・助け合い活動が充実していると考えている人の割合 (市民アンケートより)	35.2%	
参考指標	市民後見人候補者数	22 人	40 人
	(仮称) 福祉サポーター制度の導入	未導入	導入


行動目標 7. 住民の困りごとに寄り添った支援の体制をつくろう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	不安や悩みについて誰にも相談しない、相談できる人がいない市民の割合 (市民アンケートより)	11.2%	
参考指標	福祉課題が複合化・複雑化した事例についての (関係部署、市民などからの) 相談件数	96 人 (R7 年度 10 月末時点)	
	重層的支援の多機関協働に関する研修実施回数	年 3 回	年 1 回以上


行動目標 8. 質の高い福祉サービスを提供しよう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	行政及び民間の福祉サービスの質について充足していないと考える事業所の割合 (事業所アンケートより)	44.9%	
参考指標	介護・障がいの支援に関する個別プラン内容の全件チェック	実施	実施
	介護・障がいの支援事業所に対する研修の実施	年 1 回	年 1 回以上
	日常生活自立支援事業利用者数	66 人	75 人


行動目標 9. 誰もが地域に出やすい環境をつくろう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	家や学校、職場以外に気軽にに行ける居場所がない市民の割合 (市民アンケートより)	30.6%	
参考指標	ふれあいいいききサロン開設数	130 か所	170 か所

行動目標 10. 地域における防犯・事故防止活動を広げよう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	防犯など地域の安全に関することについて課題や問題があると感じる市民の割合 (市民アンケートより)	24.1%	
参考指標	福祉イベントでの交通安全に関する周知回数	年 2 回	年 2 回
	安心キット登録者数	5,844 人	6,200 人

行動目標 11. 災害に強い地域をつくろう

	指標	令和 6 年度	令和 13 年度
成果指標	防災に関することについて課題や問題があると感じる市民の割合 (市民アンケートより)	25.7%	
参考指標	避難行動要支援者名簿の平常時開示の同意率	83.5%	88%
	「(仮称) 生活支援支え合いセンター」設置訓練の実施	未実施	実施

資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
令和6年12月20日 ～令和7年1月15日	丸亀市の地域福祉に関する市民アンケート調査
令和7年1月24日～ 2月18日	丸亀市の地域福祉に関する事業所・団体アンケート調査の実施
令和7年1月25日～ 3月26日	住民座談会 ・17地区のコミュニティごとにグループワークで地域の課題や資源を考え共有
	住民座談会全体会 ・中学校区ごとに、各地区住民座談会での意見や地域ごとの特徴を共有
令和7年2月27日	令和6年度第1回丸亀市福祉推進委員会 (第1回丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に係る諮問 ・「令和7年度丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画」について
令和7年4月8日～ 4月21日	丸亀市の地域福祉に関する高校生アンケート調査
令和7年7月24日	令和7年度第1回丸亀市福祉推進委員会 (第2回丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に係る経過報告 ・地域福祉に関するアンケート調査結果報告 ・住民座談会結果報告
令和7年9月5日	令和7年度第2回丸亀市福祉推進委員会（書面会議） (第3回丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) ・丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子（案）について
令和7年10月6日	令和7年度第3回丸亀市福祉推進委員会 (第4回丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」素案について
令和7年11月14日	令和7年度第4回丸亀市福祉推進委員会 (第5回丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」素案について ・「丸亀市再犯防止推進計画」素案について

年月日	内容
令和7年11月27日	令和7年度第5回丸亀市福祉推進委員会 (第6回丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」素案について
令和7年12月10日	丸亀市議会教育民生委員会協議会 ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」(案)について
令和7年12月25日 ～令和8年1月28日	パブリックコメント実施
令和8年2月13日	令和7年度第6回丸亀市福祉推進委員会 (第7回丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会) ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」パブリックコメントの結果について ・「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」答申(案)について
令和8年2月24日	「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」策定に係る答申
令和8年3月18日	丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

2 丸亀市福祉推進委員会委員名簿

常任委員（任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日）（敬称略・順不同）

氏名	所属・役職名等	備考
北川 裕美子	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	会長
武田 龍広	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
森 佳司	香川県中讃保健福祉事務所 保健対策第二課長	※～R6.3.31
増田 純子		※R6.4.1～
香川 智子	丸亀市福祉ママ会議連合会 副会長	
吉田 ゆかり	丸亀商工会議所	
進 和彦	丸亀市コミュニティ協議会連合会 副会長	副会長
金丸 喜恵	丸亀市PTA連絡協議会 副会長	※～R6.5.25
永田 大樹		※R6.5.26～
糸川 恭一	丸亀市身体障害者福祉連合協会 会長	※～R6.6.8
井戸 いちこ		副会長 ※R6.6.9～
藤田 登茂子	丸亀市老人クラブ連合会 副会長	
木下 眞一	丸亀地区保護司会 会長	
宮武 博之	公募委員	
古賀 亮次	公募委員	

常任委員（任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日）（敬称略・順不同）

氏名	所属・役職名等	備考
北川 裕美子	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科 教授	会長
齊藤 栄嗣	香川短期大学 副学長	
高橋 順子	公益社団法人香川県社会福祉士会 (前理事)	
武田 龍広	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
青野 美保	香川県中讃保健福祉事務所 保健対策第二課長	
香川 智子	丸亀市福祉ママ会議連合会 副会長	
吉田 ゆかり	丸亀商工会議所	
進 和彦	丸亀市コミュニティ協議会連合会 副会長	副会長
永田 大樹	丸亀市PTA連絡協議会 副会長	
井戸 いちこ	丸亀市身体障害者福祉連合協会 副会長	
奥田 道大	丸亀市老人クラブ連合会 会長	
木下 眞一	丸亀地区保護司会 会長	
宮武 博之	公募委員	
木村 奈美	公募委員	

3 諮問書

6 健福第 3340 号
令和 7 年 2 月 27 日

丸亀市福祉推進委員会
会長 北川 裕美子 様

丸亀市長 松永 恭二



丸亀市第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について（諮問）

本市においては、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定める計画として丸亀市地域福祉計画を、また市社会福祉協議会では、同法第 109 条に基づき、社会福祉の推進に取り組むための実践的な事項を定める地域福祉活動計画を策定しています。現在は、丸亀市第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「第 3 次計画」という。）に基づき、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」の基本理念の下、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら、住み慣れた地域で暮らし続けていくことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

この第 3 次計画の計画期間が令和 7 年度をもって終了することから、本市及び市社会福祉協議会におきましては、令和 6 年度から 7 年度にかけて、丸亀市第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「第 4 次計画」という。）の策定を行います。

第 4 次計画の計画期間は令和 8 年度から 13 年度までの 6 年間とし、社会福祉法第 106 条の 3 に規定される、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制の整備のために行う重層的支援体制整備事業の実施計画を新たに盛り込むこととしています。また、その策定過程においては、地域住民の意見の反映や、関係機関との連携についても努めてまいります。

つきましては、第 4 次計画の策定に関して留意すべき事項や、特に重点を置くべき事項を含む計画の内容につきまして、貴委員会の意見を求めます。

4 答申書

答 申 書

令和8年2月24日

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市福祉推進委員会
(地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会)
会長 北川 裕美子



丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について（答申）

令和7年2月27日付け、6健福第3340号をもって諮問のありました、丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおりとりまとめましたので答申いたします。

記

1. 答申の内容

別添「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」（以下、「本計画（案）」という。）を原案のとおり策定することが適当であると認めます。

2. 審議にあたり重視した点

審議にあたっては、令和6年度に実施したアンケート調査及び住民座談会から把握した地域課題を整理するとともに、現行計画における取組の状況と評価、地域福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の動向、市の上位計画や関連計画の方向性を踏まえ、本計画（案）に盛り込むべき内容や施策体系、その展開について、また、本計画（案）に包含する形で策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「丸亀市再犯防止推進計画」についても、関連性を踏まえ、一体的に審議を行いました。

3. 計画策定にあたっての意見要望（附帯意見）

本計画（案）の基本理念である「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」の実現に向けて、計画を推進していくにあたり、次の事項について十分留意し、また、配慮されることを求めます。

基本目標1 みんなつながる共感と交流の「地域づくり」について

地域活動を円滑かつ効果的に実施するためには、関係者間における連携が不可欠であるため、地域住民、福祉関係者、行政、関係団体等が必要な情報を相互に共有することが重要です。

また、必要な情報が必要な人へ適切に届くことは、支援につながる前段階としての「関わり」を生み、孤立の防止につながるものと考えられます。そのためにも、とりわけ、行政からは、継続的に市民が相談窓口や支援体制、社会資源を理解しやすいよう、情報の整理とわかりやすい発信を求めます。

基本目標2 みんなで支え合う「ひとづくり」について

地域の担い手確保や活動の継続性に配慮し、担い手に過度な負担を生じさせない取組とすることが必要です。

また、福祉に対する理解の促進及び地域全体の支え合い意識の向上を図るため、こどもから高齢者までを対象とした福祉に関する学びについて、コミュニティセンター等を活用した生涯学習の充実が望まれます。

なお、取組にあたっては、「少しだけ関わる」というように、市民に負担のかからないような工夫などにも柔軟かつ積極的に取り組んでいただき、誰もが様々な関係が構築できたり、多様な視点を受け入れできたりする機会の創出を求めます。そして、地域の課題を自分事として捉えることができる「ひと」の拡大につなげていくことを期待します。

基本目標3 安心した暮らしを支える「しくみづくり」について

地域における自主防災組織や実践的な防災活動への支援、助成制度の充実は、地域防災力の向上に不可欠です。既存の支援策等を整理・検討し、地域の実情に応じた効果的な支援を継続的に推進していくことを求めます。

あわせて少子高齢化と人口減少が進行する中において、限られた資源を有効活用し、持続可能な福祉を実現するため、ICTやAI等の先端技術を活用した業務の効率化やしくみづくり、サービスの質の向上に積極的に取り組むことを求めます。

計画全般について

三つの基本目標については、それぞれが縦割りの取組とならないよう相互に関連付け、地域づくり・ひとづくり・しくみづくりが相互に補完し合いながら、地域福祉全体の向上につながるよう、計画全体を通じた一体的かつ効果的な推進を求めます。

5 地区別住民座談会（17地区）の詳細

地区住民座談会での意見については、参加者から出された多様な意見を幅広く取りまとめたものです。記載された内容は、予算や実施可能性を考慮したものでなく自由な発想に基づく提案を含んでいます。

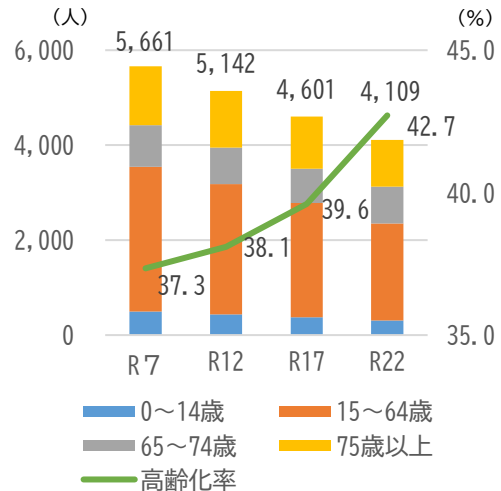
【城北地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年3月9日
会場：城北コミュニティセンター
参加人数：21人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
(興味・関心、できていること)>

- ・学校ボランティアがある
- ・市役所、駅など公共施設が近い
- ・こどもの見守り、防犯パトロール活動が充実
- ・コミュニティセンター活動が活発
- ・けんこう公園などこどもの遊び場が多い
- ・民生委員、愛育班が積極的に活動
- ・歴史を感じる寺院や道路がある

<もやもや (思い・不安)>

- ・こどもが減ってきた
- ・高齢者世帯や一人暮らし高齢者が増加
- ・自治会が縮小
- ・空き家の増加
- ・ボランティアの方の高齢化
- ・バスの本数が少なく、JRとの接続が悪い
- ・南海トラフ地震や台風の影響による水害が心配

<ぼちぼち・やるやる (地域課題
の解決のためにできること)>

- ・家族、地域のつながりを大切
- ・隣近所のコミュニケーション
- ・防災訓練（マニュアルの作成、小中学生の参加）を効果的に実施
- ・公園を閉める時間の延長
- ・コミュニティの情報発信と活用
- ・継続的な声かけ運動の実施
- ・買物支援、風呂支援などの周知
- ・空き家の有効活用
- ・公園を利用したイベントの開催
- ・無理なく歩いていける所に集まれる場所をつくる
- ・まつりなどの行事や防災訓練と合わせて健康づくりを実施

【まとめ】

人口は減少傾向（全ての年代で減少傾向）にあり、R22年に人口4,109人、高齢化率が42.7%と推計されます。ワークショップでは教育施設と住民参加、整った生活環境、地域コミュニティの活動の活発化などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、つながりづくりの工夫、防災や環境保全活動、コミュニティの活性化、情報発信の強化、空き家の活用と居場所づくり、地域行事と参加促進など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

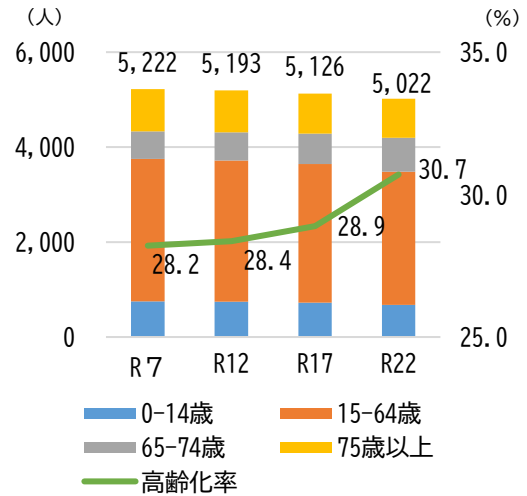
【城西地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年3月27日
 会場：城西コミュニティセンター
 参加人数：23人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<生き生き・きらきら (興味・関心、できていること)>

- ・日常生活が便利で買い物にも困らない
- ・丸亀城が近く散歩や観光に適している
- ・地域交流や行事が盛んである
- ・自然が多く環境が良い
- ・親切的な住民が多い
- ・コミュニティセンターが学びや交流の場を提供している

<もやもや (思い・不安)>

- ・地域事業への若者の参加が少なく、交流が希薄である
- ・高齢化が進み、空き家が増えている
- ・自治会の活動や加入率が低下している
- ・観光地に休憩所が不足している
- ・ごみ問題やマナー違反が地域課題となっている
- ・若者の地域ボランティアや後進の育成が進んでいない

<ぼちぼち・やるやる (地域課題 の解決のためにできること)>

- ・クリーン作戦やウォーキング行事で地域の健康づくりとつながりを促進
- ・丸亀城を起点に多世代交流や健康イベントを開催
- ・高齢者向けの茶のみ場やお出かけ支援の充実
- ・自治体加入を促す小イベントや子ども参加型行事の提案
- ・若者や働き世代の交流を深める場の創出
- ・ボランティア参加の当番制で協力体制を促進
- ・マンション住民と地域交流を図るイベントの実施
- ・LINE公式アカウントで地域情報や呼びかけを効率的に行う
- ・地域イベントやお祭り(例：城西まつり)の復活・活性化
- ・暗い道の整備や相談窓口の周知で住環境を改善

【まとめ】

人口は減少傾向にあり、R22年に人口5,022人、高齢化率が30.7%と推計されます。ワークショップでは、便利な生活環境と自然の魅力、交流が盛んで親切、などの生き生き・きらきらがあり、もやもやに対して、地域の健康促進や多世代交流、住環境改善や行事活性化に注力し、丸亀城を拠点に観光資源を活かした交流豊かな社会を目指すなど、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

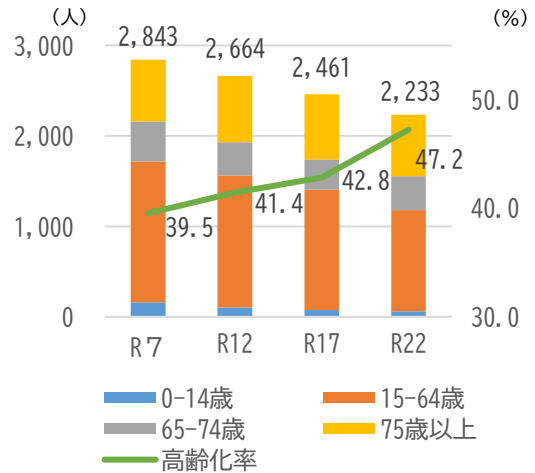
【城乾地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年1月28日
 会場：城乾コミュニティセンター
 参加人数：18人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・月1回の自治会活動（講演・DVD・カラオケなど）を実施
- ・住民同士のつながりを深める活動が盛ん
- ・小中高、塾など教育機関が充実
- ・城乾地区の歴史的価値と風情の魅力
- ・スーパーや飲食店が多く、買い物が便利
- ・年8回のふれあい広場など自治会の定例行事

<もやもや（思い・不安）>

- ・空き家や空地が増加し、不審者侵入の懸念
- ・PTAや子供会が消滅し、学校児童数が減少
- ・地域活動の担い手不足と若者の参加が少ない状況
- ・商店街や店舗が減少し、生活に必要な店舗が不足

<ぼちぼち・やるやる（地域課題
 の解決のためにできること）>

- ・朝のあいさつ運動や前期高齢者の活躍を支援
- ・空き家を活用してゲストハウスや店舗を誘致する
- ・丸亀の歴史を観光やふるさと教育に活用
- ・地域行事の存続のため、地区内外の人々を巻き込む工夫
- ・イベントを通じた防災教育や自主防災力の強化
- ・実践的な避難訓練の実施
- ・地域の歴史マップや散歩・サイクリングコースの作成
- ・こどもや地域住民が参加する体験型イベントの開催
- ・多世代交流サロンの開催や移動手段の整備
- ・城乾ブランドや地域の特色を活かした取組の後援
- ・情報共有の促進

【まとめ】

人口は減少傾向（全ての年代で減少傾向）にあり、R22年に人口2,233人、高齢化率が47.2%と推計されます。ワークショップでは地域の交流と多様性、教育環境の充実、歴史と地域資源の魅力などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、自治会活動と地域協力の促進、空き家対策と利便性の活用、歴史・観光資源の活用と地域行事の存続、防災と教育の融合、地域特性と観光の魅力づくり、多世代交流と福祉活動の推進など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

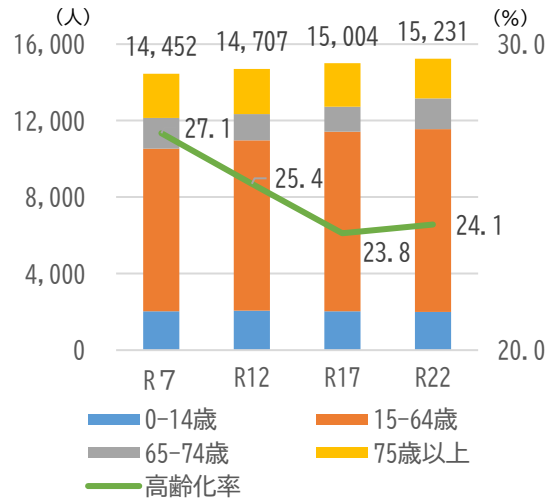
【城坤地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年2月14日
 会場：城坤コミュニティセンター
 参加人数：13人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・レクザムスタジアムやピカラストジアムなどスポーツ施設があり、試合観戦が楽しめる
- ・病院や学校、体育施設が整い、便利な生活環境
- ・小学校や中学校との連携も良好で、子育てしやすい環境
- ・自然が豊かでこどもの遊び場が多い

<もやもや (思い・不安)>

- ・田んぼの減少による景観の変化と水害への懸念
- ・交通量の多さによる騒音問題
- ・登校班の廃止に伴う低学年児童への不安
- ・転居者が増加し、住民同士の交流が薄れる傾向
- ・災害時の対応や地域内の孤立化問題
- ・自治会加入率の低下と防災活動への影響

<ぼちぼち・やるやる (地域課題
 の解決のためにできること)>

- ・祭りやイベントに地域清掃を組み合わせて行う
- ・祭りを通じて危険箇所を把握する機会を創出
- ・こどもボランティアが高齢者イベントに協力し、世代間の交流を促進
- ・地元神社やお年寄りとのつながりを深める
- ・学校行事にコミュニティが関わることで親子参加を促進
- ・楽しい行事を企画し、自治会加入のメリットを伝える
- ・本の貸出やお弁当販売を取り入れ、集える場を作る
- ・外国籍住民と交流できるイベント (料理教室、カラオケ大会など) の実施
- ・自然環境を活かしたウォーキングイベントや散歩と通学の連携を企画

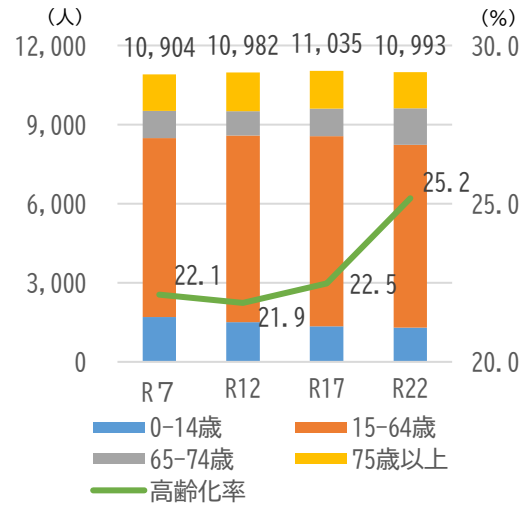
【まとめ】

人口は増加傾向にあり、生産年齢人口は増加傾向、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口15,231人、高齢化率が24.1%と推計されます。ワークショップではスポーツ施設と観光資源、暮らしやすさと利便性の高さ、こどもと若い世代の増加などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、地域の祭りやイベントを活用した取組、こどもボランティアと多世代交流、地域コミュニティと学校の連携、自治会活動への参加促進、地域活動と住民参加の工夫など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

【城南地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年3月16日
 会場：城南コミュニティセンター
 参加人数：29人



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・大型スーパーや飲食店が多く、自転車でも買い物に便利
- ・結婚を機に移住してくる人が多く、人口が増加傾向
- ・学校支援ボランティアや祭り、親子クリーン活動が盛ん
- ・保育所や学校が近く、こどもを見守る地域の目がある

<もやもや (思い・不安)>

- ・高齢化による自治会員の減少や行事の縮小
- ・地域住民同士のつながりが薄れ、あいさつも減少
- ・福祉協力員や民生委員の後継者不足
- ・田んぼや自然の減少、空き家の増加
- ・学校が狭く、保護者ボランティアの参加率が低い

<ぼちぼち・やるやる (地域課題の解決のためにできること)>

- ・見守り隊や清掃活動を取り入れて安心・快適な利用を促進
- ・自治会間や住民同士の関係を深めるためのイベント (自治会対抗競技やクリーン作戦) の実施
- ・こどもたちの居場所づくりや親子参加型イベントを通じて次世代との交流を促進
- ・こどもと高齢者の交流を促す伝承遊びや散歩企画を推進
- ・丸亀市による空き家の積極活用 (ゲストハウスや地域活動拠点としての利用)
- ・地元農家とのつながりや農作業の学びの場を提供
- ・市内での買い物を促進し、地産地消の文化を広げる
- ・ボランティア活動などの取組を広報し、顔の見える関係を築く

【まとめ】

人口は増加傾向にあり、生産年齢人口、前期高齢者人口で増加、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口10,993人、高齢化率が25.2%と推計されます。ワークショップでは、便利な生活環境、増加する若い世代と住環境、地域コミュニティと活動の活発化などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、公共施設・自然環境の活用、自治会や住民のつながり強化、こどもや若い世代の参加促進、高齢者の力の発揮と支援、地産地消と地域の結びつきなど、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

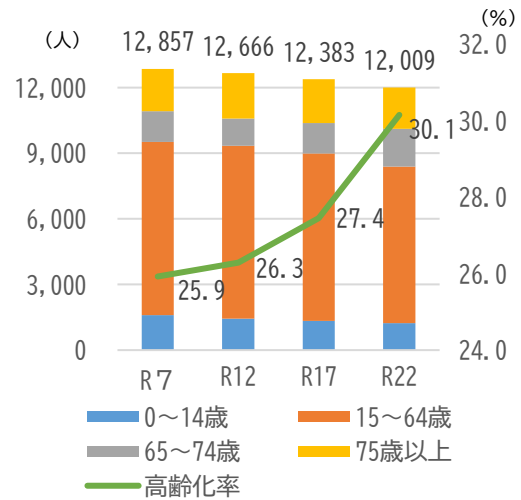
【土器地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年1月26日
会場：土器コミュニティセンター
参加人数：18人



【人口】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
(興味・関心、できていること)>

- ・青ノ山や土器川、海など自然に恵まれた地域
- ・夏祭りや田潮八幡神社の秋祭り、獅子舞など伝統行事が盛ん
- ・清掃活動が盛んで、山や川の美化に取り組む
- ・多世代がイベントや活動を支える地域の雰囲気

<もやもや(思い・不安)>

- ・一人暮らし高齢者や独居老人への不安
- ・自治会員数の減少、新しい人材や後継者不足
- ・防災意識の低さや災害時の避難場所の不安
- ・道路の狭さや街灯の不足、乱暴な運転など交通安全に課題
- ・買い物や通院が不便

<ぼちぼち・やるやる(地域課題
の解決のためにできること)>

- ・定期的な防災訓練を自治会や小学校と連携して実施
- ・災害時の備えや防災意識を高める取組
- ・季節ごとに高齢者とこどもが昔の遊びで交流する企画
- ・親子参加型の楽しい行事や、若い世代が参加したくなる企画を実施
- ・歩きやすいウォーキングコースや散歩マップを作成し、健康維持を促進
- ・自治会長の役割分担や有償ボランティアを導入し、負担軽減
- ・小学校で支援員として高齢者が放課後支援や遊びをサポート
- ・「来て良し来なくて良し」の居場所を作り、世代を超えたテーマで交流

【まとめ】

人口は減少傾向にあり、前期高齢者人口は増加傾向、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口12,009人、高齢化率が30.1%と推計されます。ワークショップでは自然環境の豊かさ、地域イベントと伝統行事、地域のつながりと助け合いなどの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、防災や環境活動、多世代交流と地域のつながり、地域行事と参加促進、移動手段や利便性向上、自治会の改善と参加促進、教育やこども支援、居場所づくりと孤立防止など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

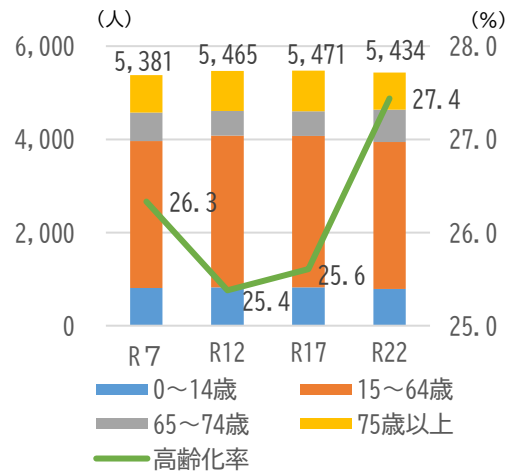
【飯野地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年2月16日
 会場：飯野コミュニティセンター
 参加人数：11人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 （興味・関心、できていること）>

- ・飯野山や青ノ山など自然が多く住みやすい環境
- ・人々の性格がおだやか
- ・学校やこども園との連携が取れた活動
- ・新しい住宅地が増え、若い世代が多く移住
- ・飯野ふれあいまつりや町内清掃など地域活動が盛ん

<もやもや（思い・不安）>

- ・近隣住民とのつながりが薄れ、一人暮らし世帯や独居の方が増加
- ・自治会の加入率が低下し、参加者の高齢化が進行
- ・公共交通の便が悪く、移動手段が限られる
- ・赤ちゃんや幼児の居場所が少ないため、支援の充実が必要

<ぼちぼち・やるやる（地域課題
 の解決のためにできること）>

- ・若い世代が増えた分譲地に働きかけるなどして地域づくりの参加者を増やす
- ・新しい自治会運営方法を検討し、住民の意見を反映
- ・自治会加入者と未加入者をつなぎ、自治会活動の大切さを伝える
- ・ふれあいカフェや赤ちゃんカフェを充実
- ・コミュニティ内バスやデマンドタクシーを導入し、交通手段を改善
- ・PTAのOB会を組織し、地域の担い手として活躍を促す
- ・町内清掃活動を自治会未加入者も含めた形で実施し、きれいな町を保つ
- ・子育て世代の息抜き場所を提供し、世代間の連携を強化

【まとめ】

人口は増加傾向にあり、前期高齢者人口は増加傾向、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口5,434人、高齢化率が27.4%と推計されます。ワークショップでは豊かな自然環境、人々のつながりと温かさ、地域の発展と人口増加などの活き活き・きらきらがああり、もやもやに対して、地域づくりへの参加促進、自治会の改善と運営、住民が集える場の提供、移動手段の確保、多世代交流の促進、地域の美化活動、こども中心の地域活動など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

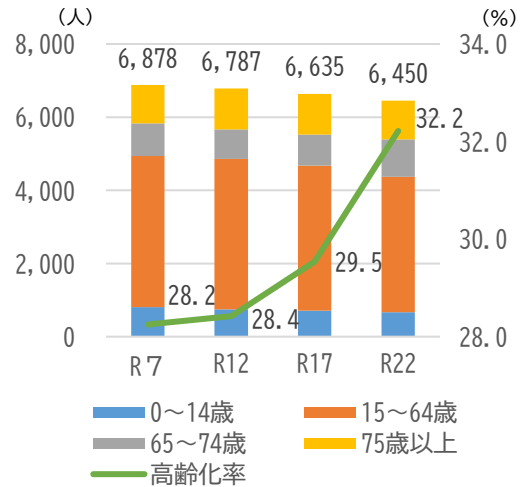
【川西地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年1月25日
 会場：川西コミュニティセンター
 参加人数：13人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・災害への備えや知識を深める取組が盛んで、防災意識が高い
- ・手作りの公園作りに取り組み、緑を大切にしている活動を推進
- ・ふれあい祭りや町内スポーツ大会など、にぎやかなイベントが多い
- ・自治会加入率が高く、コミュニティ活動が活発

<もやもや (思い・不安)>

- ・高齢者の交通手段不足
- ・自治会の役職が高齢者に集中しており、なり手不足が深刻
- ・防災部の高齢化が進み、若い世代の参加を促進する必要性
- ・PTA や子ども会の消滅により、子どもと地域のつながりが希薄化
- ・ゴミ集積所やカラス問題への取組

<ぼちぼち・やるやる (地域課題の解決のためにできること)>

- ・配食サービスの拡充や食事を通じた交流
- ・子どもと高齢者の交流を推進
- ・森林公園や森の再生活動を継続し、美しい緑を保つ
- ・土器川活用や公園の平日利用を増やし、運動や筋トレ、ヨガなど健康づくり活動を支援
- ・子どもたちが集えるコミュニティセンターづくり
- ・コミュニティセンターを「ふらっと立ち寄れる場所」に変える
- ・健康確認ができる多目的施設の設置や長寿会での活動復活
- ・空き家を活用したシェアハウスの運営
- ・情報発信を強化 (掲示板、SNS、地域周知) し、参加を呼びかける

【まとめ】

人口は減少傾向にあり、前期高齢者人口、後期高齢者人口は増加傾向、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口6,450人、高齢化率が32.2%と推計されます。ワークショップでは防災活動の充実、環境保護と清掃活動、自治会の活動と連携などの活き活き・きらきらがあがり、もやもやに対して、福祉活動と地域交流の促進、子どもと大人の交流と活動、自然環境の活用、コミュニティの活性化、移動手段と高齢者支援、空き家と農業活用など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

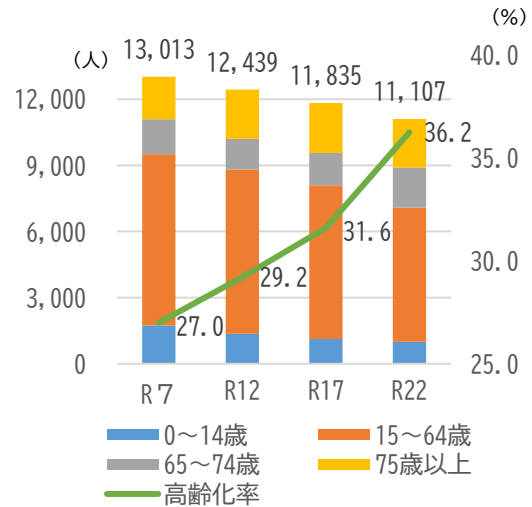
【郡家地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年3月14日
 会場：郡家コミュニティセンター
 参加人数：16人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら (興味・関心、できていること)>

- ・気軽に話しかけてくれる住民や移住者を受け入れる土壌
- ・歴史ある土地柄や讃岐富士の景観、自然豊かな環境
- ・いきいきサロンや高齢者の積極的な集まり
- ・「郡家銀座」を中心とした商店や施設の充実
- ・災害が少なく住みやすい町

<もやもや (思い・不安)>

- ・独居老人や高齢者の骨折の増加が見られる
- ・地元意識が薄くなっており、新住民と旧住民の深い交流が少ない
- ・交通機関が脆弱で、駅が遠く、高齢者や住民の移動に困難がある
- ・通学路や道が狭く、街灯が少ないため、こどもの安全が懸念される

<ぼちぼち・やるやる (地域課題の解決のためにできること)>

- ・年一度の一斉清掃で、小学生の親子と地域住民と一緒に活動
- ・小学校やこども園との連携がスムーズで、子育てがしやすい自然豊かな環境
- ・各地区で行っていた祭りを郡家・三条全体に統合し、にぎわいを取り戻す
- ・こどもを中心としたイベントを企画し、若い世代や親世代の参加を促進
- ・自動運転やオンデマンド交通、小型バスの導入で利便性向上を目指す
- ・自治会未加入者への情報伝達の方法に工夫
- ・地域活動に関心を持つ若い人材の育成や参加を促す
- ・介護体操や春祭りを通じた多世代交流を促進

【まとめ】

人口は減少傾向にあり、前期高齢者人口、後期高齢者人口は増加傾向、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口11,107人、高齢化率が36.2%と推計されます。ワークショップでは地域住民の温かいつながり、自然と穏やかな住環境、地域経済と利便性などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、清掃活動を通じた地域交流、子育て支援と教育環境の充実、祭りやイベントの活性化、交通手段の改善、自治会未加入者への対応と住民参加促進など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

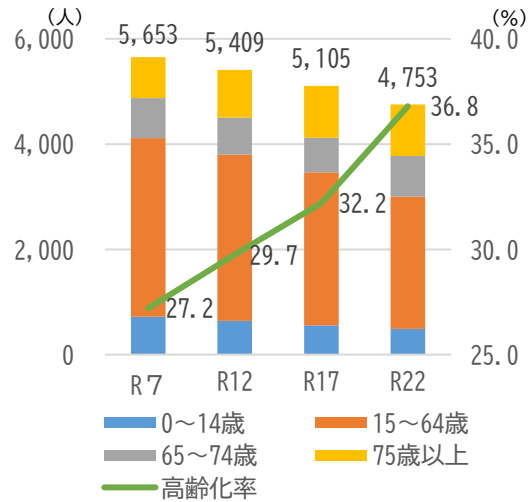
【垂水地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年2月9日
会場：垂水コミュニティセンター
参加人数：18人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
(興味・関心、できていること)>

- ・優しい人が多く、穏やかな人柄が魅力
- ・コミュニティセンターでのクラブ活動やこどもたちの集まり
- ・土器川生物公園があつたり農地が多かつたりして、自然が豊か
- ・コンビニや公共機関が充実し、交通やバス停が利用しやすい
- ・垂水神社や神楽などの歴史ある行事

<もやもや (思い・不安)>

- ・高齢化が進み、後期高齢者が多い一方で若い世代が住み着きにくい状況
- ・自治会から去る人がいたり新住民との関わりが少なかつたりするなど、つながりの希薄化
- ・空き家の増加や団地の高齢化で管理が困難に
- ・車がないと生活が不便で、買い物や病院へのアクセスが悪い

<ぼちぼち・やるやる (地域課題の解決のためにできること)>

- ・ふれあい祭り、神社祭り、ふれあいウォークへの参加
- ・町民運動会を盛り上げる取組
- ・こども食堂やみんなの食堂の設置で交流を活発化
- ・コミュニティセンターを家族のように集える場所にする
- ・ゆるいグループやしくみづくりで地域の参加を促す
- ・人々のつながりを強化するためのちょっとしたきっかけづくり
- ・SNSでの共有を通じて情報提供の場を広げる
- ・コミュニティセンター近くに公園を設置
- ・新しい自治会ルールの導入とメリットのアピール
- ・隣人との交流を深める取組

【まとめ】

人口は減少傾向にあり、前期高齢者人口、後期高齢者人口は増加傾向、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口4,753人、高齢化率が36.8%と推計されます。ワークショップでは人々の温かさやつながり、活発なコミュニティ活動、歴史と伝統文化の継承などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、祭りやイベントを通じた地域活性化、こどもや多世代交流の促進、コミュニティの機能拡充、つながりづくりの工夫、情報発信の強化など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

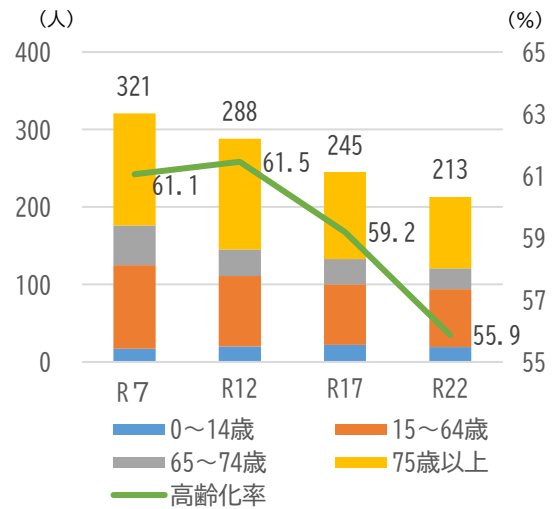
【本島地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年2月13日
 会場：本島コミュニティセンター
 参加人数：8人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・近所付き合いが良く、困ったときにすぐに支え合える環境
- ・風光明媚な場所で、太陽が昇る赤い光景や夕日の美しさが魅力
- ・千歳座や伝建地区などの文化財が多く、歴史が感じられる地域
- ・瀬戸芸などのイベントで外国人観光客や若者も訪れる魅力的な地域

<もやもや (思い・不安)>

- ・イノシシによる農作物被害や夜間外出時の危険性
- ・若い世代が少なく、空き家や耕作放棄地が増加
- ・島内やバス停までの移動が難しく、車に頼らざるを得ない環境
- ・過疎化と高齢化により自治会活動が困難になりつつある

<ぼちぼち・やるやる (地域課題の解決のためにできること)>

- ・島民の移動や交流を促進する交通インフラの改善
- ・デイサービス施設の設置や独自サービスの導入
- ・介護タクシーや高齢者を支える施設の設置
- ・部落単位でなく複数部落で合同の盆踊りなどの行事を企画
- ・お年寄りの手伝いをしてくれる人を募集し、世代間交流を促進
- ・瀬戸芸期間中の通訳待機や市によるインスタ宣伝を強化
- ・公衆トイレの増設や住民の移動手段として島内会社の設立
- ・丸亀福祉健康センターのような施設を島内に設け、避難所兼居場所として活用
- ・島内のグループLINEを活用し住民間の情報共有を推進

【まとめ】

人口は減少傾向（全ての年代で減少傾向）にあり、R22年に人口213人、高齢化率が55.9%と推計されます。ワークショップでは住民同士のつながりと助け合い、自然豊かな環境、文化財と歴史の豊かさなどの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、交通の整備、福祉と介護の充実、地域行事と交流の活性化、観光と島の魅力発信、生活の利便性向上、避難所兼居場所の施設、コミュニティと情報発信など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

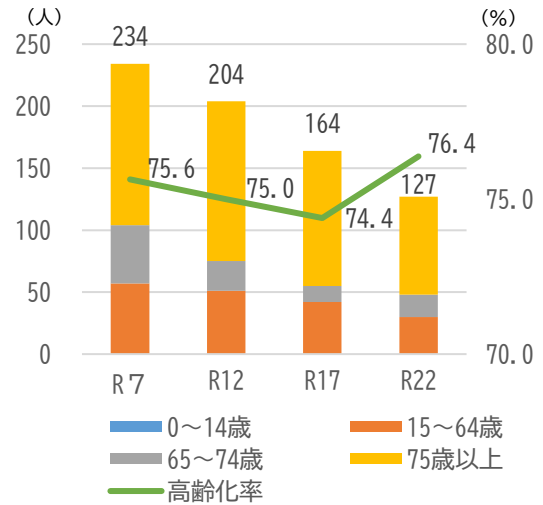
【広島地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年2月26日
 会場：広島コミュニティセンター
 参加人数：10人



【人口】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・島民があたたかく、島外の人にも親切
- ・海の幸、山の幸がおいしい
- ・5年前に比べて将来の不安が減少
- ・自然が多く、景色が良い
- ・いろは石ウォークなどのイベント
- ・小手島アート
- ・HOT サンドル
- ・陶芸家の体験教室や個展

<もやもや (思い・不安)>

- ・買い物が不便
- ・イノシシの被害
- ・崩れそうな空き家
- ・インフラの老朽化
- ・自主防災などの人員不足
- ・高齢化による人手不足
- ・欠航
- ・島民の集う機会の減少

<ぼちぼち・やるやる (地域課題
 の解決のためにできること)>

- ・島のイノシシのブランド化 (ジビエ、皮製品など)
- ・未利用地の有効活用
- ・島発の地場産業の促進
- ・島→港→駅→街の動線を活かした観光地化
- ・声掛け、回覧板の工夫
- ・男性だけのいきいきサロン
- ・インターネット利用による島内での仕事
- ・港でコンサート開催
- ・こどもと一緒に野菜の栽培、収穫体験、販売体験
- ・運営しやすい自治会規模

【まとめ】

人口は減少傾向 (全ての年代で減少傾向) にあり、R22年に人口127人、高齢化率が76.4%と推計されます。ワークショップでは地域住民の温かいつながり、自然環境の豊かさ、地域イベントと住民の協力などの活き活き・きらきらがあがり、もやもやに対して、地域特性と観光の魅力づくり、情報共有と地域ブランディング、自然環境の活用、自治会の改善と参加促進、祭りやイベントを通じた地域活性化など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

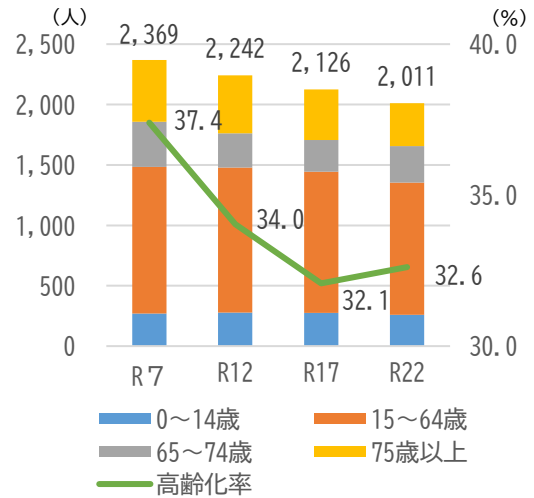
【栗熊地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年3月23日
 会場：栗熊コミュニティセンター
 参加人数：11人



【人口】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・ボランティアが活発
- ・いろいろな行事に参加できる
- ・大型商業施設が多い
- ・近所付き合いなど人とのつながりが良く、協力的
- ・クリックマンの見守り
- ・風光明媚で静かな土地柄
- ・老人施設が他地区より多い

<もやもや (思い・不安)>

- ・役員の高齢化、担い手不足
- ・知らない年代の人がいる
- ・こどもが少ない
- ・高齢者の休憩所がない
- ・のら犬が多い
- ・コロナ以降、自治会でのつながりが薄くなった
- ・農業経営が難しい

<ぼちぼち・やるやる (地域課題
 の解決のためにできること)>

- ・声掛け、助け合い
- ・こどもが参加できるイベントの開催
- ・三世代が関わるイベントの開催
- ・クリックマンダンスの普及・啓発
- ・コミュニティの育成、活用
- ・デマンドタクシーの活用

【まとめ】

人口は減少傾向（全ての年代で減少傾向）にあり、R22年に人口2,011人、高齢化率が32.6%と推計されます。ワークショップでは活発なコミュニティ活動、住民同士のつながりと助け合い、自然環境の豊かさなどの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、イベントの充実と情報発信、コミュニティの活性化、若い世代とこどもたちの参加促進、住民が集える場の提供、交通手段の改善など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

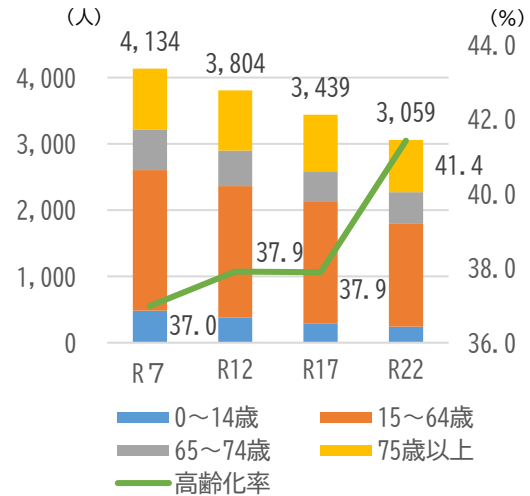
【岡田地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年1月26日
 会場：岡田コミュニティセンター
 参加人数：15人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・小学校に近い立地で子育てしやすい環境
- ・神社仏閣や文化財が充実
- ・大型スーパーの存在など生活の利便性が高い
- ・前向きでまとまりのあるコミュニティ活動
- ・集まりや交流できる場が豊富
- ・岡田台地は災害が少なく安全な地域

<もやもや (思い・不安)>

- ・こどもが少なく、少子高齢化が進行
- ・車がないと不便な地域環境
- ・耕作放棄地や荒れた農地の増加
- ・担い手不足やコミュニティへの負担の増大
- ・こどもの遊び場や気軽に集える居場所の不足
- ・地域の情報伝達手段の不足

<ぼちぼち・やるやる (地域課題
 の解決のためにできること)>

- ・空き家を若者移住やこどもの居場所として活用する取組
- ・フードバンクと連携し、シングルマザーの支援や居場所の見守りを強化
- ・地域の担い手不足解消に向けた若い人材の育成
- ・PTA や商工会青年部など、若い世代同士の連携促進
- ・地域の祭りやイベントでの楽しい交流やつながりづくり
- ・ボランティアや若い保護者が参加しやすい環境を整備
- ・多世代が参加できるイベントや異世代交流の場づくり
- ・健康ウォーキングや文化財活用イベントをSNSで発信
- ・小回りが利く移動手段(送迎ウーバーや乗り合いサービス)の整備

【まとめ】

人口は減少傾向(全ての年代で減少傾向)にあり、R22年に人口3,059人、高齢化率が41.4%と推計されます。ワークショップではコミュニティと学校の連携、商業施設と利便性、イベントと地域活動などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、空き家の活用と居場所づくり、農地・担い手問題の解決、若い世代の連携とコミュニティでの交流、地域ボランティアと住民参加の促進、居場所の充実と異世代交流、地域PRと健康推進活動など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

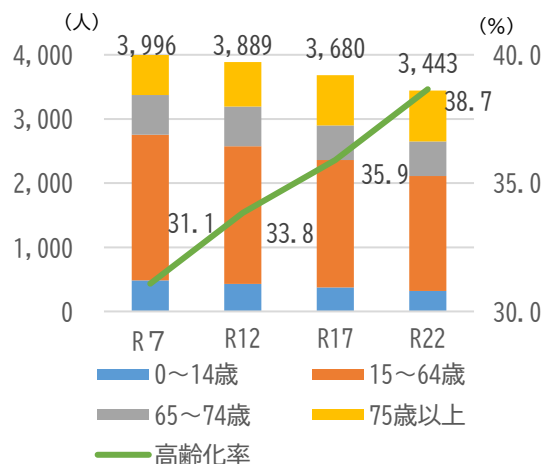
【富熊地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年3月2日
 会場：富熊コミュニティセンター
 参加人数：18人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら （興味・関心、できていること）>

- ・ 龍王山や輪工池、カモやコウノトリが訪れる自然豊かな地域
- ・ あいさつが盛んで、住民が優しく親しみやすい
- ・ 夏祭り、地神祭、映画会など住民が楽しめる行事が豊富
- ・ 都心から越してきた人も安心して暮らせる住みやすい場所

<もやもや（思い・不安）>

- ・ 自治会未加入者や退会者の増加により、会員数が減少
- ・ 若者の減少やお祭りなどの行事参加の困難さ
- ・ 一人暮らしや高齢者世帯の増加
- ・ 自然災害が少ないが、災害への備えが不足している
- ・ 公園や休憩場所の不足

<ぼちぼち・やるやる（地域課題 の解決のためにできること）>

- ・ 老人会と若い世代との分断を解消する場づくり
- ・ 高齢者の知恵や能力を活かした企画の実施
- ・ 同じ趣味を楽しむ場や大会を開催し、住民の生きがいを育む
- ・ スポーツサークル同士のつながりを強化する取組
- ・ 活動のPRや富熊コミュニティの公式ラインなどを活用した情報発信
- ・ PTA 拡大や若者が参加しやすい行事のしくみづくり
- ・ 移動スーパーやコミュニティ内の移動手段（車やバス）を検討
- ・ 自治会への参加率向上のための情報提供やしくみの改善
- ・ 何かを始めたい住民を一对一で支援する体制を整備

【まとめ】

人口は減少傾向（全ての年代で減少傾向）にあり、R22年に人口3,443人、高齢化率が38.7%と推計されます。ワークショップでは自然環境の豊かさ、人々のつながりと優しさ、活発な地域活動と行事などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、世代間交流の促進、活動の場と企画の充実、周知方法の改善と情報発信、若い世代の参加促進、移動手段の改善、自治会の課題解決、住民の活動意欲の支援など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

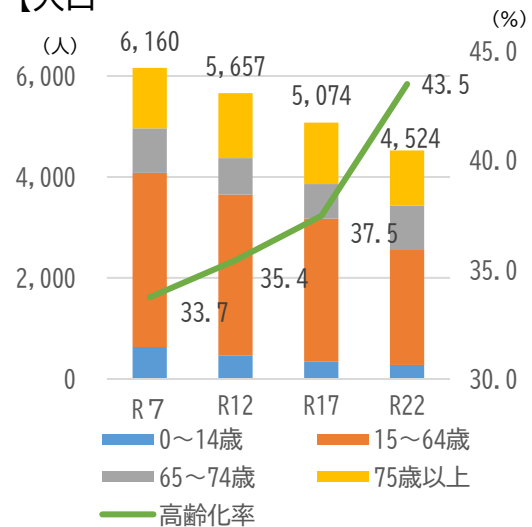
【飯山南地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年3月1日
 会場：飯山南コミュニティセンター
 参加人数：22人



【人口】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・バイパス全線開通、市道五反地沖線の整備が進む
- ・民生委員や福祉ママの活動が住民とのつながりを深めている
- ・おでかけ号や助け合いサービスで移動手段や生活支援を提供
- ・小学生の登校時あいさつ運動やボランティア活動が活発

<もやもや (思い・不安)>

- ・新しい道の開通に伴う交通安全への不安
- ・高齢者の居場所や日中一人暮らしの人への参加支援の必要性
- ・免許返納後の生活の不便さや高齢者の異常気象への対応
- ・若い世代の自治会参加率の低下や人員不足
- ・こどもの減少やラジオ体操への参加低下

<ぼちぼち・やるやる (地域課題の解決のためにできること)>

- ・若者が地域づくりに参画できるしくみづくり
- ・親子参加型の楽しいイベントや映画観賞会、健康イベントの実施
- ・自治会に入るメリットや手軽さを広報で周知
- ・役職の負担軽減や推進部隊の結成を検討
- ・魅力あるチラシや「法の郷だより」、HPを活用した情報提供
- ・高齢者向け交通安全教室やこどもとの交流の場を提供
- ・法の郷公園を中心に春夏秋冬イベントを開催し、家族連れの参加を促進
- ・自転車交通ルールやスマホ教室の実施で若い世代の指導者活用

【まとめ】

人口は減少傾向（全ての年代で減少傾向）にあり、R22年に人口4,524人、高齢化率が43.5%と推計されます。ワークショップでは地域のインフラと発展、コミュニティ活動の充実、健康や福祉への取組などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、若い世代とこどもたちの参加促進、イベントの拡充と企画、自治会活動の周知と改革、広報と情報発信、多世代交流と高齢者支援、地域資源の活用、健康づくりなど、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

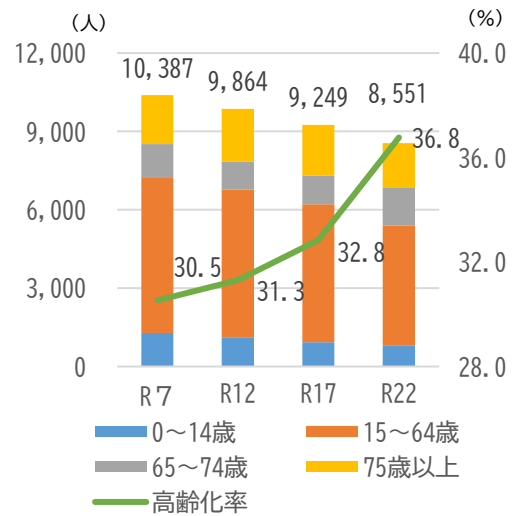
【飯山北地区】

【住民座談会の概要】

日時：令和7年1月29日
 会場：飯山北コミュニティセンター
 参加人数：15人



【人口推計（参考）】



【住民座談会での意見】

<活き活き・きらきら
 (興味・関心、できていること)>

- ・スーパー、病院、学校などが充実し、町内で必要な用事を済ませられる
- ・助け合いサービスや一人暮らし高齢者への訪問活動を実施
- ・子どもを支えるボランティア活動が活発
- ・飯野山の美しい風景が地域の特徴
- ・新しいコミュニティセンターを拠点に活動を展開

<もやもや (思い・不安)>

- ・自治会内のつながりが希薄化し、加入者が減少
- ・一人暮らしや老老世帯、高齢者の増加により孤立が深刻化
- ・車の速度や歩道の狭さが通行や通学の安全を脅かしている
- ・不登校の増加や子どもたちが遊べる場所の不足

<ぼちぼち・やるやる (地域課題の解決のためにできること)>

- ・困った人を支援する相談窓口を設置し、行政のサポートを強化
- ・子育てに関する悩み相談窓口や地域内の集まりを提供
- ・高齢者の調理支援 (料理教室、高齢者食堂) や交流の場を増設
- ・部落での体操教室やゴミ出しの支援体制を整備
- ・買い物できる店や居酒屋の設置を検討
- ・新コミュニティセンターを拠点にしたイベントの開催
- ・コミュニティの取組の共有やスポーツを通じた世代交流の企画
- ・高齢者と高校生を巻き込む食堂の企画や交流イベント
- ・コミセン酒場やカフェを通じて親しみやすい場を提供

【まとめ】

人口は減少傾向にあり、前期高齢者人口は増加傾向、他の年代で減少傾向にあり、R22年に人口8,551人、高齢化率が36.8%と推計されます。ワークショップでは整った生活環境、高齢者支援と福祉活動、自然豊かな環境などの活き活き・きらきらがあり、もやもやに対して、子育て世代と困りごとの相談支援、高齢者支援と交流の場づくり、生活環境の改善と利便性向上、イベントの充実と情報発信、地域のつながりと交流の促進、高齢者と若者の交流活動など、ぼちぼち・やるやるの具体的な取組が検討されました。

6 住民座談会（全体会）の詳細

各地区で実施した、地域福祉に関する住民座談会の結果を踏まえて、島しょ部を除いた中学校区単位で、みんなで協力してやれることを考えました。

住民座談会（全体会）での意見については、参加者から出された多様な意見を幅広く取りまとめたものです。記載された内容は、予算や実施可能性を考慮したものでなく、自由な発想に基づく提案を含んでいます。

東中学校区

みんなでやるやる（隣の地区、団体・事業所・企業と一緒にやれること）

- ・ コミュニティを超えた外国人住民との交流（警察・コンビニ・施設などとの協力）
- ・ 小学校・こども園との連携による地域活動（広報誌配布・協働本部）
- ・ パントリー活動や 100 円ショップなど地域資源の活用（食品・野菜・障がい者施設のパン）
- ・ 高齢者・障がい者への防災と見守り体制づくり（名簿の活用含む）
- ・ 趣味や防犯訓練の推進による自治会活動の活性化
- ・ 保育支援・カフェ開放など、こどもの居場所と母親支援の充実
- ・ 散歩マップ・ウォーキングコースによる地域資源の再発見
- ・ 社会資源や観光を活かした仕事づくりと地域づくり
- ・ ホームページでの情報発信による自治会未加入者との接点確保
- ・ 防災活動の強化と継続的な訓練の実施（自治会長の年 1 回参加など）

西中学校区

みんなでやるやる（隣の地区、団体・事業所・企業と一緒にやれること）

- ・ こども主体のイベント企画や学校・PTA との協働活動
- ・ 高校生・企業との連携による世代間交流の促進
- ・ 地域資源を活かしたマップ作成や地産地消の学びの場づくり
- ・ イベント・取材による地域の魅力発信と住民参加の促進
- ・ SNS・広報誌の電子化などによる情報発信の充実
- ・ バス車内でのチラシ掲示、ケーブルテレビなど公共メディアを使った地域 PR
- ・ コミュニティセンターや地域サロンを活用した居場所づくり
- ・ 軽食の提供・ポイント制度などで誰もが参加しやすいしくみを工夫
- ・ 自治会加入率の低下・資金不足などへの改善策検討
- ・ 高齢者支援・防災力強化を視野に入れた地域全体の取組

南中学校区

みんなでやるやる（隣の地区、団体・事業所・企業と一緒にやれること）

- ・コミュニティセンターを拠点にしたサロン活動やイベントで、誰もが気軽に集まれる場を整備
- ・軽食の提供やポイント制度の導入により、参加のハードルを下げる工夫を実施
- ・空き家の利活用を通じて、世代を超えた交流拠点の構築を目指す
- ・地域の住みやすさ（店舗の多さなど）をいかした暮らし支援活動を展開
- ・一斉清掃や親子イベント、料理活動など、こども主体の地域参加を推進
- ・近所のこどもが自由に遊べる居場所づくり
- ・小学生との歴史探訪を通して、地域への愛着と学びの機会を創出
- ・こども食堂やみんなの食堂を通じた多世代の交流を促進
- ・神社祭りや社会見学など、文化・歴史への関心を高める行事の活性化
- ・高齢者の買物支援やお弁当の配食サービスの充実、自動運転バス導入の検討

綾歌中学校区

みんなでやるやる（隣の地区、団体・事業所・企業と一緒にやれること）

- ・高齢者や子育て世帯への移動販売サービスの実施要望
- ・コンビニ商品即配達サービスを活用した注文品の配達（配達料が必要）
- ・3小学校間の交流の場を増やす提案
- ・防災活動に地元企業の協力要請
- ・移動手段問題の解決策としてデマンドタクシーや移動販売の導入
- ・若い世代（中学生以上）が積極的に参加できるイベントの開催
- ・警察・地元企業・住民を巻き込んだ防犯訓練の実施

飯山中学校区

みんなでやるやる（隣の地区、団体・事業所・企業と一緒にやれること）

- ・一人暮らし高齢者への思いやり事業の強化
- ・徘徊見守り活動の必要性
- ・若い世代が地域づくりに参画できるしくみづくりの重要性
- ・こども食堂と高齢者食堂のコラボレーション
- ・コミュニティの役員の負担軽減や推進部隊の結成の検討
- ・若者やこどもが参加できるイベントの開催（体験ゲーム、映画、アニメ）
- ・灯油宅配とたすけあいサービスの連携

7 用語解説

【あ行】

◆アウトリーチ

支援を必要とする人が相談に来るのを待つのではなく、支援者側が積極的に訪問・介入し支援する手法。多様な支援ニーズに迅速に対応するための地域福祉活動の基本的なアプローチである。

◆アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

重層的支援体制整備事業を構成する事業の一つ。支援が届きにくい本人や世帯に直接出向いて（アウトリーチ）、関係性を構築し、継続的な支援を行う事業である。

◆ウェルカム広場

妊婦や子育て中の親子が集い、情報交換や育児相談などを行う場。地域住民の交流および支え合いの拠点として位置付けられている。

【か行】

◆救護施設

病気や障がいなどにより日常生活を営むことが著しく困難な人を入所させて、生活の援助や機能訓練などを行う社会福祉施設。

◆矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、及び少年鑑別所を総称するもの。

◆コアメンバー

組織やネットワークにおける中心的役割を担うメンバーのこと。

◆合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年齢別出生率を前提とした場合に一人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当する。

◆更生緊急保護

更生保護法に基づく制度で、刑事手続や保護処分による身体拘束を解かれた後、生活困窮や援助不足により社会復帰が困難な者に対して、本人の申出により、緊急的に保護を行うこと。

◆更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

◆（丸亀市）こども家庭センター

全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。

◆こども食堂

こどもに対し、無料又は安価で食事を提供する活動や居場所。

◆コミュニティ

本市では、小学校区を単位として17のコミュニティが組織され、コミュニティ組織には、自治会や老人クラブ、PTAなど、地域に所在する各種団体・協議会などが参加し、コミュニティセンターを中心に活動している。

◆コーディネーター

社会福祉においては、様々な施設や機関、人からの支援が同時に必要になる場合に、互いに連携を図り、それぞれの役割を調整しながら全体としての支援を行うことが必要な場面が多くあり、その調整を行う人のこと。

【さ行】

◆災害時避難行動要支援者制度

災害時に特に支援が必要な要配慮者を対象に、適切な避難行動を支援するための制度。

◆災害ボランティアセンター

災害時に被災地の社会福祉協議会が中心となって開設し、支援に訪れる個人ボランティアの受付・登録・調整（マッチング）を行い、被災者のニーズとボランティアを結びつけるための拠点。

◆在宅医療介護連携支援センター

在宅医療と介護の連携を強化するための拠点。地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの多職種が協力し、在宅医療の支援体制を構築する。

◆再犯防止推進計画

犯罪歴のある者の再犯防止を目的とし、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るための施策を定めた計画で、防犯上の観点からも、地域福祉計画と連携して実施される重要計画。

◆里親制度

保護者の病気や離婚、虐待など様々な事情により家庭で暮らせないこどもを、自分の家庭に迎え入れて養育する制度。

◆参加支援事業

重層的支援体制整備事業を構成する事業の一つ。社会とのつながりを作るための支援を必要とする人に対し、個々の状況に合わせて、地域での活動や就労に向けた働きかけを行う事業。

◆支援会議

重層的支援体制整備事業を実施する市町村が組織することができる会議で、支援関係機関等の関係者により構成される。支援関係機関がそれぞれ把握しながらも支援が届いていない事案の情報共有や支援体制検討の円滑化を目的に開催する。

◆市民交流活動センターマルタス

NPO や活動団体、市民活動を行う団体や個人を支援し、市民と行政・様々な分野の NPO ・企業・大学等を繋ぎ、「人づくり」を行うための施設。

◆重層的支援会議

重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性などの協議を行ったりする。

◆重層的支援体制整備事業

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

◆住宅セーフティネット

自力で住宅の確保が困難な者に対し、行政が関与・支援することにより、居住の安定を図るもの。

◆就労準備支援事業

長期間の離職や健康・生活上の課題等により直ちに一般就労が困難な生活困窮者を対象に、生活リズムの改善、コミュニケーション訓練、職場体験等を通じて「働く準備」を整える支援を行う事業。

◆障がい者就業・生活支援センター

障がいのある方が就労面や生活面について気軽に相談できる福祉施設。主に障がいのある方の雇用促進や就労の安定を目的としている。

◆少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。

◆情報ほっと♡メール

丸亀市社会福祉協議会が行なっている携帯電話等のメール機能を活用した情報共有のしくみ。警察・行政から情報提供を受けた認知症等による行方不明者検索情報を迅速に配信することにより、行方不明者の早期発見や事件事故の防止を目的とするもの。

◆情報リテラシー

主にインターネットサイトなどで発信されている情報を、適切に判断して意図や意味を読み取ること。また、自分の考えを発信できるスキルのこと。

◆スクールカウンセラー

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家のこと。児童・生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童・生徒への指導についての相談に応じる。

◆スクールソーシャルワーカー

こどもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のことをいう。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応する。

◆生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法による定義）。

◆生活保護受給者等就労自立促進事業

ハローワークと自治体の協定に基づき、生活保護受給者やこれに準ずる生活困窮者を対象に、生活保護からの脱却や収入の増加を図るために、就労に向けた相談支援や職場定着支援などを一体的に行う事業。

◆精神デイケア

再発防止、生活リズムの改善、自立と成長、地域生活の充実、対人関係の練習、体力や集中力の回復などを目的に、グループ活動を通してリハビリテーションを行う場所。

◆生成 AI

文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称。

◆ ソーシャルインクルージョン

社会的に弱い立場の人であっても排除されることのない共生社会をめざし、相互に支え合うことができる地域社会をめざしていく考え方。

【た行】

◆ 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業を構成する事業の一つ。複合化・複雑化した支援ニーズに対し、複数の機関が協働して支援を行う事業である。

◆ ダブルケア

子育てと介護を同時に担う状況を指す用語。高齢化が進む社会において、家庭内の多重負担問題となっている。

◆ 地域学校協働活動

教育基本法第13条に基づき、学校、家庭、地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力する活動。地域のつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手不足や教育力の低下、保護者の孤立など、学校だけでなく、地域全体で未来を担うこどもたちの学びや成長を支えるしくみが必要となっている。

◆ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。

◆ 地域包括ケアシステム

高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

◆ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう支援するための公的機関。主に65歳以上の高齢者やその家族を対象に、介護・福祉・医療・保健などに関する総合的な相談窓口として機能する。

◆ 特別養子縁組

こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもと実親との法的な親子関係を解消し、養親と安定した親子関係を確立する制度。

【な行】

◆ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいがあるため、判断能力が十分でない方に対して、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続き支援や日常の金銭管理を行う事業。

◆ 認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民が交流し支え合う場。

◆ 認知症サポーター

認知症に関する知識と理解を深め、地域の緩やかな見守りを行う市民。

【は行】

◆ ハザードマップ

地域の災害リスクや避難情報を視覚的に示した地図。災害時の迅速な避難行動を促すための基本ツールとして導入が推進される。

◆ 8050 問題

中高年のひきこもり状態にあるこどもが高齢の親に経済面や生活面で依存していた状態から、その関係を維持し続けることが困難になり、経済的・社会的に困窮する状態に陥るといった社会問題を指す。

◆ 発達障がい

発達段階における多様な障がいを指す。

◆ ハッピーサポート丸亀

地区担当保健師が中心となって、妊娠届出時からの出会いをスタートに、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などで継続してサポートする。また、こどもが健やかに成長するために、産後ケア事業や各種相談などさまざまな母子保健事業を行っている。

◆ バリアフリー

高齢者、障がい者等の生活の妨げとなる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策や具体的に障がいを取り除いた状態を指す。

◆ ひきこもり

特定の病気や障がいではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義などを参考にすると、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある人、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある人、支援を必要とする状態にある人を指す。

◆ ファシリテーター

ワークショップなどで参加者の意見を引き出し、話し合いを円滑に進める進行役。参加者が主体的に活動できるよう環境を整え、議論の流れを調整する。

◆ ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

◆ 福祉協力員

各地区コミュニティが推薦した地域に居住する住民であり、身近な地域における生活上の困難や福祉課題の発見、解決に向けた活動、見守り活動などの支援を行う。また、民生委員・児童委員や福祉ママについても福祉協力員として連携している。

◆ 福祉タクシー

高齢者や障がい者の移動支援のため、公共または民間で運営されるタクシーサービス。移動支援の充実を図る施策の一環である。

◆ 福祉避難所

災害時の避難生活において、通常の避難所での生活が困難と認められる者を収容する避難所。主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を想定。

◆ 福祉ママ

丸亀市独自の制度であり、丸亀市社会福祉協議会会長から委嘱された福祉ボランティア組織。寝たきり高齢者友愛訪問や福祉施設でのボランティア活動などを行うとともに、コミュニティや民生委員・児童委員と連携して、丸亀市の地域福祉向上を目的とした活動を行っている。

◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

◆ 包括的相談支援事業

重層的支援体制整備事業を構成する事業の一つ。分野を問わず様々な相談を包括的に受け止め、関係機関と連携して支援を行う事業である。

◆ 防災士

災害対応の専門知識を有する資格保有者。地域防災活動を主導する担い手としてその育成が重要である。

◆母子愛育班

こどもたちが健やかに生まれ育ち、病気・障がいがあっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的として活動する組織。市内 16 地区で声かけ活動を中心に、地域の皆さんとの交流行事や、市の業務に参加するなど地域のニーズに応じた活動を行っている。

◆保護観察対象者

家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者、少年院からの仮退院を許されている者、仮釈放を許されている者、刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者の 4 種類。

◆母子保健推進員

市長から委嘱されたボランティアで、妊婦訪問や子育て広場、健診などの母子保健事業に協力している、地域の身近な相談相手のこと。

◆ボランティアアワード

丸亀市内で地域貢献活動やボランティア活動をする高校生や大学生を中心に、1 年間のボランティア活動を振り返る実践報告会を開催。学校の垣根を越えて、情報交換や情報共有を行うことで互いの活動を顕彰し、特に活動が優秀な団体を表彰している。

【ま行】

◆マタニティマーク

妊婦又は出産後間もない産婦であることを周囲の人に知ってもらい、周囲の人が配慮しやすくするためのマーク。マークを身につけていることで、周囲に妊婦であることを示しやすくするもの。

◆丸亀市自立相談支援センター「あすたねっと」

経済的な問題、就労に関すること、ひきこもり等、様々な生活課題を抱えた方や世帯のための相談窓口。丸亀市社会福祉協議会内に設置している。

◆丸亀市生活困窮者自立支援運営協議会

生活困窮者の早期把握や見守りを行い、包括的な支援を行うための関係機関及び関係者が参加するネットワーク会議。

◆丸亀市生活困窮者自立支援調整会議

生活困窮者が困窮状態から早期脱却するための支援内容や支援方針について、関係機関の実務者等で検討を行う会議。

◆ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う児童委員も兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

【や行】

◆ ユニバーサルデザイン

全ての人々が利用可能な環境・製品設計の理念。住環境のバリアフリー化や公共施設設計の基盤として重要。

◆ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行う場。児童福祉法に位置付けられている。本市では代表者会議を年1回、実務者会議を月1回、必要時に個別ケース会を随時開催している。

【ら行】

◆ 隣保館

地域社会全体の中での福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点。開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉施設。

◆ 老人クラブ

老人福祉法に基づき、老人福祉を推進するために地域を基盤とした高齢者(おおむね60歳以上)の会員制による自主的な組織。「健康・友愛・奉仕」を三大運動として掲げ、健康づくりや生きがいづくりを目的とした活動を行うとともに、地域の諸団体と連携して、豊富な知識や経験を活かした活動を行っている。

◆ 老々介護

65歳以上の高齢者が同じ65歳以上の高齢者を介護している状態。

【C】

◆ CSR (Corporate Social Responsibility)・ESG (Environment Social Governance) 活動

CSR は、企業の社会的な責任を意味する。企業が、利潤の追求のみならず、株主以外の従業員、地域社会などのステークホルダー（利害関係者）との対話を通じて社会的公正や環境などに配慮し、持続可能な社会の発展に貢献する取組のこと。ESG は、従来の財務情報だけでなく、これらの非財務価値も考慮した「ESG」投資が SDGs と合わせて注目されている。

【D】

◆ DV Domestic Violence

配偶者や内縁関係、元夫婦や恋人など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。

【I】

◆ ICT Information and Communication Technology

インターネットや携帯情報端末等のコンピューター関連の技術を総称したもの。

【S】

◆ SDGs Sustainable Development Goals

持続可能な開発目標。2015年に国連サミットで採択された17の目標と169のターゲットから構成される国際的な枠組みであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す。地域福祉を含む幅広い施策に反映される重要な国際目標である。

◆ SNS Social Networking Service

インターネット上で利用者同士がつながり、情報共有や交流するためのサービス。

◆ SSW School Social Worker

こどもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のことをいう。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応する。

みんなのふくし丸亀プラン

丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年度～令和13年度

令和8年3月

丸亀市・社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会

編集・発行

丸亀市健康福祉部福祉課

〒763-8501 丸亀市大手町 2-4-21

TEL：0877-24-8873

FAX：0877-24-8861

丸亀市ホームページ

<https://www.city.marugame.lg.jp/>

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会

〒763-0034 丸亀市大手町 2-1-7

TEL：0877-22-5700

FAX：0877-23-8110

丸亀市社会福祉協議会ホームページ

<https://www.marugame-shakyo.or.jp/>